

東かがわ市地域福祉計画

～絆プラン～

【第5期計画】

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月

東かがわ市

はじめに

社会情勢や生活環境の変化により、ライフスタイルや価値観の多様性の広がりが見られる中で、各世帯や一人ひとりが抱える課題も複雑化・複合化してきています。

また、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、社会的孤独・孤立、介護と育児を同時に行っている世帯や生活困窮者の増加など、多様化・複雑化する地域課題に対応していく必要があります。

本市では、令和元年度に「東かがわ市地域福祉計画【第4期計画】」を策定し、「誰もが安心して自立した日常生活を送ることができる東かがわ市」を目指し、各種事業の推進に取り組んでまいりました。

この度、新たに地域福祉を総合的に推進していくための計画として、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「東かがわ市地域福祉計画【第5期計画】」を策定いたしました。本市では、地域福祉活動や福祉のまちづくりの在り方等について、市民の皆さまの意識を把握する目的でアンケート調査を実施し、本計画に反映させるとともに、計画策定の基礎資料とするため、地域で活躍されている各種団体の皆さまを対象に、市内3地区で各3回のワークショップ方式による「地域懇談会」を開催し、さまざまなご意見を本計画に盛り込みました。

本計画では、世代や分野を超えてつながり、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すことを基本理念とし、地域住民同士に助け合い・支え合いの心が根づき、地域住民の誰もが幸せに暮らせる地域づくり「絆のまち」を目指し、各種事業を推進してまいります。今後とも本計画の趣旨、理念をご理解のうえ、皆さまのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご協議をいただきました東かがわ市地域福祉計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、調査等にご協力いただきました関係団体、市民の皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

東かがわ市長 上村 一郎



目次

第1章 計画策定の概要	1
1 “地域福祉”とは	1
2 計画の趣旨	2
3 計画策定の留意点	2
4 地域福祉推進の目的	3
5 計画の位置づけ	4
6 計画の期間	6
7 計画の進行管理	6
8 計画の策定体制	6
第2章 東かがわ市の福祉を取り巻く現状	8
1 人口の推移	8
2 世帯の状況	11
3 福祉関連の統計	12
4 各種相談状況	14
第3章 第4期計画の取り組み状況	15
第4章 計画の基本方針	19
1 計画の基本理念	19
2 計画の基本目標	21
3 計画の体系	23
第5章 計画の推進	24
1 みんなで支え合い、助け合う体制づくり	24
2 地域福祉を進める意識づくり	28
3 地域福祉を支える担い手づくり	30
4 地域の生活を支える体制づくり	33
第6章 東かがわ市成年後見制度利用促進基本計画	45
1 “成年後見制度”とは	45
2 成年後見制度の種類と仕組み	45
3 基本計画策定の背景及び目的	46
4 成年後見制度利用に関する現状と課題	46
5 計画の推進	47
第7章 東かがわ市再犯防止推進計画	49
1 計画策定の背景及び目的	49
2 再犯防止に関する現状と課題	50
3 計画の推進	50

第8章 参考資料	52
1 地域福祉に関するアンケート調査結果概要	52
2 東かがわ市地域福祉計画策定委員会設置要綱	81
3 東かがわ市地域福祉計画策定委員会 委員名簿	82

第1章 計画策定の概要

I “地域福祉”とは

(1)「地域」とは

地域福祉を進めていく上での「地域」のとらえ方は、地域の課題や取り組みの大きさにより、その時々で異なります。

市全体で取り組むこと、市内各地区で取り組むこと、市民が暮らす身近な地区で取り組むことなど、地域を重層的に捉え、それぞれのエリアにおいて、効果的な活動を図ることが重要です。

(2)「福祉」とは

「福祉 (Welfare)」とは、幸福 (しあわせ) のことです。また、生活をしていく上で何らかの支援を必要とする特定の人にサービス等を提供し、誰もが安全に安心して暮らせる“幸福 (しあわせ) な生活”を維持していくことが、「社会福祉 (social-welfare)」という考え方です。

(3)「地域福祉」とは

「社会福祉」は支援を必要とする特定の人に向けた福祉の考え方ですが、「地域福祉」とは、特定の人に限定せず、“地域に住む誰もが”、“地域で”、その人らしい生活を送れるよう、市民、ボランティア、NPO、事業者、市、社会福祉協議会等が協力してつくる「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

「暮らしやすい地域づくり」を進めるためには、日頃、日常生活の身の回りで発生する問題を解決していかなければなりません。

このとき、自分のことを自分でする (自助)、お互いに不足部分を補い合うボランティアや住民同士が支え合う (互助)、支え合いのシステムである社会保障制度及びサービスを利用する (共助)、生活保護など専門的な福祉サービスを利用する (公助) という、「自助」「互助」「共助」「公助」という考え方が重要となってきます。

地域で生活するすべての人の安心と幸せを実現するために、この「自助」「互助」「共助」「公助」を踏まえた“地域の助け合いによる福祉”が「地域福祉」の趣旨です。

2 計画の趣旨

社会情勢や生活環境の変化によりライフスタイルや価値観の多様性の広がりが見られる中で、各世帯や一人ひとりが抱える課題も複雑化・複合化してきています。これらの課題に対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスに加えて、地域住民や地域活動団体等と協働して地域全体で課題の解決に向けた取り組みを進めることが求められています。

国においては、平成 12 年に社会福祉事業法が改正されて社会福祉法となり、新しい社会福祉の方向性が示され、「地域福祉の充実」が社会福祉の基本理念の一つとして位置づけられました。さらに平成 29 年には社会福祉法が介護保険法等とともに改正されました。それにより、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現をめざす方向性が示されました。

本市では令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年計画として、第 4 期東かがわ市地域福祉計画を進めてきましたが、計画の終了に伴い、新たな計画を策定することとなりました。

国がめざす方向を踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを本市でも推進することにより、地域住民同士の助け合い・支え合いの心による生活の質の向上と、すべての人がいつまでも安全・安心に住み続けられる地域づくりに努めます。

3 計画策定の留意点

国において、各自治体で地域福祉を推進する上での現状と課題として、次のような内容が示されています。

地域福祉をめぐる現状と課題
<ul style="list-style-type: none">●世帯の複合課題<ul style="list-style-type: none">・高齢の親と働いていない独身の 50 歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050 問題」）・介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）・保護者の都合や家庭の事情等により、家事や家族の世話を日常的に行っている子ども（いわゆる「ヤングケアラー」）●制度の狭間にある課題<ul style="list-style-type: none">・制度の対象外、基準外、一時的なケース（生活保護費を下回る収入しか得られない「ワーキングプア」、障害者手帳を持っていない発達障がいの人など）●社会的孤独・孤立<ul style="list-style-type: none">・頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難●地域の福祉力の脆弱化<ul style="list-style-type: none">・少子高齢化や人口減少の進行等により地域で課題を解決していく力の脆弱化●新たな地域福祉課題<ul style="list-style-type: none">・単身世帯の増加、入退院の対応や看取り、死亡後の対応等

これら国が示す現状と課題を踏まえて、各自治体が策定する地域福祉計画について福祉関連個別計画の上位計画に位置づけるとともに、地域福祉計画において福祉関連計画の各分野における共通事項を定める必要性が示されました。

さらに、地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする地域住民が抱える多様で複合的な生活課題について、地域福祉計画に盛り込むべき事項について、次の5つが示されました。

(社会福祉法第107条に基づく)

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

4 地域福祉推進の目的

社会福祉法第4条第2項において、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）」を地域福祉推進の主体とし、「地域住民等が相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」ことを地域福祉推進の目的としています。

○ 地域福祉活動への主体的な参加

互いの価値観や存在意義を認め合う中で、地域住民等が地域社会の一員として地域福祉課題の解決に携わるとともに、助け合い・支え合いの精神により普段から地域福祉活動に主体的に参加できる機会を提供します。

○ 共に生きる社会づくり

生活困窮者や障がいのある人等を排除するのではなく、地域社会への参加等によりその人の存在を受け入れる共生社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現のため、地域住民同士が互いの個性や多様性を認め合える心の育成に取り組みます。

○ 協働による地域づくり

福祉サービスは、従来は行政、社会福祉協議会及び福祉事業者が提供の主体でしたが、各種団体や地域住民との連携による支援やサービスの提供も全国的に見られるようになっていきます。本市においても福祉サービスの充実や地域福祉活動の活性化のため、行政、社会福祉協議会及び地域住民や地域活動団体等が協働できる機会や場づくりを行います。

○ セーフティネットの充実

生活困窮者やひきこもり状態にある人等について、専門職による伴走型支援に加え、近隣住民や民生委員・児童委員等による日常の見守りや関わり等により、課題を抱える本人や世帯の意思と尊厳を尊重しながら、人と人とのつながりや社会とのつながりを回復し、自立した生活が営めるように支援します。

○ 重層的支援体制の整備

令和2年6月の社会福祉法改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等による継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されています。本市においては、「重層的支援体制整備事業」を令和7年度から実施します。今後、庁内関係課及び関係機関・各種団体等と連携し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制づくりを進めます。

5 計画の位置づけ

（1）地域福祉計画（市が策定する計画）

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として位置づけられ、市が策定する行政計画です。

既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、東かがわ市に暮らすすべての市民を対象とした、地域における福祉活動を進めるための基本計画となります。

（2）地域福祉活動計画（社会福祉協議会が策定する計画）

地域福祉活動計画は、市民参加の下に地域住民、ボランティア、NPO等が自主的・自発的な活動を行いながら、お互いに連携し地域での組織化を具体的に進めていく、「共助（住民活動）」の性格をより明確にした計画です。

そのため、社会福祉協議会は、地域福祉活動を進めるための中心的な役割を果たすと同時に、計画策定に関わる作業過程そのものが、社会福祉協議会の事業としても重要なものとなっています。

（3）成年後見制度利用促進基本計画

本計画を、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含するものとして位置づけます。

(4) 再犯防止推進計画

本計画を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の「当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」を包含するものとして位置づけます。

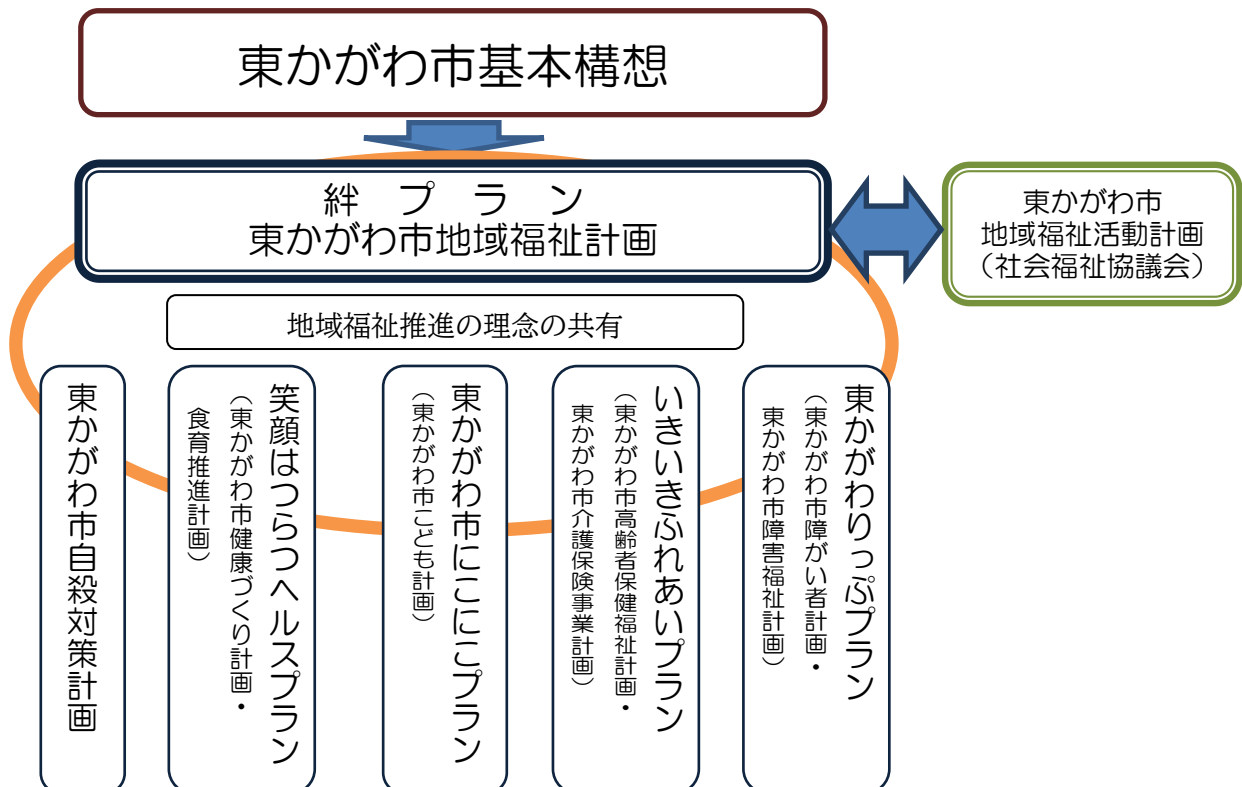
(5) 市の他計画との関係

地域福祉計画は、「東かがわ市基本構想」を上位計画とし、保健福祉分野の個別計画である「東かがわ市高齢者保健福祉計画・東かがわ市介護保険事業計画」（いきいきふれあいプラン）、「東かがわ市障がい者計画・東かがわ市障害福祉計画」（東かがわ りっぷプラン）、「東かがわ市子ども計画」（東かがわ市にこにこプラン）、「東かがわ市健康づくり計画・食育推進計画」（笑顔はつらつヘルスプラン）、「東かがわ市自殺対策計画」、東かがわ市社会福祉協議会が策定する「東かがわ市地域福祉活動計画」に共通する地域福祉推進の理念を相互につなぐ役割を果たすとともに、地域福祉の推進を図るための基本的な方向性を示すものです。

(6) 地域福祉活動計画との関係

地域福祉を進めるための理念やしくみをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための市民の活動・行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画となります。

市が策定する地域福祉計画と、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とは、重複している部分が多くあり、市と社会福祉協議会が連携しながら策定していくことが効率的であることから、一体的に見直しを行っています。



6 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とし、5年後に見直しを行います。なお、5年後の見直しの際には、東かがわ市社会福祉協議会が策定している地域福祉活動計画と同時に見直しを行います。

7 計画の進行管理

地域福祉計画の進捗状況については、「東かがわ市保健と福祉のふれあい会議」において進行管理を行います。

8 計画の策定体制

(1) 策定委員会の開催

計画を検討する場として「東かがわ市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画の審議、検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

計画策定に当たり、地域福祉活動や福祉のまちづくりの在り方等について、市民の意識を把握する目的でアンケート調査を行いました。

- ・調査期間：令和6年8月1日～8月26日
- ・調査対象：16歳以上の市民から無作為抽出した1,000人
- ・調査方法：郵送方式
- ・回収数：463人（回収率46.3%）

(3) パブリックコメント

市民の代表、福祉団体関係者等により構成される東かがわ市地域福祉計画策定委員会において検討し、作成した計画素案を市民に公表し、広く意見を求めることを目的に実施しました。

- ・公表方法：東かがわ市ホームページ
- ・公表期間・意見聴取期間：令和7年1月31日～2月13日
- ・ホームページアクセス数：117件
- ・意見聴取件数：0件

(4) 地域福祉に関する地域懇談会の開催

計画策定の基礎資料とするため地域福祉の担い手である各種団体会員、住民を対象に、ワークショップ方式による地域懇談会を開催しました。

- ・実施期間：令和6年7月8日 ～ 令和6年12月4日
- ・実施回数：9回
- ・実施方法：ワークショップ方式
- ・参加延数：385人

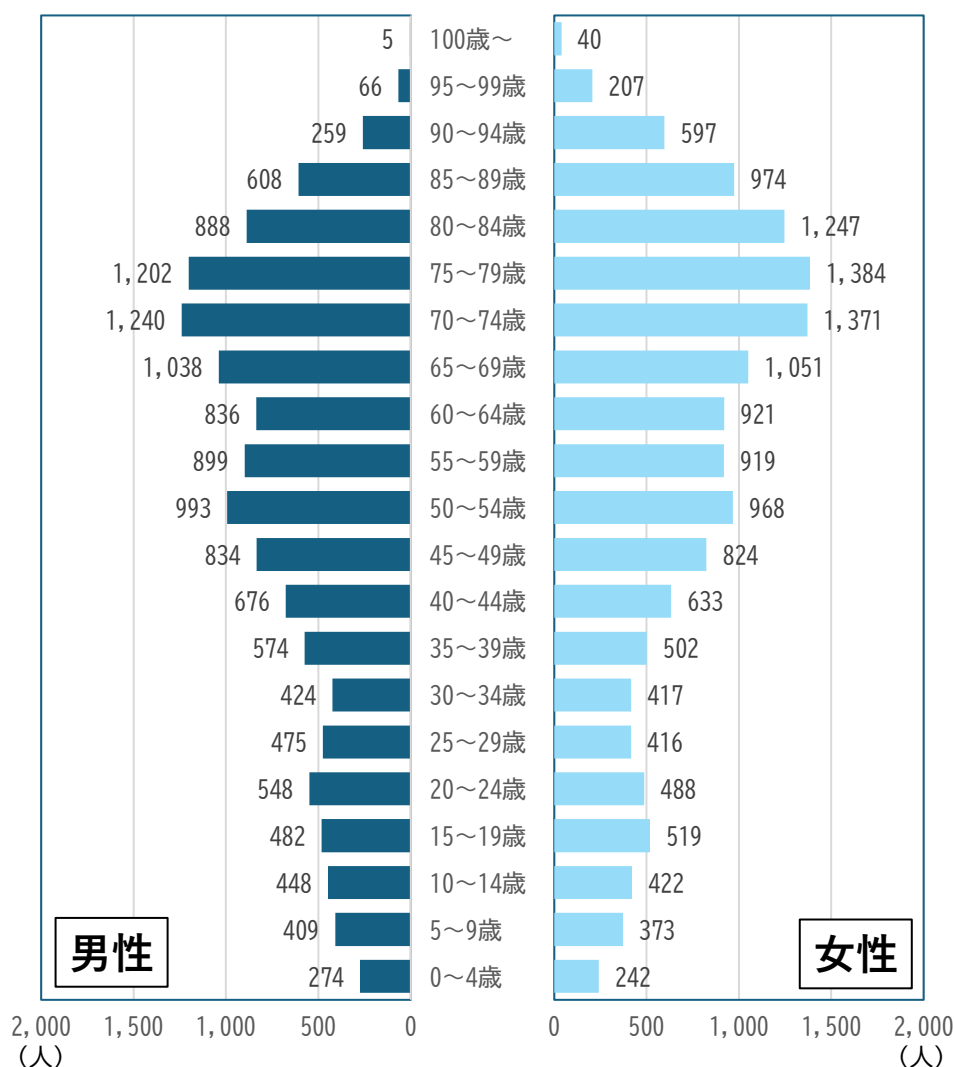
第2章 東かがわ市の福祉を取り巻く現状

I 人口の推移

(1) 人口ピラミッド

本市の性別・年齢5歳区分別の人口構成は、男女とも65歳以上の高齢層が多く、特に女性の80歳以上の人口は男性を大きく上回っています。また、25～35歳の若年層が特に少なくなっており、少子高齢化は今後ますます進展するものと考えられます。

【人口ピラミッド（令和6年4月1日現在）】



資料：住民基本台帳

(2) 総人口の推移と高齢化の状況

本市の総人口は減少が続いており、令和6年4月1日現在の人口は27,693人となっています。

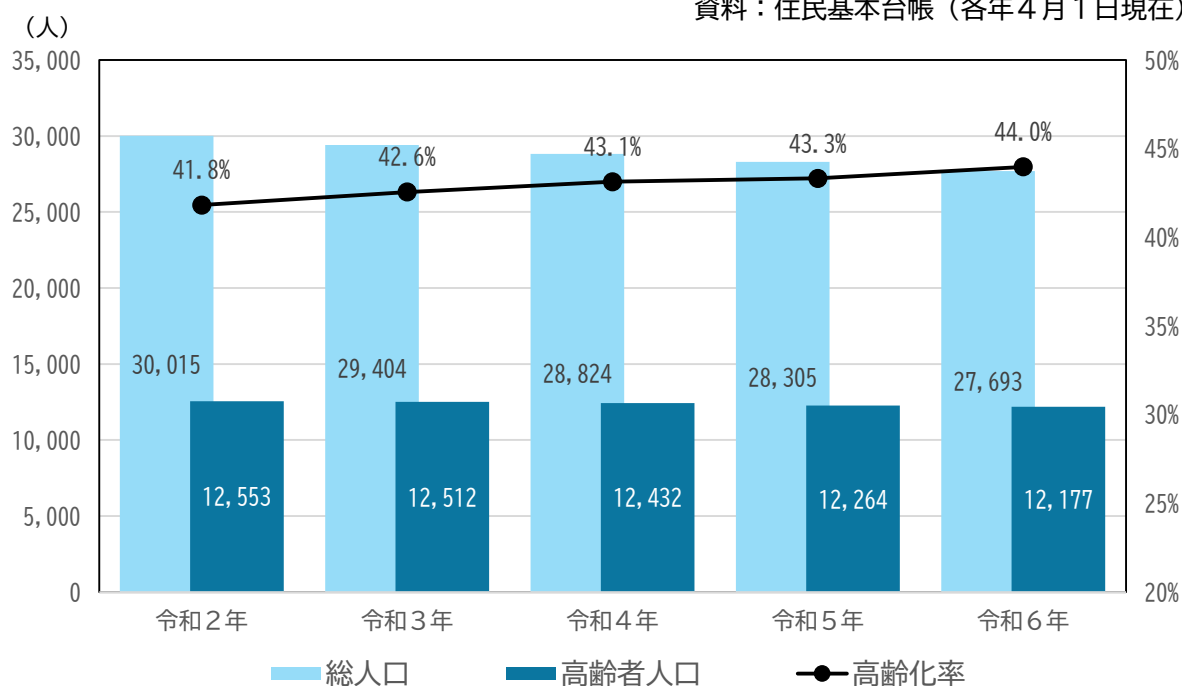
今までは総人口が減少している一方、65歳以上の高齢者数は増加していましたが、近年は高齢者数も減少する本格的な人口減少の局面となっていますが、高齢化率は増加を続けています。

【総人口と高齢化の状況】

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	30,015	29,404	28,824	28,305	27,693
40～64歳	9,201	8,969	8,794	8,697	8,503
（総人口比）	30.7%	30.5%	30.5%	30.7%	30.7%
65～74歳	5,494	5,576	5,393	4,993	4,700
（総人口比）	18.3%	19.0%	18.7%	17.6%	17.0%
65～69歳	2,509	2,390	2,252	2,113	2,089
70～74歳	2,985	3,186	3,141	2,880	2,611
75歳以上	7,059	6,936	7,039	7,271	7,477
（総人口比）	23.5%	23.6%	24.4%	25.7%	27.0%
75～79歳	2,522	2,312	2,281	2,456	2,586
80～84歳	2,006	2,000	2,073	2,085	2,135
85歳以上	2,531	2,624	2,685	2,730	2,756
高齢者人口	12,553	12,512	12,432	12,264	12,177
（総人口比）	41.8%	42.6%	43.1%	43.3%	44.0%

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



(3) 少子化の進行

本市の出生率は近年減少傾向にあり、令和4年以降は100人を割り、令和5年の出生数は84人となっています。

平成30年から令和4年の合計特殊出生率は1.38となっており、全国の1.33を上回りますが、香川県の1.50を下回る数値となっています。

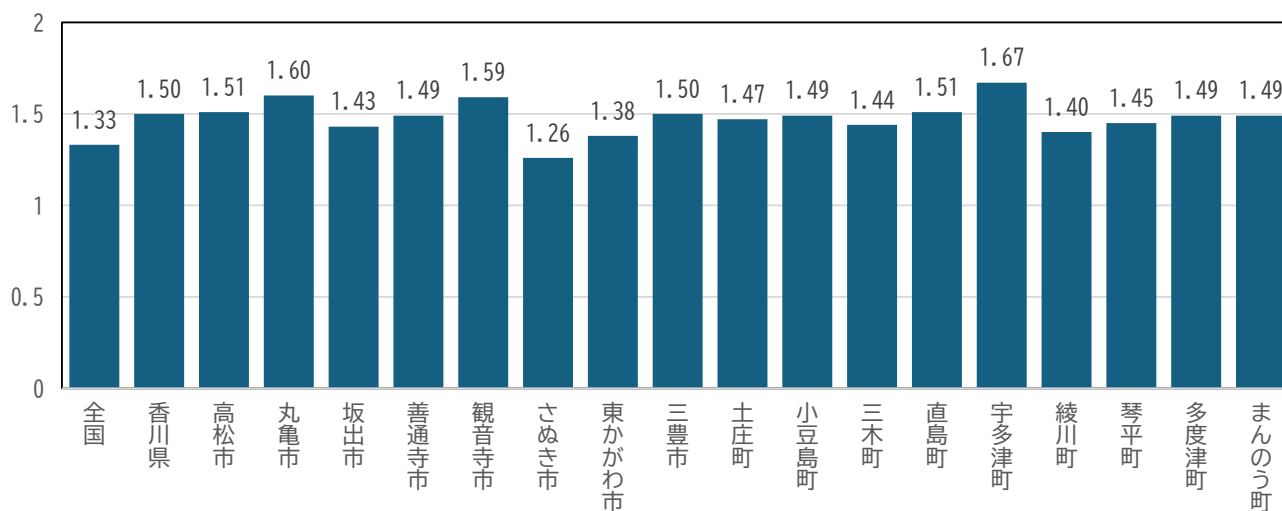
【出生数の推移】

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数	102	116	106	92	84

資料：東かがわ市こども家庭課

【県内市町の合計特殊出生率の比較（平成30年～令和4年）】

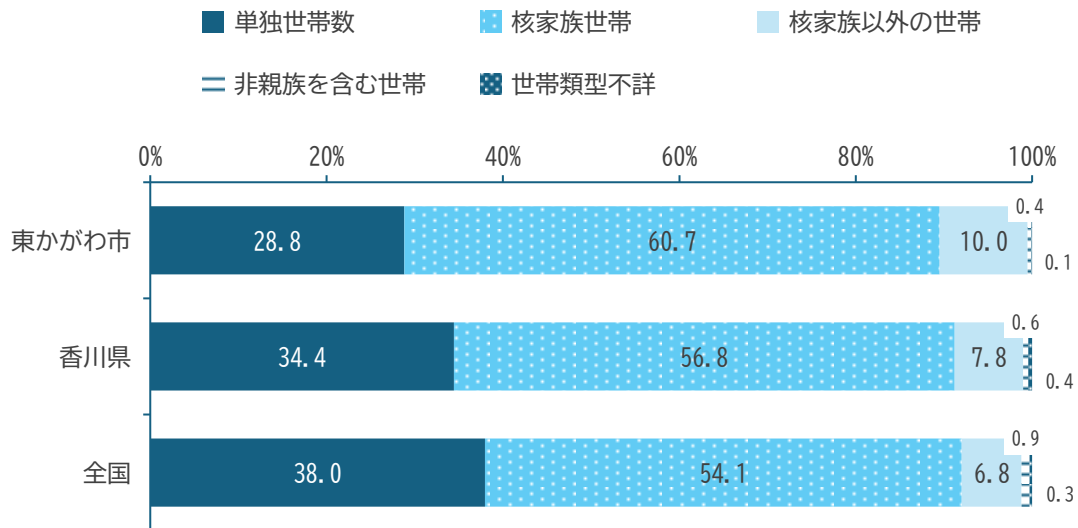


資料：人口動態統計特殊報告

2 世帯の状況

本市は、単独世帯の割合が県や全国に比べて低く、核家族世帯や核家族以外の世帯の割合が高くなっています。

【世帯構成の比較（令和2年）】



資料：国勢調査（令和2年）

3 福祉関連の統計

一般世帯数は減少、高齢者のいる世帯数は近年増加していましたが、平成 27 年以降は減少に転じています。

要介護（要支援）認定者数は近年増加していましたが、令和 4 年以降は減少に転じています。

障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳は減少傾向、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は横ばい傾向にあります。

ひとり親世帯数は、母子世帯、父子世帯とも一般世帯に占める割合は香川県を下回っています。

生活保護世帯数、被保護人員数ともに増加傾向にあります。

【高齢者世帯数等】

単位：世帯

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯	12,943	12,880	12,730	12,413	11,887
高齢者のいる世帯	6,383	6,875	7,245	7,648	7,552
高齢者単身世帯	1,109	1,393	1,648	1,973	2,192
高齢者夫婦のみ世帯	1,687	2,001	2,228	2,468	2,443
後期高齢者のいる世帯	3,217	3,722	4,260	4,442	4,571
後期高齢者単身世帯	546	750	1,018	1,210	1,413
後期高齢者のいる夫婦のみ世帯	540	821	1,088	1,268	1,332

資料：国勢調査

【要介護（要支援）認定者数】

単位：人

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
要支援 1	167	158	160	171	174
要支援 2	423	388	417	432	459
要介護 1	332	349	346	362	337
要介護 2	604	614	653	603	618
要介護 3	473	504	553	574	555
要介護 4	325	379	351	377	376
要介護 5	202	217	212	225	205
計	2,526	2,609	2,692	2,744	2,724

資料：介護保険事業状況報告月報（各年 9 月末）

【障害者手帳所持者数】

単位：人

	身体					計	療育	精神
	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害			
令和2年	111	173	21	672	563	1,540	253	197
令和3年	107	161	21	665	567	1,521	257	166
令和4年	94	160	22	650	552	1,478	255	187
令和5年	95	162	22	627	546	1,452	259	189
令和6年	91	165	19	581	527	1,383	258	200

資料：香川県障害福祉課（各年3月末）

【ひとり親世帯数】

単位：世帯

	一般世帯数	母子世帯		父子世帯	
		実数	割合	実数	割合
東かがわ市	11,887	134	1.13%	13	0.11%
香川県	406,062	5,519	1.36%	731	0.18%

資料：国勢調査

【生活保護世帯・人員数】

単位：世帯、人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
被保護世帯数	150	147	150	157	159
被保護人員数	179	175	181	197	197

資料：福祉行政報告（各年4月1日）

4 各種相談状況

地域包括支援センターにおける相談件数は、介護保険その他の保険サービスに関する相談は令和4年度、権利擁護（成年後見制度等）に関する相談は令和3年度以降は減少に転じ、高齢者虐待に関する相談は横ばい傾向です。

成年後見制度市長申立件数は、毎年数件となっています。

児童虐待に関する相談対応件数は増加傾向にあり、特に養護相談（虐待以外）の増加が目立っています。

【地域包括支援センターにおける相談件数】

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護保険その他の保険サービスに関すること	851	1,453	2,872	3,848	2,589
権利擁護（成年後見制度等）に関すること	666	471	778	747	468
高齢者虐待に関すること	30	26	38	37	27

【成年後見制度市長申立件数】

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	2	6	1	4	3

【児童虐待に関する相談件数】

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
虐待相談（通告）	39	36	50	47	55
養護相談（虐待以外）	13	17	17	37	43
保健相談	0	0	0	0	0
障害相談	0	0	0	0	0
非行相談	0	0	0	0	0
育成相談	0	0	0	0	0
その他の相談	11	10	8	8	7
計	63	63	75	92	105

第3章 第4期計画の取り組み状況

項目		年度			
		2	3	4	5
1	みんなで支え合い、助け合う仕組みづくり	/	/	/	/
	(1) 住民主体による地域を支える体制づくり	/	/	/	/
	民生委員・児童委員による一人暮らし高齢者並びに高齢者世帯の実態を調査		○	○	○
	社会福祉協議会広報紙への掲載	○	○	○	○
	新しい総合事業の取り組みに係る情報発信	○			
	地域共生社会の実現に向けた取り組みに係る情報発信	○	○	○	○
	地域を支える仕組みづくりに係る住民座談会	○	○	○	○
	地域支え合い活動団体支援	○	○	○	○
	(2) 顔の見える関係づくり	/	/	/	/
	敬老会の開催		○	○	○
	サロン事業の活動紹介と推進支援	○	○	○	○
	社会福祉協議会広報紙への掲載	○	○	○	○
	出前講座等のパンフレットの配布	○	○	○	○
	介護予防講師派遣	○	○	○	○
	社協出前講座	○	○	○	○
	関係出前講座	○	○	○	○
成果課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、従来実施してきた事業が実施できなかったり、開催方法の変更を余儀なくされる状況もありました。 ・ 地域共生社会の実現に向けた取り組みに係る情報発信を実施していますが、「地域共生社会」の名称も内容も知っている人は少ないのが現状です。 ・ 地域間で見守りの体制に格差が生じています。 ・ サロン事業や敬老事業に参加する人が固定化し、参加率も低くなっています。 				
2	地域福祉を進める意識づくり	/	/	/	/
	社会福祉協議会広報紙への掲載	○	○	○	○
	地域福祉用具貸与	○	○	○	○
	福祉教育ボランティア学習事業	○	○	○	○
	東かがわ市社会福祉大会への参加	○	○	○	○

項目		年度			
		2	3	4	5
成果課題	<ul style="list-style-type: none"> ・住民相互の助け合い活動を活発にするために大切なこととして、思いやりの心、優しい心を育てるなど人々の意識への働きかけが必要であり、福祉教育の重要性が一層高まっています。 ・学生時代より、福祉の心を根付かせ育てていく取り組みが必要です。 				
3	地域福祉を支える担い手づくり				
	民生委員・児童委員活動についてPR活動			○	○
	民生委員・児童委員研修会の実施によるスキルアップ		○	○	○
	民生委員・児童委員の先進地研修				○
	福祉委員活動についてPR活動	○	○	○	○
	福祉委員研修会等の実施によるスキルアップ	○	○	○	○
	地域安心ネットワークづくりの推進	○	○	○	○
	地域の情報収集・支援活動	○	○	○	○
	地域資源マップの運用管理	○	○	○	○
	高齢者等見守りネットワーク事業	○	○	○	○
	緊急通報体制整備事業	○	○	○	
	ボランティア人材養成	○	○	○	○
	ボランティアセンターの充実	○	○	○	○
成果課題	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員、福祉委員の認知度は年代が上がるほど高くなっていますが、若年層の認知度向上が課題です。 ・ボランティアやNPO活動への参加機運は高いとはいえないため、ボランティア活動に気軽に参加できるような機会や情報発信の充実が必要です。 ・これまでボランティア活動に参加したことのない人や、地域福祉に関心の低い若い世代にも、ボランティアの情報が届くよう、情報発信の手法を工夫するなど、担い手となる人のすそ野を広げ、多くの人に少しずつ協力してもらうことが重要です。 				
4	地域の生活を支える仕組みづくり				
	(1) 安心して生活ができる仕組みづくり				
	生活福祉資金の貸付による生活支援	○	○	○	○
	無料弁護士相談の開催	○	○	○	○
	司法書士による相続・後見・遺言に関する相談会の開催	○	○	○	○
	総合相談支援	○	○	○	○

項目	年度			
	2	3	4	5
(2) 適切なサービスを利用できる仕組みづくり	/	/	/	/
地区民生委員・児童委員協議会定例会における行政サービスの研修	○	○	○	○
民生委員・児童委員の県民生委員・児童委員協議会及び県社会福祉協議会主催研修会への参加	○		○	○
香川おもいやりネットワーク事業	○	○	○	○
情報発信	○	○	○	○
(3) 人権尊重と権利擁護の推進	/	/	/	/
成年後見制度利用促進推進への取り組み		○	○	○
法人成年後見事業	○	○	○	○
権利擁護に関する講演会	○	○	○	○
日常生活自立支援事業	○	○	○	○
(4) 災害時の支援体制づくり	/	/	/	/
情報の共有（民生委員・児童委員及び福祉委員）	○	○	○	○
避難行動要支援者支援事業説明会 （自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、自主防災組織等）				○
東かがわ市災害ボランティアセンター活動連絡会	○	○	○	○
災害ボランティアセンター設置・運営シミュレーション研修会	○	○	○	○
被災地・防災対策先進地視察研修会			○	○
防災出前講座	○	○	○	○
防災活動支援	○	○	○	○
災害ボランティア養成	○	○	○	○
福祉防災教育学習	○	○	○	○
防災フェスティバル・地域防災講演会			○	○
(5) 地域における防犯・安全対策の推進	/	/	/	/
防犯灯の設置	○	○	○	○
(6) 課題を抱える人に必要な支援が届く仕組みづくり	/	/	/	/
生活困窮者自立支援事業によるワンストップの相談事業	○	○	○	○
(7) 人にやさしい生活環境づくり	/	/	/	/
救急医療情報キット配布事業	○	○	○	○

項目		年度			
		2	3	4	5
成果 課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度、日常生活自立支援事業の認知度が低く、必要な人に情報が届いていない可能性があるため、今一度周知の強化を図るとともに、適切に支援につなぐ仕組みづくりが必要です。 ・ 避難行動要支援者登録制度の認知度が低いことから、本制度について多くの人に理解を広げ、不安を感じている人には名簿への登録を勧めていく必要があります。 ・ 自然災害による被害が全国で頻発する中、災害時にだれもが安全に避難できるよう地域ぐるみで取り組むことの必要性への関心が高まっていることから、地域福祉の視点からの災害時支援の取り組みを重点的な課題の一つとして推進していく必要があります。 ・ ひきこもり、ヤングケアラー、非行や犯罪をした人の立ち直り等、包括的な対応が今後更に求められるとともに、地域の中で支援が必要な人を把握するセーフティネットの充実が必要です。 				

第4章 計画の基本方針

I 計画の基本理念

みんなで支え合う「絆のまち」 －多様な主体がつながる地域づくり－

地域の中では、性別・年齢・国籍や文化の違う人など、ライフスタイルの様々な価値観を持つ人々が暮らしています。加えて、少子高齢化や核家族化の一層の進行に伴い、一人暮らし高齢者等への見守りや孤立の問題、虐待、ヤングケアラーなど、地域の理解や協力なしには解決できない様々な課題があります。

このような課題を解決するためには、身近な地域や市全体でふれあいや支え合いを育むとともに、市民一人ひとりが共通の課題として受け止め、人や地域のネットワークで互いに補い合いながら、地域ぐるみで解決していくことが必要となっています。

東かがわ市基本構想では、コンセプトとして『つながる未来』を掲げ、「ひと・地域・事業者・そと（市外からのヒト・モノ・コト）・行政」の様々な主体が相互につながり、ともにまちづくりビジョンに基づく取り組みを進めていく中で、まち全体が「つながる未来」を創造するプラットフォーム（舞台・土台・きっかけ）として機能するまちを目指しています。

本市に住むすべての市民が、互いに支え合い、助け合って、一人ひとりの絆を深めながら、人権尊重の基本に立ち、市民が互いを認め合い、誰もが住み慣れたまちで、その人らしく自立し心豊かに安心して暮らせるように、また行政が他の主体とともに取り組み、その連携を包括的に推進できるように、上記の基本理念を設定します。

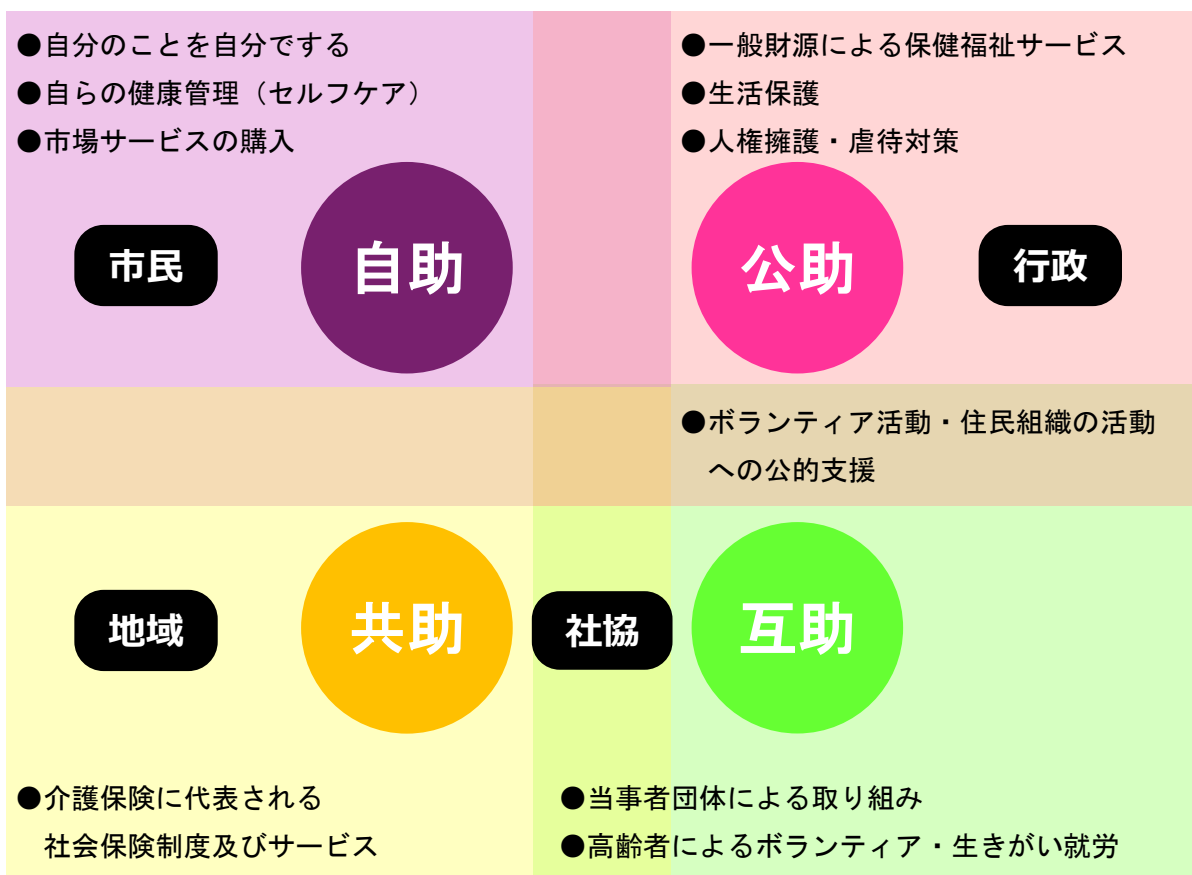
地域共生社会の実現のためには、地域住民同士による福祉活動の強化や、多様で複層的な支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の構築が重要となります。地域住民同士に助け合い・支え合いの心が根つき、地域住民の誰もが幸せに暮らせる地域づくりをめざして、この基本理念のもとに持続可能な福祉のまちづくりに取り組みます。

～自助・互助・共助・公助の支え合い～

誰もが住み慣れた場所で、その人らしい生活を継続していくためには、「4つの助」が必要不可欠です。自分のことを自分でする（自助）、お互いに不足部分を補い合うボランティアや住民同士の支え合い活動（互助）、支え合いのシステムである社会保障制度及びサービス（共助）、生活保護など専門的な福祉サービス（公助）の4つの観点です。

人口減少・少子高齢化や財政状況から、「共助」「公助」の大幅な拡充を期待することは難しく、「自助」「互助」の果たす役割が大きくなることを意識した地域づくりが必要となります。

【自助・互助・共助・公助の相関図】



2 計画の基本目標

基本目標1 みんなで支え合い、助け合う体制づくり

地域が抱える様々な課題や福祉ニーズは、そこで生活する人々が、地域の中で把握し、解決を図っていくことが最も効果的であり、誰もが住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らせる社会の実現のためには互いに支え合う活動を強化していくことが重要です。

アンケート調査（問 12）によると、自分や家族が今後地域に手助けをしてほしいことについては「災害時の手助け」「声かけや見守り」等の回答が多く、逆に困っている家庭に対し自分自身ができることについても、同様の項目が多くなっています。こうした福祉課題やニーズをきちんと把握し、市民の地域福祉活動への参加意識とつなぐ仕組みをつくっていくことで、お互いのニーズを満たしていく必要があります。

そのため、住民同士が連携するための仕組みや、地域で支え合い、助け合うための仕組みづくり、住民同士の交流の活性化に努めます。

基本目標2 地域福祉を進める意識づくり

地域のすべての人が地域の一員としてその人らしく、生き生きと暮らしていくためには、一人ひとりを仲間として尊重し、支え合い、助け合う意識を育み、福祉や人権について正しい知識を身につけることが大切です。

アンケート調査（問 43）によると、東かがわ市の住民相互の助け合い活動を活発にするために大切なこととして、「思いやりの心、やさしい心を育てるなど人々の意識への働きかけ」が 34.1%で最も高く、他にも「地域における福祉活動の意義と重要性をもっと啓発する」（23.1%）、「差別意識のない地域づくり（心のバリアフリー）の啓発を行う」（14.9%）など、市民にも福祉教育の重要性は広く認識されています。

そのため、福祉についての学びや参加、体験の機会を充実し、市民・市・社会福祉協議会が協働して地域福祉を推進する気運を一層高めます。

基本目標3 地域福祉を支える担い手づくり

多くの人々が地域福祉活動に関心を持ち、誰でも気軽に地域福祉の活動に取り組むことができるきっかけをつくり、担い手として活動できる人を増やしていく取り組みが必要です。

アンケート調査（問 28）によると、ボランティアやNPO活動に「参加している」の割合は 24.0%で、前回調査の 21.5%を上回っていますが、ボランティアやNPO活動への参加機運はまだ高いとはいえません。地域福祉活動やボランティア活動に気軽に参加できるような機会や、情報発信の充実が必要です。

そのため、地域福祉活動を担う人材が活躍できる地域づくりに努めるとともに、多様な福祉ニーズに対応できる人材の確保・育成及び資質の向上を図ります。

基本目標4 地域の生活を支える体制づくり

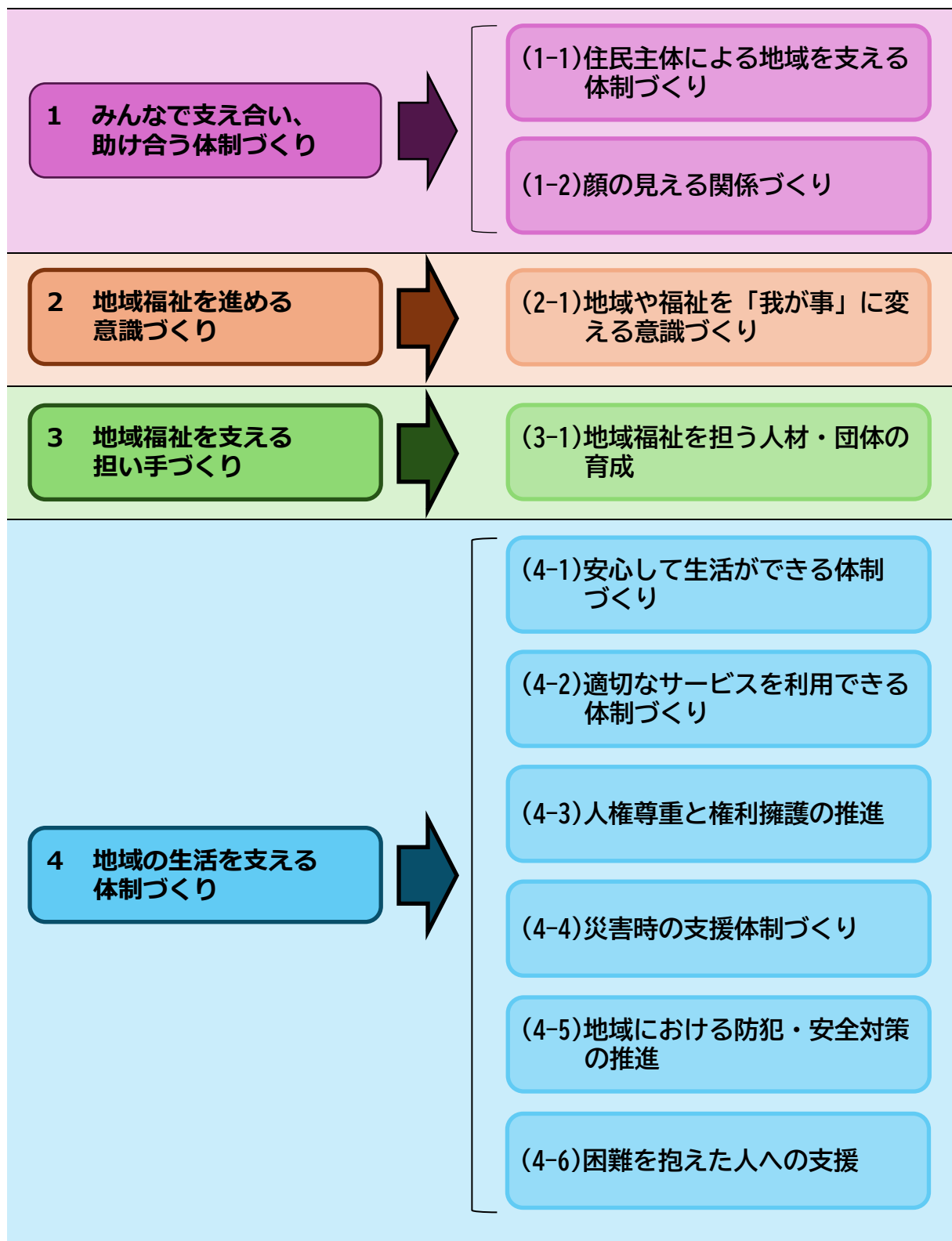
社会情勢や生活環境の変化によりライフスタイルや価値観の多様性の広がりがみられる中で、各世帯や一人ひとりが抱える課題も複雑化・複合化してきています。これらの課題に対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスに加えて、地域住民や地域活動団体等と協働して地域全体で課題の解決に向けた取り組みを進めることが求められています。

そのため、支援を必要とする地域住民（世帯）が潜在化することのないよう、ニーズやSOSをキャッチし、適切な支援につなげていくため、高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等の分野ごとの垣根を越えた包括的な支援体制の整備を進めるとともに、年齢や障がいにかかわらず、すべての人がサービスを利用しやすい環境づくりに努めます。

また、市民の安心・安全な生活を確保するために、災害等から市民の生活を守るための活動を進めるとともに、虐待、孤立、ひきこもり、ヤングケアラー等の困難を抱えた人を早期発見し、必要な支援につなげます。

さらに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の体制を整備するとともに、過去に犯罪を犯した人の再犯を防止するために、社会復帰をするための支援と社会が受け入れる体制づくりに努めます。

3 計画の体系



第5章 計画の推進

I みんなで支え合い、助け合う体制づくり

(1-1) 住民主体による地域を支える体制づくり

現状と課題

- ◇第4期計画では、民生委員・児童委員による一人暮らし高齢者・高齢者世帯の実態把握、地域支え合い活動団体の支援に取り組んだほか、社会福祉協議会がコーディネート役となって、地域を支える仕組みづくりに係る住民座談会を開催して、住民主体の地域づくりの機運を高めてきました。
- ◇市や社会福祉協議会では、広報紙やホームページ等を活用して、地域共生社会の実現に向けた取り組みに関する情報発信を行ってきました。今後は、市民がともに支え合い、助け合える地域を目指す意識づくりを進める観点から、様々な媒体・機会を活用した情報提供やきっかけづくりに取り組む必要があります。
- ◇アンケート調査（問8）によると、居住地域の満足度・重要度について、「満足度が低く、重要度が高い」項目を優先度の高い施策と考えると、「手助けが必要な方に対する見守りや目配り」「防犯のための巡回」の2項目が該当しており、『見守り』へのニーズは高いものがあります。
- ◇アンケート調査（問12）によると、自分や家族が今後地域に手助けをしてほしいことについては、「災害時の手助け」「声かけや見守り」などが高く、逆に困っている家庭に対し自分自身ができることについても、同様の項目が高くなっています。こうした生活課題やニーズをきちんと把握し、市民の地域福祉活動への参加意識とつなぐ仕組みをつくっていく必要があります。
- ◇地域の支え合いの仕組みでは地縁組織やボランティア団体などのほか、福祉に関する事業所の存在も重要です。こうした事業所が地域に根差した役割を果たすため、地域と事業者や、事業所相互の連携の機会を設けることも必要となります。
- ◇少子高齢化及び人口減少により税収増が期待できず、限られた財源の範囲で自治体を運営しなければならない一方で、行政に対するニーズは増大・多様化しています。相矛盾する諸課題に対応するためには、住民主体による地域を支える体制を構築し、有効に機能するよう取り組むことが不可欠となります。

住民主体による地域を支える体制づくりへの取り組み

市民主体の活動への提言

- ★あいさつや声かけ運動を推進しましょう。
- ★支援をしてほしいことや困っていること等を遠慮せずに地域の人に発信し、必要な支援を受けたり、相談したりしましょう。
- ★一人暮らし高齢者等が地域で孤立しないよう、普段から近所付き合いを密にし、困ったことを気軽に話し合えるような関係づくりや、近況を把握する機会づくりに努めましょう。
- ★近所の人による自主的な見守り活動等を通じて、困っている人等を把握した時には、民生委員・児童委員や地域包括支援センター等へ相談しましょう。
- ★地域で見守りが必要な高齢者、障がいのある人、子ども等について、地域で情報交換し、地域で役割分担を決めて見守り、安否確認、登下校時の見守り支援を積極的に行いましょう。
- ★地域の子育てに関心を持ち、必要に応じて、関係機関への通報や相談を行いましょう。
- ★福祉を特別なことと思わず、自分もいつかは関わる問題として捉えましょう。
- ★地域の一員として自らが持つ知識や経験を活用し、地域に貢献しましょう。
- ★地域活動に積極的に参加し、地域の絆を深めましょう。
- ★地域で危険と思われる空き家について、市に連絡しましょう。

市や市社会福祉協議会との連携による地域包括的な支援と取り組み

- ★広報紙や社協だよりを通じ、市民に住民主体の地域づくりについて広く呼びかけます。
- ★福祉ニーズを発見し、助け合い活動へつなげていくために、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉委員、自治会、ボランティアと協力し、地域の福祉ネットワーク化を進めます。
- ★地域コミュニティ協議会を中心とした地域コミュニティの活性化を支援します。
- ★民間事業者と行政及び関係機関による見守りネットワーク体制を形成し、それぞれの機関が有する機能と役割を発揮して地域見守り支援活動に取り組みます。
- ★地域の課題を地域の連携によって、解決方法を検討・協議していく地域住民が参加する住民座談会を定期的で開催します。
- ★生活支援体制整備事業の充実により、地域の課題を解決する仕組みづくりを推進します。
- ★福祉担当部局以外の業務において、特別な配慮が必要な人を把握した時には、本人の同意を得て福祉担当部局に連絡するなど関係部局の連携を強化します。
- ★課題を抱えている人の把握に取り組み、把握した情報を本人の同意の下に地域福祉活動関係者と共有し、共に支援します。
- ★組織・団体間及び団体内の情報共有を図る仕組みづくりや、多機関連携の手法について検討します。

(1-2) 顔の見える関係づくり

現状と課題

- ◇社会情勢の大きな変化に加えて新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、人と人が接する機会も減少し、お互いを見守り合う関係が希薄になっています。このことから、改めて隣近所や地域における関係づくりが必要となっています。
- ◇日常的な地域のコミュニケーションを通じて、お互いがそれぞれの生活を尊重するとともに、支え合い、見守り合う関係を再確認していく必要があります。
- ◇第4期計画では、地域力を活かした福祉のまちづくり事業として、住民ボランティアが主体的に取り組むサロン事業を積極的に支援することで、互助の精神でつながる絆づくり、介護予防、地域防災の推進など、地域コミュニティの活性化を図ってきました。また、地域住民の生きがいづくり、介護予防、地域防災力の向上等に係る多様な活動支援に努め、住み慣れた地域で安心安全に暮らし続けられるまちづくりの推進に取り組んできました。
- ◇活動拠点については、地域福祉活動をする人にとっても、その活動によるサービスを受ける人にとっても、身近で気軽に安心して利用（活動）できる場所が求められます。地域の既存施設（公民館、隣保館、社会福祉センター、コミュニティセンター等）を有効に活用して、多世代交流や転入者と地縁組織との交流の場づくり、機会づくりを支援する必要があります。
- ◇アンケート調査（問7）によると、現在の近所との付き合いの程度については、「あいさつをする程度のお付き合い」が40.4%、「会えば立ち話や情報を交換する程度のお付き合い」が35.0%と高くなっていますが、理想とする近所との付き合いの程度については、「あいさつをする程度のお付き合い」は20.7%に減少し、「特に用事がなくても行き来し、世話をする家族同様の付き合い」「簡単な頼みごとや、物の貸し借りなどをしあえるお付き合い」の割合が増加しており、近所付き合いの現実と理想が浮き彫りとなっています。
- ◇アンケート調査（問19・20）によると、自治会への加入率は84.0%で、ほとんどの地域で70%を超えていますが、五名のみ60.0%となっています。また、居住地域の自治会の活気についても地域による格差があります。自治会活動の周知と加入促進に引き続き努めるとともに、自治会を含めた地域で活動する団体同士のネットワークを強化する必要があります。
- ◇近年、地域住民等による民間発の取り組みとして、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する子ども食堂が広まっており、家庭における共食が難しい子どもたちに対し、共食の機会を提供する取り組みが増えています。

住民主体による地域を支える体制づくりへの取り組み

市民主体の活動への提言

- ★あいさつや声かけなど、近所づきあいを積極的に行いましょう。
- ★隣近所に物事を気軽に頼めるような信頼関係をつくりましょう。
- ★地域において、住民同士が知り合うきっかけをつくり、高齢者や障がい者、子どもたちと交流する機会をつくりましょう。
- ★サロン活動等へ積極的に参加しましょう。
- ★隣近所で声を掛け合い、世代間での交流を図りましょう。
- ★交流機会や福祉に関するイベント等の情報を収集し、積極的に参加しましょう。
- ★自治会館等を活用し、高齢者、障がいのある人をはじめとした地域の人たちが気軽に集まって、話し合い、楽しめる地域のたまり場づくりに、みんなで話し合っ、取り組みましょう。
- ★放課後や長期休業中の子どもの遊び場や子守りの場所としても活用できるような取り組みを進めましょう。
- ★高齢者の優れた特技や経験を、若い人や子どもたちへ教えたり見せたり話したりする場をつくりましょう。
- ★地域コミュニティや自治会、老人クラブ、子ども会、ボランティア活動等で、活発な世代間交流を行いましょう。
- ★子ども食堂において、子どもたちに安価で栄養のある食事を提供するとともに、地域住民との交流の場をつくりましょう。
- ★福祉施設や自治会館、隣保館等を地域に開放しましょう。
- ★福祉施設同士が連携して、地域をあげた居場所づくりに参加しましょう。

市や市社会福祉協議会との連携による地域包括的な支援と取り組み

- ★歩いていける範囲で世代を越えた交流を持つことができるまちづくりを進めます。
- ★高齢者や障がい者も集うことができる取り組みを進めます。
- ★市民の交流活動を促進するため、既存の建物の更新等を行い、活動拠点の確保と提供に努めます。
- ★サロン活動等を通じて声かけの必要性を伝えます。
- ★子育て世代が公園に集い、楽しく安全・快適に憩えるよう、既設遊具の安全点検等、公園利用者の安全確保に努めます。
- ★活動拠点の整備や活動しやすい環境づくりなど、地域活動の活性化に取り組むとともに、市民の主体的な活動の支援に努めます。
- ★認知症の方やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など誰もが気軽に参加できる認知症カフェの取り組みを進めます。
- ★子どもの居場所が広がるように、子ども食堂を運営する団体などに対し、運営費の一部を補助することにより、子ども食堂の新規開設や活動促進を図ります。

2 地域福祉を進める意識づくり

(2-1) 地域や福祉を「我が事」に変える意識づくり

現状と課題

- ◇地域には、高齢者、障がい者、子ども、外国人、性的マイノリティの人など、多様な住民が生活しています。少子高齢化、人口減少の進展とともに、市民の価値観やライフスタイルも多様化し、それぞれに抱える背景や環境が変化していますが、お互いに認め合い、排除しない社会を築くことが求められています。
- ◇新型コロナウイルス感染症の影響から、従来築かれていた人と人とのつながりが希薄になり、地域コミュニティそのものが機能しにくくなっています。
- ◇それぞれが違った特徴を持った地域の住民が、それぞれの個性を尊重していくためには、多様な存在を知ることが、その第一歩となります。そのために、子どもから大人まで、福祉に関する知識の習得や多様な存在を知るための福祉教育が必要とされています。
- ◇第4期計画では、次世代を担う児童・生徒をはじめ、広く市民を対象に、福祉に対する関心を高め、理解を深めていただくことを目的に、ボランティアをはじめ福祉団体及び関係施設の協力のもと、小中学校における福祉学習や地域の交流活動等の機会を活用して、福祉の心の育成・活動意欲の向上を図ってきました。
- ◇アンケート調査（問43）によると、地域における住民相互の助け合い活動を活発にするためには「思いやりの心、やさしい心を育てるなど、人々の意識への働きかけ」が大切と回答した人が34.1%と最も多く、他にも「地域における福祉活動の意義と重要性をもっと啓発する」、「差別意識のない地域づくり（心のバリアフリー）の啓発を行う」、「学校や地域で福祉教育を行う」といった地域福祉の意識を高めることが大切だという意見が多くなっています。
- ◇認知症高齢者等は今後も増加が続くと見込まれていますが、認知症患者やその家族を見守る認知症サポーター養成講座等を通じて、地域住民等が正しい知識を持つことにより、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境づくりを進める必要があります。
- ◇平成28年に障害者差別解消法が施行されましたが、障がいのある人に対する人々の偏見や誤解は依然として存在しています。障がいに対する理解や配慮が促進されるよう、障がいのある人の自立と社会参加に関わるあらゆる場面で、障がいを理由とする差別が生じることなく権利が守られるよう、障がいに対する理解や啓発を行う必要があります。

住民主体による地域を支える体制づくりへの取り組み

市民主体の活動への提言

- ★隣近所同士であいさつや声かけを積極的に行い、コミュニケーションをとりましょう。
- ★自分の地域の課題を把握し、「我が事」として受け止めることができるように心がけましょう。
- ★行政等が開催する福祉に関する講座や人権学習の場に積極的に参加しましょう。
- ★社会福祉協議会が行うボランティア学習会や交流活動等の体験教室に積極的に参加しましょう。
- ★家庭の中で、子どもが福祉やボランティアに関心をもてる機会を積極的に作りましょう。
- ★子どもが学校で学んだ福祉教育の内容を、家族で話し合しましょう。
- ★地域や福祉に関心を持ち、認知症や障がいの特性等について学べる機会に積極的に参加しましょう。
- ★障がい者用駐車スペースや公共交通機関の優先シートなど、特別な配慮が必要な人が利用できるよう、適正な利用をしましょう。

市や市社会福祉協議会との連携による地域包括的な支援と取り組み

- ★地域に出向いて講座等を実施し、市民が福祉について学ぶ機会をつくります。
- ★小中学校の総合的な学習の時間等を活用し、子どもの頃から思い合う心を育む福祉教育や体験学習を行います。
- ★地域内で実施されたボランティア活動の実践例の紹介や、ボランティア活動の意義について広報し、参加意識の向上を図ります。
- ★出前講座等を活用し、認知症や障がい、人権等について市民が学ぶ機会を拡充します。
- ★幼少期から社会人になるまで、成長や社会的役割に応じた福祉教育を検討します。
- ★介護予防サポーター、認知症サポーターを養成します。

3 地域福祉を支える担い手づくり

(3-1) 地域福祉を担う人材・団体の育成

現状と課題

- ◇出生率の低下とともに生産年齢人口（15歳以上 65歳未満）が減り続け、少子高齢化が進展し、地域福祉を担う人材が不足してきています。福祉活動の担い手として、定年退職後の人の参加が期待されていますが、参加は十分とは言えない状況であるため、担い手の確保に向けて、退職された人だけでなく若い世代など幅広い年齢層の取り込みや、活動の負担軽減など参加しやすい環境づくりが課題となっています。
- ◇第4期計画では、民生委員・児童委員、福祉委員の研修に取り組むほか、ボランティア・市民活動団体等の活動支援に努めることで、福祉のまちづくりを推進するとともに、ボランティアセンターの充実に努めてきました。また、福祉教育・啓発活動並びに人材育成の一環として、次世代の人材を養成する専門的な学校・機関との連携を図り、精神保健福祉士や社会福祉士等の社会福祉専門職を目指す学生等に、専門職に求められる実践的な知識や姿勢、援助技術を身につける実地教育の場を提供しました。
- ◇民生委員・児童委員、福祉委員は、地域の福祉向上のため、相談・援助等の自主的な活動や関係機関への協力活動等を行っています。アンケート調査（問14・15）によると、民生委員・児童委員、福祉委員の認知度は全体で75.6%と、前回調査より6.5ポイント増加していますが、若年層の認知度は低い状況です。この傾向は社会福祉協議会の認知度においても同様であり、若年層の認知度向上が課題となっています。
- ◇アンケート調査（問28・31）によると、ボランティアやNPO活動に「参加している」の割合は24.0%で、前回調査の21.5%を上回るものの、依然ボランティアやNPO活動への参加機運は低調となっています。ボランティア活動に気軽に参加できるような機会や、情報発信の充実が必要です。また、「時間の余裕がない」人が多いため、短時間でも参加できるボランティア活動や、中高年者が経験を活かせるボランティア活動など、多様なボランティア活動があると、参加のすそ野が広がる可能性があります。また、これまでボランティア活動に参加したことのない人や、地域福祉に関心の低い若い世代にも、ボランティアの情報が届くよう、情報発信の手法を工夫するなど、担い手となる人のすそ野を広げ、多くの人に少しずつ協力してもらうことが重要です。
- ◇地域活動の担い手確保に向けて、ボランティア養成講座や教室の開催と参加促進のほか、親子で参加しやすいボランティアプログラムや趣味や特技を生かせるボランティアなど、幅広い人材が活躍できる環境整備を進める必要があります。

本計画におけるボランティアの定義

ボランティアは自分の関心のあるテーマ、自分にできることから始められるとても身近な活動です。「自分にできること」「自分がしたいこと」を探ることがボランティア活動の始まりです。誰かに強制されたり、義務で行ったりするものではなく、自分の考えで参加したり取り組むもので、誰かが喜んでくれることがボランティアを続けるエネルギーになります。

「誰かのために何かをしてあげたい」という純粋な気持ちを大切にしたボランティア活動は、「自分の幸福感」や人と関わることで得られる「豊かな人間関係」が報酬となります。ボランティア活動は支援する側の自分自身の心が満たされる、周囲と協力して行う活動のことであり、決して自己満足な活動ではありません。誰かのためということは同時に社会に暮らす自分自身への支援であることもボランティア活動の体験から得られる「貴重な報酬」です。

住民主体による地域を支える体制づくりへの取り組み

市民主体の活動への提言

- ★地域活動やボランティアに関心をもち、積極的に活動に参加しましょう。
- ★ボランティアやリーダーを養成するための講座や研修会に積極的に参加しましょう。
- ★隣近所や自治会の単位で、地域の担い手を育てましょう。
- ★自分の知識や技術、経験、自由な時間を地域の中で活かしましょう。
- ★ボランティア団体やNPO法人等は、活動内容や参加する方法について積極的に情報発信しましょう。
- ★ボランティア団体やサービス事業所等はボランティア活動希望者を積極的に受け入れましょう。
- ★ボランティア活動の充実を図るとともに、ボランティア同士の交流の輪を広げましょう。
- ★あらゆる世代が興味を持てるような、ボランティア活動の啓発を企画しましょう。
- ★地域行事や町内で実施している行事等への参加を通じて、ボランティア活動の内容を発信しましょう。

市や市社会福祉協議会との連携による地域包括的な支援と取り組み

- ★ボランティア活動の情報提供や啓発に努め、活動の普及や参加者の増加と担い手の発掘につなげます。
- ★小学校・中学校・高等学校・大学の学生も地域の一員として、福祉活動への参加を積極的に図ります。
- ★各種ボランティア講座等を開催し、ボランティアの育成及び啓発を進めます。
- ★ボランティアセンターを拠点とし、地域課題に取り組む担い手であるボランティアを養成するため、各種講座を展開するとともに、ボランティア相互の交流を図ります。
- ★認知症サポーターやゲートキーパー等、地域で活動する福祉人材の養成に取り組みます。
- ★お互いに支え合う仕組みの構築を目指し、サロンなど通いの場などで活躍する福祉人材を養成します。
- ★地域住民の特に勤労者や団塊世代に対して、意識と関心を喚起する情報の提供や、福祉に関する講座を開催します。
- ★SNSなど若い世代に届きやすい媒体を有効に活用し、地域で求められているボランティア活動や活躍できる人材の発掘を行い、若い世代のボランティアの登録を進めます。
- ★民生委員・児童委員、福祉委員の役割のさらなる周知を行います。

4 地域の生活を支える体制づくり

(4-1) 安心して生活ができる体制づくり

現状と課題

- ◇社会的孤立、制度の狭間にある課題、サービスにつながらない課題、あるいは将来への不安について、地域全体で支え合うことを目指す必要があります。高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など、分野別、年齢別に縦割りだった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる包括的な対応が必要とされています。
- ◇第4期計画では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進するための相談窓口の一つとして、相談支援に係る専門職員を配置し、地域からの多様な相談を受け止め、住民や地域の組織・団体をはじめ、民間事業者、行政等関係機関と連携・協働し、地域において支援が必要な方の日々の暮らしを支えるための仕組みづくりに取り組んできました。また、香川県弁護士会、司法書士会の協力を得て、多重債務や土地の境界、遺産相続等様々な法律上の相談を中心に、心配ごとや悩みごとを解決していく支援の一環として、弁護士、司法書士による無料相談会を開催しました。さらに、民生委員・児童委員との連携のもと、低所得者世帯や障がい者世帯、高齢者世帯等を対象に、資金の貸付と必要な相談援助指導を行うことにより、世帯の経済的自立や在宅福祉、社会参加の促進を図ってきました。
- ◇アンケート調査（問9）によると、日常生活における悩みでは、「自分の老後のこと」が5割を超えて高くなっています。老後の資金面の相談など、専門的な相談機関や相談窓口の周知・啓発等が必要です。
- ◇本市では、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援事業」「地域づくり事業」を一体的に実施する重層的支援体制の整備・構築に向け、市や社会福祉協議会が連携して取り組みます。
- ◇現段階では他分野にまたがる相談や支援については、各部署・関係機関が連携して対応している状況です。ただし、状況によっては、複数の分野にまたがる相談窓口をコーディネートする役割が必要となる場合もあることから、引き続き包括的な相談支援体制の検討が必要となっています。
- ◇誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、福祉サービス等とともに、道路、公共施設、住環境や交通移動環境のユニバーサルデザイン化など、生活を取り巻く総合的な環境の整備が不可欠です。

住民主体による地域を支える体制づくりへの取り組み

市民主体の活動への提言

- ★各種相談窓口を有効に活用しましょう。
- ★広報紙や社協だより、ホームページ、自治会の回覧板やチラシ等で各種相談に関する情報を得るようにしましょう。
- ★地域活動等を通して、民生委員・児童委員、福祉委員、地域包括支援センター等の相談窓口の周知をしましょう。
- ★地域が顔見知りになり、身近な相談窓口等の情報を教え合いましょう。
- ★民生委員・児童委員や自治会、福祉施設等が連携し、多様化する地域での相談ごとに対応しましょう。
- ★各種講座や研修会等を積極的に受講することにより、自治会内で相談を受けてくれる人材を育成しましょう。
- ★車いす等での通行が困難な箇所を見つけたら、市に知らせましょう。
- ★高齢者や障がい者等に対して、歩道の横断や階段の移動時など、ちょっとした手助けを積極的に行いましょう。
- ★地域で外出支援の介助ができるボランティアを育成しましょう。
- ★公園の遊具や設備等に破損や故障を見つけたら、管理者に連絡しましょう。

市や市社会福祉協議会との連携による地域包括的な支援と取り組み

- ★福祉課題を抱える市民が気軽に相談でき、適切な対応ができるよう市の相談支援体制の充実に努めます。
- ★地域の身近な相談相手としての民生委員・児童委員、福祉委員が、様々な相談に応じられるよう支援します。
- ★相談体制の充実・強化により、高齢者、障がい者、児童の虐待防止及び配偶者等からの暴力防止に努めます。
- ★社会福祉施設等における苦情処理窓口の周知並びに充実に努めるとともに、気軽に相談できる体制を構築します。
- ★地域包括支援センター等での相談の充実に努めます。
- ★障がいを理由とした差別の解消や、合理的配慮の提供等に関する相談に応じられるよう相談体制の充実に努めます。
- ★子ども・子育てに関する相談体制の充実・強化を図ります。
- ★生活困窮者の生活課題の解決に向けて、本人の状況に応じた支援を行います。
- ★関係機関、民生委員・児童委員、福祉委員、福祉サービス事業所など、様々な社会資源と連携し、支援体制の充実に努めます。
- ★複雑化・多様化した各種の相談に対応していけるよう、専門職による相談支援を進めます。
- ★分野横断的・総合的な相談に対応し、包括的に支援する体制を整備するため、重層的支援体制の整備について継続して取り組みを進めます。
- ★公共施設等のバリアフリーに取り組むとともに、ユニバーサルデザインの導入を進めます。
- ★安全な道路環境の整備については、順次、通学路・歩道の整備や地域の要望をふまえた交通安全施設の整備に努めます。

(4-2) 適切なサービスを利用できる体制づくり

現状と課題

- ◇福祉サービスは、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者など、様々な分野に分かれているため、サービスが必要な人に適切につながるための情報提供が必要です。
- ◇本市では、広報紙や社協だよりを活用した福祉情報の提供や各種のガイドブックやパンフレットを活用した福祉制度の啓発、市ホームページ（外国語対応を含む）、メール配信サービス、インスタグラム、エックスなど、多様な媒体を活用した情報提供の充実を図っています。
- ◇アンケート調査（問13）によると、保健、医療、福祉に関する情報の取得先については、「市役所の広報紙・市ホームページ」が60.7%で最も高く、次いで「回覧板・市内の情報誌」(39.7%)となっています。しかし、前回の調査と比較して「市役所の広報紙・市ホームページ」の割合が8.9ポイント減少しており、住民の主な情報源として、必要な情報を分かりやすく伝えるなど内容のさらなる充実や、市民のニーズに応じた情報提供手段の多様化等を模索していく必要があります。
- ◇本市では、「東かがわ市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（いきいきふれあいプラン）」、「東かがわ市障がい者計画・障害福祉計画（東かがわ りっぷプラン）」、「東かがわ市子ども・子育て支援事業計画（東かがわ にこにこプラン）」、「東かがわ市健康づくり計画（笑顔はつらつヘルスプラン）」を策定し、それぞれの計画に基づき、各分野の保健・福祉サービスの充実に努めてきました。
- ◇アンケート調査（問37・38）によると、市が行っている福祉サービスの水準については、「充実している」が2.2%、「ある程度充実している」が26.6%となっており、『充実していると思う』割合は28.8%にとどまっています。充実していないと感じるサービスについては、「高齢者に対する福祉」が5割以上を占めており、ニーズに合ったサービスの強化・充実が課題となっています。
- ◇近年は高齢化の進展により、高齢者福祉を中心に福祉サービスのニーズが高まっており、より一層のサービスの充実が求められています。一方で、福祉人材の不足やサービスの質の向上が課題となっています。こうした中で、多様化・複合化する地域の生活課題やニーズに的確に対応できるよう、業務効率化等による福祉人材の育成及び負担軽減、近隣市町との連携による福祉サービスの充実等に取り組むことが必要です。

住民主体による地域を支える体制づくりへの取り組み

市民主体の活動への提言

- ★福祉の各種制度への関心を高めましょう。
- ★市のメール配信サービスに登録し、積極的に利用しましょう。
- ★インターネットやSNSを活用した情報に興味を持ちましょう。
- ★広報紙や回覧板等から積極的に日常の暮らしや福祉の情報を収集しましょう。
- ★地域の中で、身近な人と福祉の情報や問題を話し合う機会を作りましょう。
- ★福祉に関する制度や法律、福祉サービス等についての地域における学習の場をつくりましょう。
- ★社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉委員の存在や活動を理解し、積極的に参画しましょう。
- ★福祉に関する制度やサービスへの正しい理解を積極的に深めましょう。
- ★身近に支援を必要とする人がいる場合には、民生委員・児童委員や行政等につなげ、適切なサービス利用につなげましょう。
- ★各種講座や研修会等を積極的に受講することにより、自治会内で相談を受けてくれる人材を育成しましょう。
- ★福祉サービスについてわからないことは問い合わせをし、納得して利用しましょう。
- ★買い物等で困っている人がいたら、隣近所同士で協力しあいましょう。

市や市社会福祉協議会との連携による地域包括的な支援と取り組み

- ★広報紙や社協だより、ホームページ等を活用し、市民が情報を入手しやすい伝達手段により情報を提供します。
- ★社会福祉協議会の地域支援を通じて、各地域の身近な課題の把握に努め、地域問題の解決に向けた支援に役立てます。
- ★高齢者や障がいのある人に配慮した広報紙、各種パンフレット等の発行や、インターネットへの情報提供を充実し、情報のユニバーサルデザイン化を進めます。
- ★インターネット等を活用し、年代や利用方法に合わせた情報提供を行います。
- ★高齢者、障がい者、妊婦等の外出ニーズを把握して、移動に支援が必要な人の通院や買い物、社会参加等のための外出支援サービスについて検討します。
- ★各分野の個別計画に基づき、高齢者、障がい者、子ども・子育て等のサービスの充実を図ります。
- ★地域福祉活動の推進に必要な行政情報の提供は、個人のプライバシーに配慮したうえで関係者への提供を行います。
- ★複雑化・多様化した各種の相談に対応していけるよう、専門職による相談支援を進めます。
- ★サービス従事者の技能や知識の向上のための研修機会の充実に取り組みます。
- ★福祉サービスの提供に係る関係機関やサービス提供事業者との連携のもと、福祉サービスに対する苦情や意見を把握し、解決へと結びつける仕組みづくりを進めます。
- ★必要な支援へと結びついていない人や制度の狭間となる人への効果的な対応ができるよう、保健・医療・福祉の連携と調整を図るケア会議の充実にも努めるとともに、庁内や社会福祉協議会との連携強化を図ります。

(4-3) 人権尊重と権利擁護の推進

現 状

市民の福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして隣保館を設置しています。生活上の各種相談に応じるとともに、人権課題の解決のための各種事業を総合的に行っています。

“隣保館”とは

地域住民の生活実態及び人権にかかる実態を踏まえたうえで、地域住民の自立を支援するための相談事業をはじめとする、社会福祉等に関する総合的な事業を実施する場です。

また、すべての人の基本的人権の尊重という意識を高めていく場としての役割を持つ施設です。

国は、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）を施行し、平成29年に「第一期成年後見制度利用促進基本計画」を定め、令和4年には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

促進法では、市町村に対して、制度利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定め、必要な体制の整備を講ずるよう努めることが明示されており、本市においても本計画に包含する形で成年後見制度利用促進基本計画を策定しています。詳しい内容については「第6章 東かがわ市成年後見制度利用促進基本計画」を参照してください。

住民主体による地域を支える体制づくりへの取り組み

市民主体の活動への提言

- ★権利擁護や福祉サービスに関する知識を学びましょう。
- ★福祉に関する制度や法律、福祉サービス等についての地域における学習の場をつくりましょう。
- ★地域における権利擁護の担い手として、権利擁護の取り組みに参加・協力しましょう。
- ★日頃から相談できる人をつくっておき、子育てで悩んだり、気になることがあれば、小さなことでも相談しましょう。また、解決できない場合は、気軽に専門の関係機関に相談しましょう。
- ★年齢や障がいの有無、性別、国籍等に関係なく誰もが地域の一員としての人権を尊重する意識を確立しましょう。
- ★障がいや理由とする不当な差別や合理的配慮の提供等の相談に適切に対応しましょう。

市や市社会福祉協議会との連携による地域包括的な支援と取り組み

- ★成年後見制度や日常生活自立支援事業の一層の周知に努めます。
- ★広報紙やホームページ等を通じて相談窓口の周知を図ります。
- ★市民が利用しやすい相談体制の充実に努めます。
- ★成年後見制度の利用が必要な人で、親族等による申立人のいない場合や費用負担が困難な人に対して、申立費用や後見人報酬を支援する制度の啓発や情報提供を積極的に行います。
- ★認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方を対象に、家庭裁判所の審判を受け、法人として後見人や保佐人若しくは補助人となることで、その方の権利が侵害されることがないように配慮し、財産管理や身上監護を行い、安心して日常生活を送ることができるよう法人成年後見事業を実施します。
- ★日常生活自立支援事業の情報提供や利用促進、関係機関との連携強化による対象者の把握に努めます。

(4-4) 災害時の支援体制づくり

現状と課題

- ◇南海トラフの巨大地震の発生が懸念される中で、近年の度重なる地震や台風、集中豪雨等により、災害に向けた関心は高まっており、地域による支援体制の構築と、その前提となる日頃からの防災力の強化が求められています。
- ◇災害発生時においては、「自分の命は自分で守る」という意識が大切であり、まずは自分や家族の身の安全を守ることが優先されますが、そのうえで身近な住民が互いに支援し合う仕組みが必要であり、その体制づくりが急務となっています。特に大規模災害時において、公的支援が届くまでの近隣住民による助け合いの仕組みについて、平常時から地域の中で確認しておく必要があります。
- ◇第4期計画では、災害発生時等の避難行動に支援が必要な方に対する平時からの取り組みとして進めている避難行動要支援者支援事業において、適切な情報周知に取り組むとともに、住民による登録者情報の更新作業並びにニーズの発掘・登録申請の支援に努めてきました。また、有事に備えて必要となる利用者情報の共有や、安否確認等の円滑な実施に向けた行政及び関係各機関（自治会長、自主防災組織、民生委員・児童委員協議会連合会、福祉委員会、消防団等）との協働、地域ぐるみの支え合いによる支援体制の整備に取り組んできました。
- ◇本市では、避難行動要支援者の不安を少しでも解消するために、避難支援者や避難場所等をあらかじめ確認できる個別避難計画を策定しています。
- ◇アンケート調査（問44・45・46）によると、緊急時の対応について、地域の危険箇所を把握しているか、家の中の安全対策や非常持ち出し品、備蓄品を準備しているかにおいて「はい」の割合が5割以下にとどまっており、これらの啓発体制の強化が必要です。また、災害時に一人で避難できない人は9.1%、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいない人は23.1%となっています。近所付き合いの程度については、「あいさつをする程度のお付き合い」「会えば立ち話や情報を交換する程度のお付き合い」が多い結果となりましたが、災害時支援には日頃からの付き合いで関係をつくっておくことが大切になります。
- ◇アンケート調査（問47）によると、避難行動要支援者登録制度の認知度は、「名称も内容も知っている」が19.2%となっています。本制度について多くの人に理解を広げ、不安を感じている人には名簿への登録を勧めていく必要があります。

住民主体による地域を支える体制づくりへの取り組み

市民主体の活動への提言

- ★自主防災組織や防災活動に積極的に参加しましょう。
- ★隣近所における支援が必要な人の把握に努めましょう。
- ★近隣住民で避難行動要支援者がいたら、支援者として登録をしましょう。
- ★支援者は、日頃から避難行動要支援者との信頼関係を築き、見守り支援を行いましょよう。
- ★家具の転倒を防止するなど平常時からの対策や非常持出し品等災害時に避難できる準備を行いましょよう。
- ★家の耐震化やブロック塀の安全対策を行いましょよう。
- ★自主防災組織を中心に、地域で避難行動要支援者の個別避難計画や防災マップを作成しましょよう。
- ★ハザードマップ等を通じ、災害時等の危険性を事前に把握しましょよう。
- ★住まいの近くの危険箇所、避難場所を把握しましょよう。
- ★携帯電話やスマートフォン、パソコンに、気象警報・注意報や土砂災害警戒情報等、市が発令する避難勧告等の情報等をメールで配信する「防災情報メール」の登録を進めましょよう。
- ★災害ボランティアの講座に積極的に参加しましょよう。
- ★地域の事業所との協力体制の構築に努めましょよう。

市や市社会福祉協議会との連携による地域包括的な支援と取り組み

- ★防災に関する正しい知識の普及と啓発を図ります。
- ★地域で行う防災訓練、講習会の支援及び自主防災組織や災害ボランティアの育成・指導を行い、地域防災力を高めます。
- ★避難行動要支援者名簿の登録を推進し、登載者を把握するとともに、地域での災害時の見守りについて推進・啓発します。
- ★避難行動要支援者の個別避難計画の策定や地域の防災マップの作成を促進・支援します。
- ★地域防災計画を定期的に見直し、更新した情報を市民に公表します。
- ★災害時には、障がい者や高齢者、日本語が理解できない外国人など災害弱者に寄り添った情報提供を行い、平常時はそれぞれに防災関連情報等を提供できるようにします。
- ★災害ボランティアセンターの設置・運営体制の整備を目的に、関係機関・団体等との災害支援活動ネットワーク体制の構築に努めるとともに、運営に必要な資機材の整備や関係機関・団体と連携した実践訓練を実施することで、運営機能の向上を図ります。
- ★出前講座や防災講演会、地域防災イベント、人材養成等の事業を実施し、地域防災力の向上に取り組みます。
- ★防災訓練時に災害時に支援が必要な人の参加を促し、実効性の高い訓練の実施を図ります。

(4-5) 地域における防犯・安全対策の推進

現状と課題

- ◇高齢者が関係する交通事故がニュースになることが多く、市民一人ひとりが意識して取り組まなければならない課題です。交通事故被害者を減少させるため、日常的な意識の醸成や交通安全教室、広報などによる啓発が必要です。また、地域の危険箇所を点検し、安全な道路環境づくりも求められています。
- ◇特殊詐欺の増加など、消費者被害の防止に関する取り組みが求められています。民生委員・児童委員や福祉委員等が高齢者の見守りを行い、支援が必要な人に対し適切な支援ができるよう、警察や消費生活センターにつなげるネットワークづくりを進める必要があります。
- ◇全国的に子どもを巻き込んだ犯罪や交通事故が後を絶ちません。近年、子どもが行方不明になる事件や登下校中の子どもたちが交通事故に巻き込まれるなど、衝撃の強い事件・事故が相次いでいます。
- ◇第4期計画では、地域ボランティアによる集団登下校時の安全面のサポートや防犯教室等の体験的な活動を通して、子ども自身に危険予測・回避能力を身につけさせるとともに、地域ぐるみで市内小学校の子どもたちの安全確保や、学校の安全管理体制の整備・充実を図ってきました。また、不審者の侵入を防ぐための防犯灯を設置するなど対策を行ってきました。
- ◇アンケート調査（問8）によると、居住地域の満足度・重要度について、優先度が高い項目（満足度が低く、重要度が高い項目）として、「防犯のための巡回」があげられており、市民が地域における見守りの必要性を強く認識している状況がうかがえます。

住民主体による地域を支える体制づくりへの取り組み

市民主体の活動への提言

- ★地域における見守りや声かけを行きましょう。
- ★ボランティアと連携して、小学生の登下校時の見守りをしましょう。
- ★校区の実情にあわせて「こどもSOS」の看板を設置しましょう。
- ★公園の遊具や設備等に破損や故障を見つけたら、管理者に連絡しましょう。
- ★身体機能の低下等のため運転に不安を感じるようになった方は、自主的に運転免許証の返納を検討しましょう。

市や市社会福祉協議会との連携による地域包括的な支援と取り組み

- ★自治会等からの要望に基づき防犯灯を設置します。
- ★子どもの通学路で危険な場所を減らすよう努めます。
- ★各保育所や小中学校で、交通安全に対する意識啓発を図るため、交通安全教室を実施します。
- ★見守りボランティアによる防犯活動を推進します。
- ★高齢者が特殊詐欺等の犯罪被害に遭わないよう、消費者教育を推進します。
- ★運転に不安を感じているドライバーの運転免許証自主返納を促進する制度の周知を図ります。

(4-6) 困難を抱えた人への支援

現状と課題

- ◇生活保護世帯・人員数は近年増加傾向にあり、経済的に困難を抱える人が増えています。
- ◇本市では生活困窮者自立支援制度として、自立相談支援事業の窓口として専門職員を配置し、関係機関との連携のもと、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を図ってきました。
- ◇近年、全国的に子どもや高齢者、障がい者への虐待が大きな問題となっています。中にはその人たちの尊い生命が奪われる悲惨な事件も発生しています。これらの背景には子育てや介護の方法に不安がある場合、保護者・養護者等が病気等をかかえている場合、失業等で家庭が経済的に困窮し生活に不安がある場合等があり、弱い立場にある子どもや高齢者等が虐待を受けてしまう傾向があります。
- ◇本市では、要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会において、支援内容の協議や情報共有を図るほか、高齢者、障がい者についても虐待の早期発見や防止に向けた連絡連携体制の整備に努めています。
- ◇本市では、令和3年3月に策定した「東かがわ市健康づくり計画・食育推進計画・自殺対策計画（笑顔はつらつヘルスプラン）」において、本市が取り組むべき自殺対策基本施策を定めています。
- ◇アンケート調査（問34・35）によると、地域や身近において、引きこもりや閉じこもりの方がいるかどうかについては、34.8%が「いる（見たり、聞いたりしたことがある）」と回答しています。支援としては「自立に向けたきっかけづくり」が最も必要だと考えられており、実態の把握、相談窓口の設置、地域での理解促進などの支援体制を構築することが重要です。
- ◇「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくいことが課題となっています。
- ◇本計画を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の「当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」を包含するものとして位置づけています。詳しい内容については「第7章 東かがわ市再犯防止推進計画」を参照してください。

住民主体による地域を支える体制づくりへの取り組み

市民主体の活動への提言

- ★地域で連携して、虐待等の人権侵害をなくしていきましょう。
- ★虐待や暴力等が疑われる事例については、児童相談所、市、警察等に相談・通報しましょう。
- ★見守り活動等を通じて、地域においてサービスの利用に結びついていない要支援者の把握に努めましょう。
- ★地域で各種サービス等についての説明会や専門家による講話や研修会を開催しましょう。
- ★ストレスの対処法を身につけましょう。
- ★自らの不調に気づいたら、早めに専門機関に相談しましょう。

市や市社会福祉協議会との連携による地域包括的な支援と取り組み

- ★生活保護を必要とする世帯の実態と要望を的確に把握しながら、生活保護制度の適正な運用を図ります。
- ★生活困窮者自立支援制度において、地域における生活困窮者の早期把握や見守りのためのネットワークを構築し、地域で孤立する人がいない地域づくりを進めます。
- ★民間団体等と連携し、これまで処分されていた物品・食品を活用することにより地域における生活に窮迫した相談者に対し必要な支援を行います。
- ★高齢者、障がい者、児童への虐待、暴力、差別等や、配偶者等からの暴力に関する市民への啓発活動を行います。
- ★虐待や暴力等の問題が深刻化する前に発見し支援を開始するため、市民、民生委員・児童委員、保健・医療・福祉等関係機関と連携して、虐待や暴力等の未然防止や早期発見に努めます。
- ★身近な人の自殺のサインに気づき、その人の話を受け止め、必要に応じて専門の相談機関につなぐ、ゲートキーパーの役割を果たせる人を増やすなど、自殺を未然に防ぐことができる地域づくりを進めます。
- ★罪を犯した人等が地域で孤立することなく、地域の一員として暮らせるよう、地域における再犯防止の認識を深めるとともに、再犯防止の視点を各種施策等に反映して推進し、支援体制の構築に取り組みます。
- ★教育・福祉・介護等の関係機関と連携を強化し、引きこもりや閉じこもり、ヤングケアラーなど、困難を抱えた人の早期発見・把握に努めるとともに、適切な支援につなげます。

第6章 東かがわ市成年後見制度利用促進基本計画

1 “成年後見制度”とは

認知症や知的障がい等によって判断能力が不十分な人が、経済的な不利益を受けたり、生活上の不自由さを解消するために、「成年後見人」等の支援者が法律行為を支援する制度です。

「財産管理」として、預貯金の管理、生活費等の支払いや不動産等の管理を行います。

「身上保護」として、介護・福祉サービス利用の手続きや医療機関の受診に関する手続き等について支援します。

「成年後見人」等の支援者は、本人が単独で行ってしまった誤った契約を取り消したり、本人に代わって法的な契約締結等を行います。

2 成年後見制度の種類と仕組み

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

法定後見制度	<p>本人の判断能力が不十分な人に対する制度です。判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3つに区分されます。医師の診断を基に、家庭裁判所が書類審査や面接を行い、家庭裁判所がもっとも適任だと思ふ後見人等を選任します。</p> <p>多くの場合、配偶者や子ども等の親族が選ばれますが、司法書士・弁護士・社会福祉士等の専門家や、福祉関係の公益法人等が選ばれる場合もあります。</p>
任意後見制度	<p>判断能力がある人のための制度です。判断能力の低下に備え、支援者や支援内容を自分自身で決めることができます。公証人が作成する公正証書で契約を締結し、法務局で任意後見契約の登録がなされます。将来、判断能力が不十分になったときに備え、後見人になってもらいたい人と契約を結んでおく制度です。</p>

3 基本計画策定の背景及び目的

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な制度であり、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられますが、認知症高齢者等の数と比較すると著しく少ない状況です。

このような状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定め、本計画で成年後見制度の利用促進に向けた体制整備を推進していきます。

4 成年後見制度利用に関する現状と課題

アンケート調査（問39・41）によると、成年後見制度と日常生活自立支援事業の知名度は「名称も内容も知っている」が前者は34.1%（前回調査：27.8%）、後者は14.5%（前回調査：14.9%）と、成年後見制度の認知度はあがっているものの、認知度が高いとはいえない状況です。

また、認知症高齢者を地域で支える取り組みや、知的障がい者や精神障がい者の地域生活への移行が進められていること、特殊詐欺の増加など、判断能力が不十分となった人を取り巻く環境は急激に変化しています。

このような背景から、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進や普及啓発を進めてきましたが、依然として必要な人に情報が届いていない可能性があるため、今一度周知の強化を図るとともに、見守り活動の充実や適切に支援につなぐ仕組みづくりが必要と考えられます。

5 計画の推進

(1) 基本的な考え方

成年後見制度が必要な人が利用できるよう、成年後見制度利用促進基本計画に沿って、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築及び中核機関の体制整備を関係機関と連携して行います。

※権利擁護支援の地域連携ネットワークとは

全国どの地域においても、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保護・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。

また、各地域において、ア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、オ) 不正防止効果に配慮することが求められています。

※協議会とは

後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体であり、中核機関が事務局機能を担います。

※中核機関とは

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関です。権利擁護支援の地域連携ネットワークが、機能を発揮していく上で、中核的な役割を果たす機関であり、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められています。

(2) 具体的施策

①成年後見制度の周知啓発

市民が成年後見制度への理解を深めて、制度が利用しやすくなるよう、関係機関と連携して、成年後見制度の周知・広報活動を実施します。

②相談に対応する体制整備

虐待や消費者被害等の権利侵害及び支援の拒否（セルフネグレクト）、見守り不十分の中での行方不明や孤立死等、判断力が不十分なため、自ら声をあげてSOSを発して権利や生活を守ることができない人のために、地区の民生委員・児童委員や地域住民、金融機関等と連携・協働して、支援の必要な人の早期発見及び早期対応に努めます。

また、身近な相談窓口の周知に努め、必要に応じ専門職につなげるなどの体制づくりを整備します。

③成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用が必要な人には、本人・親族申立ての手続きへの支援や、成年後見制度に関するコーディネート、後見人等候補者の検討及び候補者選任後も引き続き支援を行っていきます。

④後見人等への支援

市民後見人養成講座の実施や市民後見人のフォローアップなど、人材育成に向けて、さぬき市と共に実施していきます。

また、成年後見人等が適切に後見人活動等が実施できるよう積極的に支援を行います。

第7章 東かがわ市再犯防止推進計画

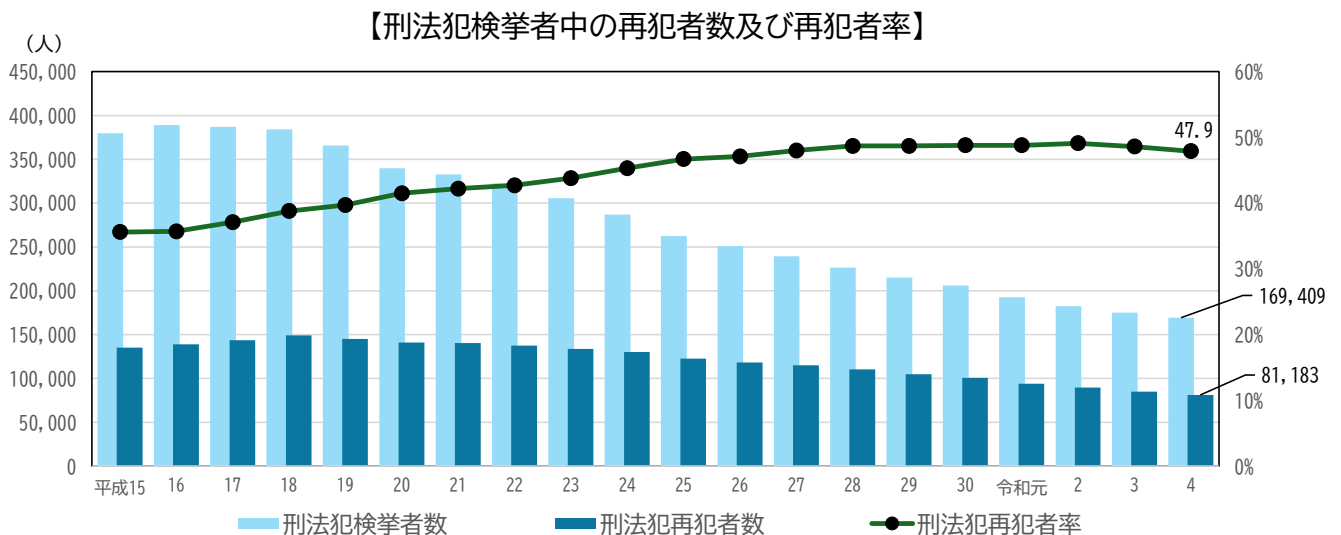
I 計画策定の背景及び目的

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、依存、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを感じ、立ち直りに多くの困難を抱える人が多く、その困難により再び犯罪や非行をしてしまう場合も多いといわれています。このようなことから、生きづらさを抱えて犯罪をした人の課題に対応し、再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない支援等を連携・協力して実施することが必要となっています。

全国における刑法犯検挙者数は近年減少傾向にあり、日本は諸外国と比べると治安の良さが示されています。一方、検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は増加傾向にあり、令和4年には47.9%と、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。人々が安全に、安心して暮らす社会を実現するには、再犯の防止に向けた取り組みの必要性と重要性が再認識されるようになりました。

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。地域の理解と協力を得て円滑に社会復帰するための施策を定めた「再犯防止推進法」が平成28年に施行され、地方計画を定めるよう努めるものとされました。香川県では令和3年3月（令和6年1月一部変更）に「香川県再犯防止推進計画（令和3～7年度）」を策定し、犯罪をした者等が多様化する社会において孤立をすることなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するための各種取り組みを推進しています。

このような課題を地域で共有し、地域における犯罪被害を防止し、市民が安全で安心に暮らせるように再犯防止を推進するため、地域福祉計画の見直しに合わせ、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき「東かがわ市再犯防止推進計画」を包含策定し、罪を犯した人等の社会復帰の支援に努めます。



資料：警察庁・犯罪統計

2 再犯防止に関する現状と課題

アンケート調査（問 32・33）によると、保護司の名称や役割の認知度については「名称も役割も知っている」が 35.2%、「名称は知っているが、役割は良く知らない」が 40.4%となっています。また、非行や犯罪をした人の立ち直りに必要だと思う支援では「就労支援」が最も高くなっています。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境など、様々な生きづらさや困難を抱える人も少なくありません。また、出所時に住居や就労先がなく生活が不安定な人や、高齢や障がいなど福祉的な支援が必要な人もいます。そのような人の再犯を防止するためには、刑事司法上の手続きにとどまらず、地域においても関係機関・団体が協力して継続的に社会復帰を支援していくことが大切です。一方で、再犯の防止等の取り組みにおいては、犯罪により様々な苦しみを抱えた犯罪被害者等が存在することを十分に認識することも重要です。

3 計画の推進

(1) 基本的な考え方

罪を犯した人等が地域で孤立することなく、地域の一員として暮らせるよう、地域における再犯防止の認識を深めるとともに、再犯防止の視点を各種施策等に反映して推進し、支援体制の構築に取り組みます。

(2) 具体的施策

①再犯防止に対する理解の促進と関係機関との連携強化

罪を犯した人等の社会復帰を、関係機関が協力して支援するとともに、市民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安心して暮らせる社会の実現を図るため、再犯防止に関する啓発活動を行います。

施策	概要
更生保護活動の情報発信	保護司会や更生保護女性会の活動を支援するとともに、市の広報紙やホームページにおいて、活動の紹介など情報発信を行います。
社会を明るくする運動強化月間等における啓発活動の推進	「再犯防止啓発月間」や「社会を明るくする運動」を通じて啓発活動を実施し、犯罪や非行の防止と更生に向けた啓発活動を推進します。
相談窓口の周知	警察、香川県、市役所関係各課の再犯防止に関わる相談窓口について周知を図ります。

②保健医療・福祉サービス等支援施策の活用促進

犯罪をした人等の社会復帰に携わる司法と福祉の関係機関、福祉的支援を提供する保健医療・福祉の関係機関、地域で活動する民間協力者などの連携により、包括的な支援体制を構築します。

施策	概要
相談支援と各種保健福祉サービス等の活用促進	<p>必要なサービスを利用して地域で自立した生活を送れるように、各種保健医療・福祉サービスについて周知を図るとともに、相談支援につながる取り組みを推進します。</p> <p>また、相談から必要な支援につながるように、各種保健医療・福祉サービスの活用促進・調整に努めるとともに、支援のネットワークの確保に取り組めます。</p>
地域での見守り活動	<p>日頃からの地域安全や地域での孤立予防などの地域の見守り活動を推進します。</p>

③生活基盤にかかる支援

帰住先のない人の住居の確保、協力雇用主の開拓や生活困窮者自立支援制度を活用した就労支援など、生活基盤を整えるための支援を推進します。

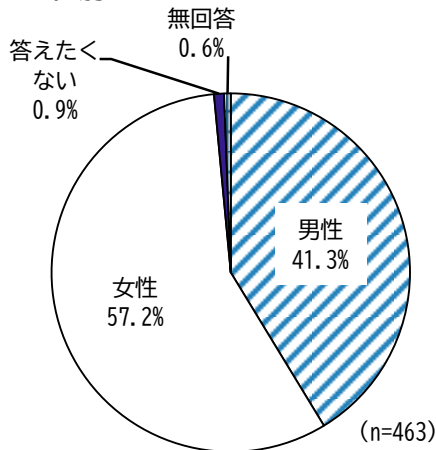
施策	概要
就労に向けた相談支援	<p>保護司会や更生保護女性会と連携し、生活困窮者自立支援制度の活用促進、協力雇用主の開拓・確保などの支援を行います。</p>
住居の確保に向けた支援	<p>住居確保給付金、公営住宅での受け入れ等、居住支援を図ります。</p>

第8章 参考資料

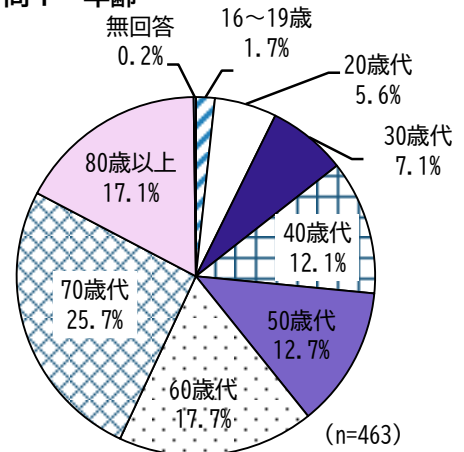
I 地域福祉に関するアンケート調査結果概要

あなた自身について

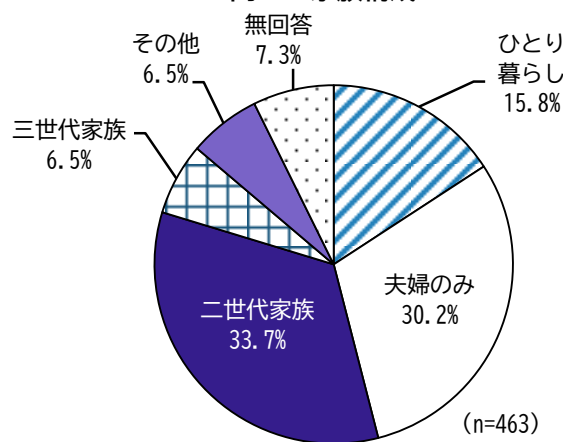
問1 性別



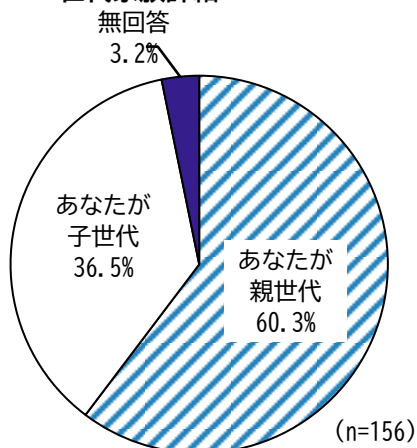
問1 年齢



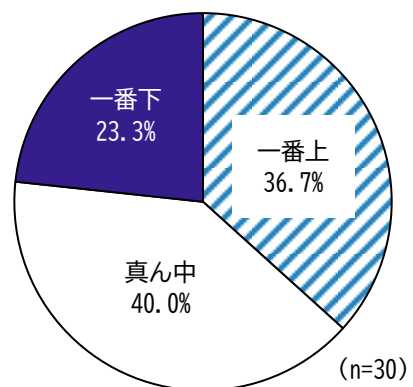
問1 家族構成



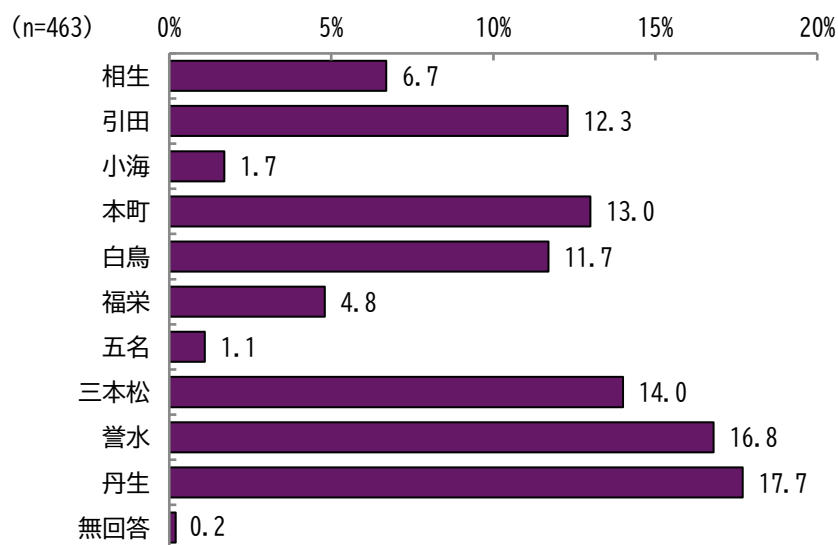
問1 二世世代家族詳細



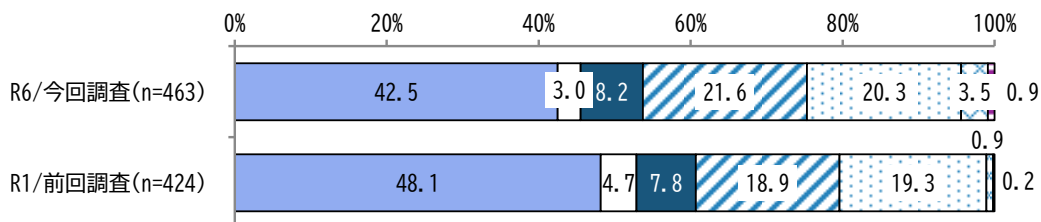
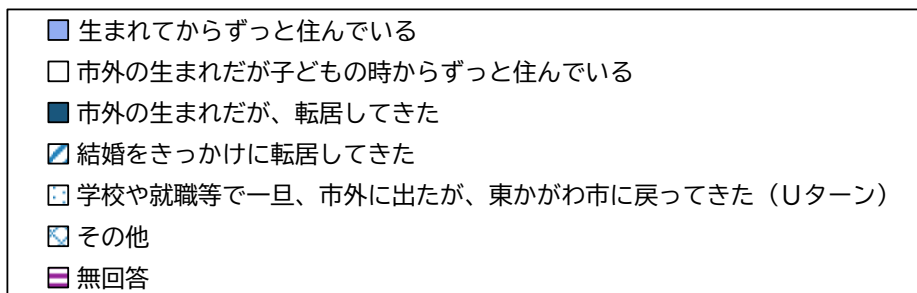
問1 三世世代家族詳細



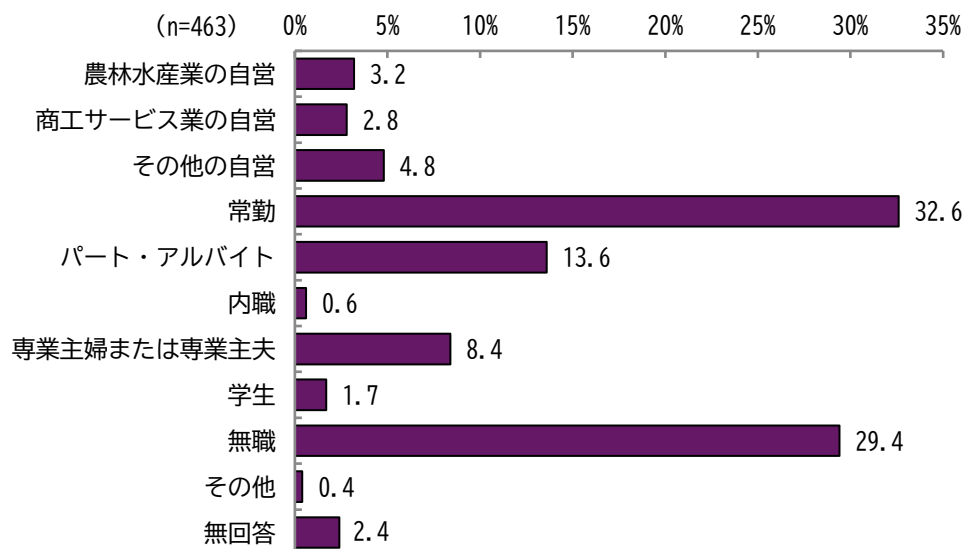
問1 居住地域



問2 居住期間

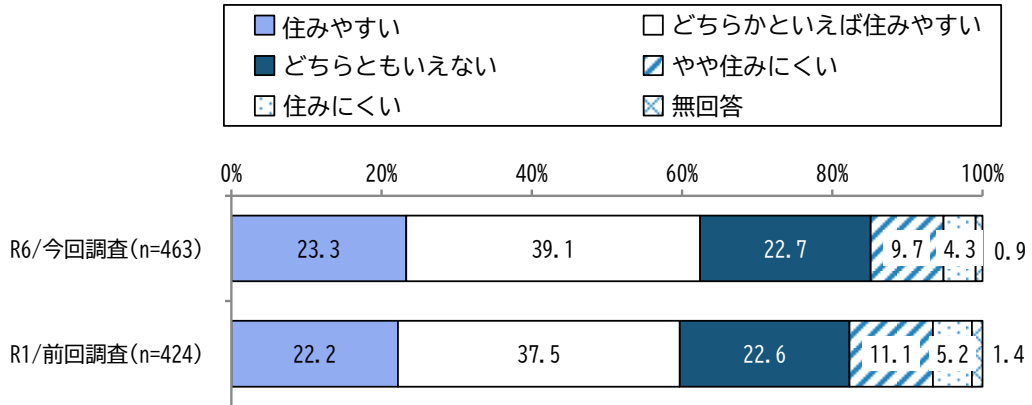


問3 職業

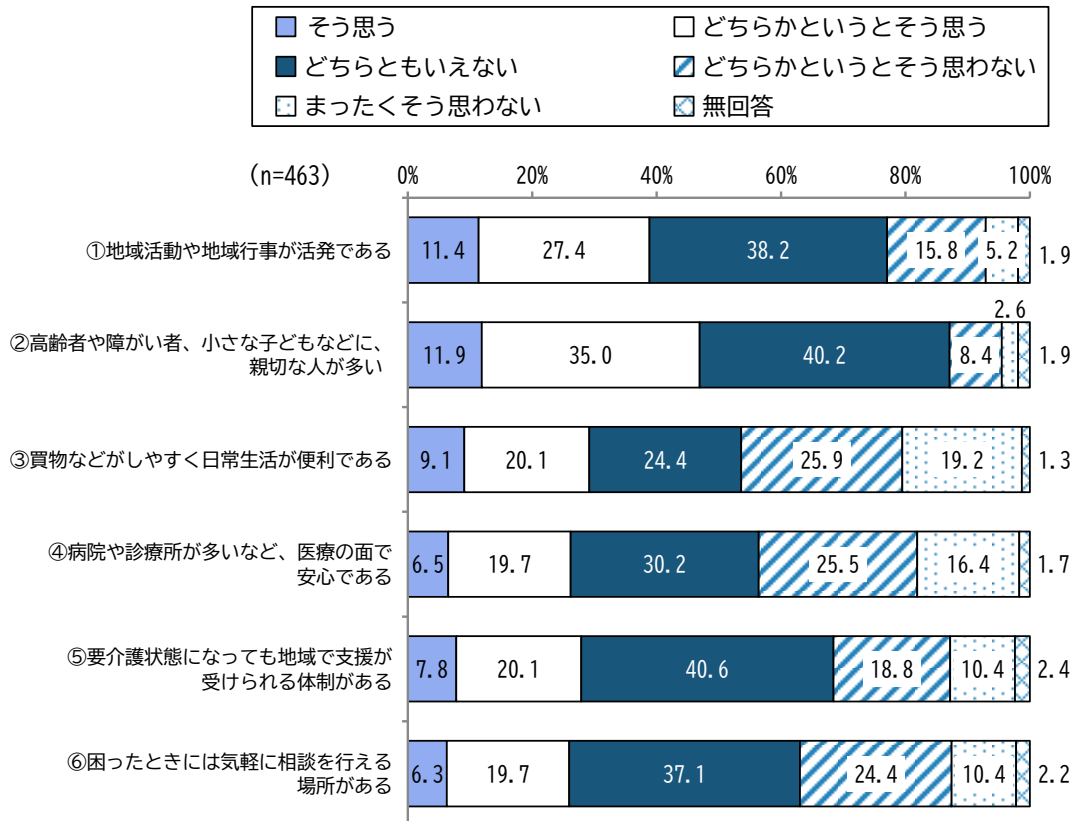


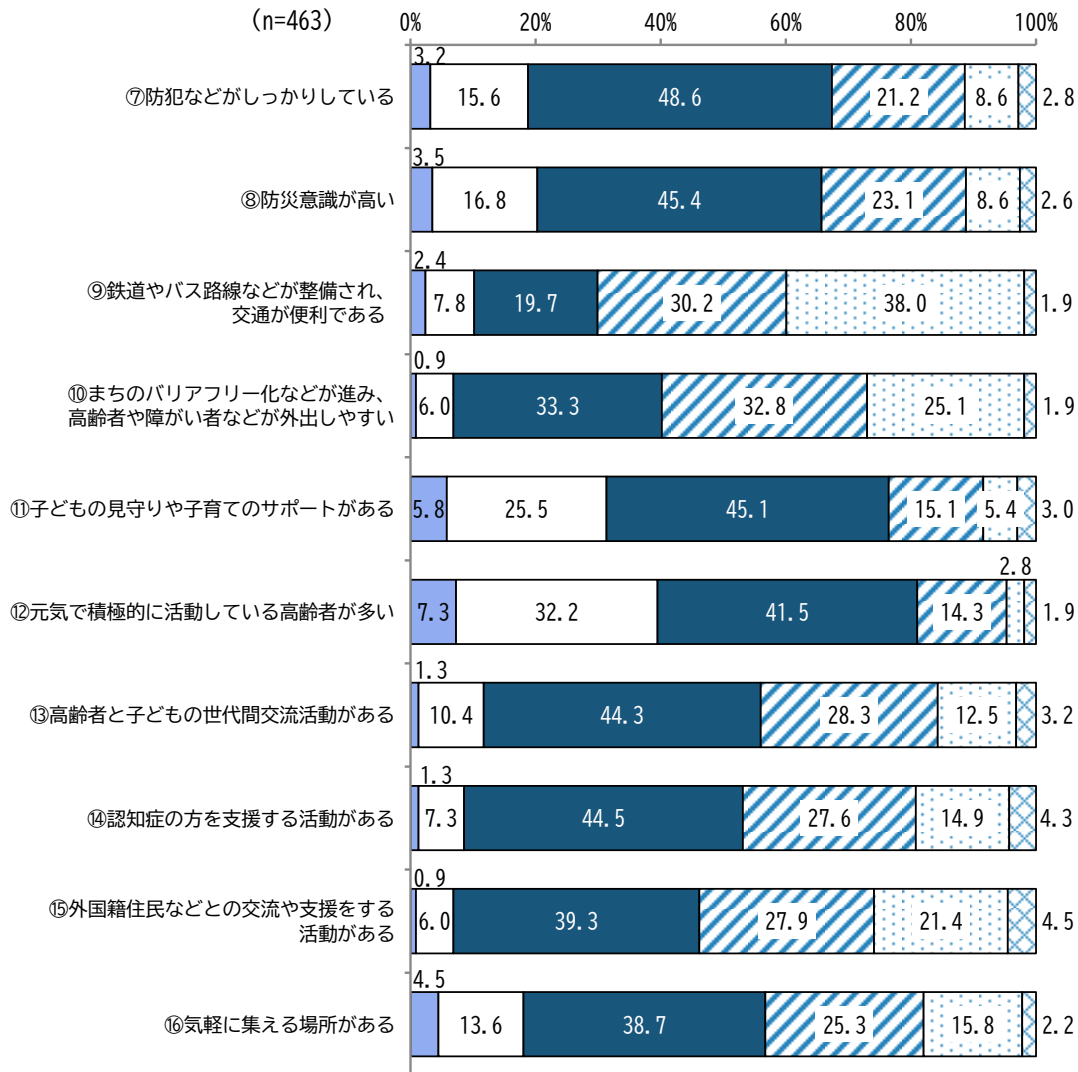
東かがわ市の住み心地について

問4 東かがわ市の住みやすさ

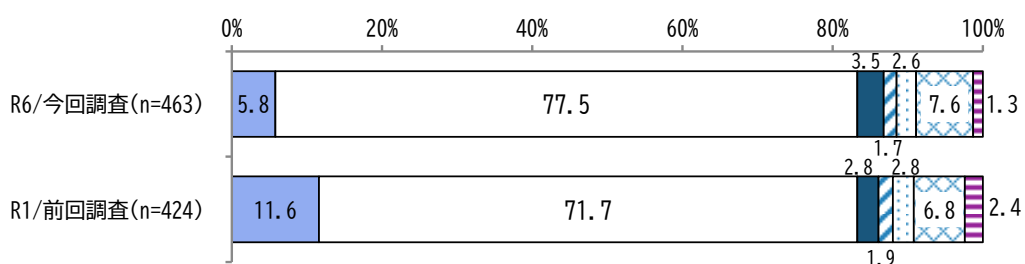
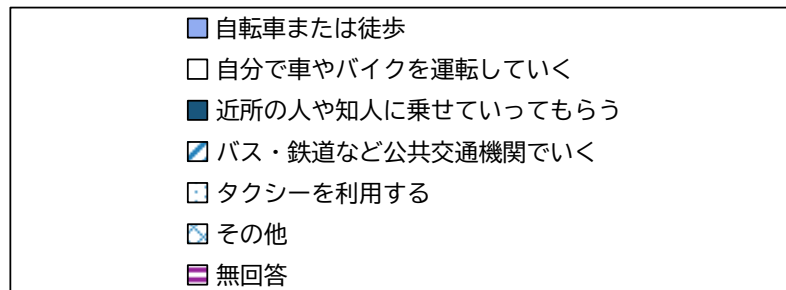


問5 現在住んでいる地域について感じる事



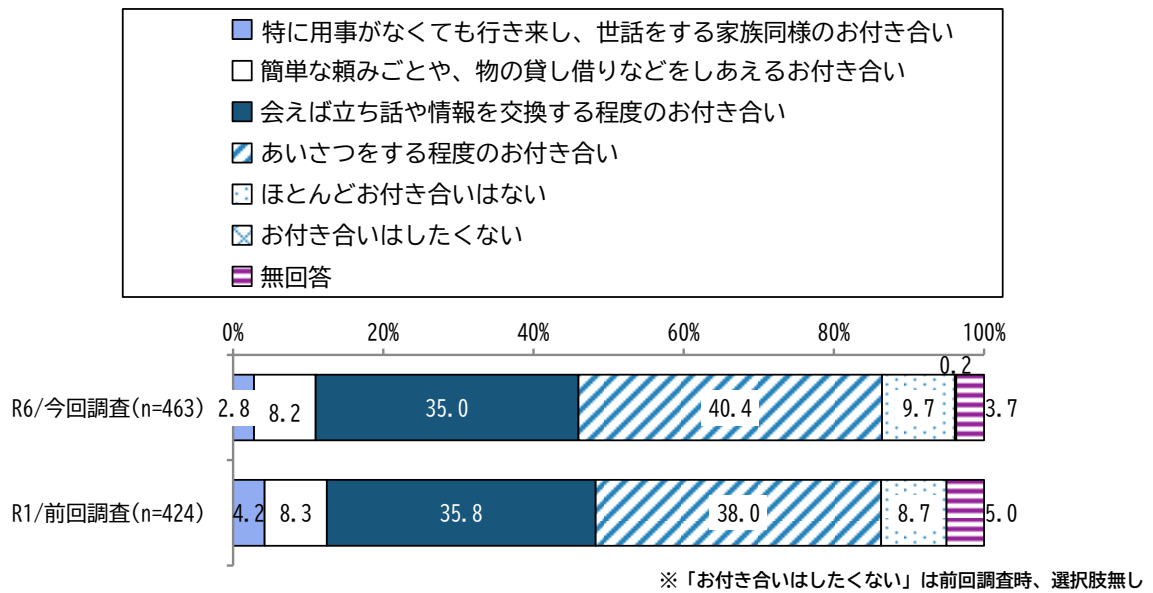


問6 外出時の移動手段

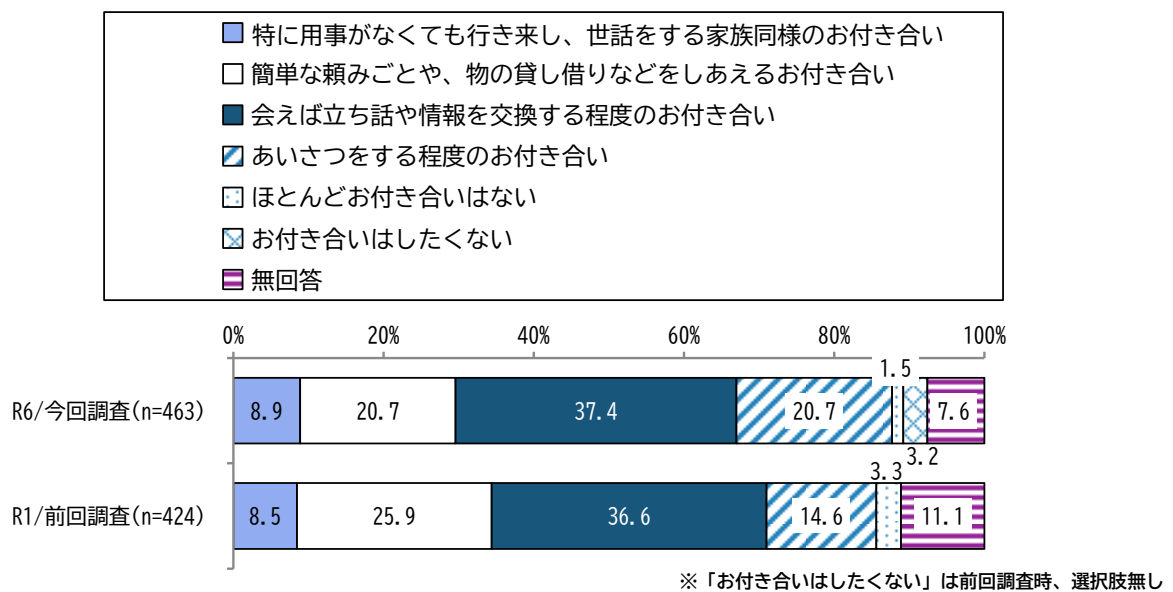


あなたの日常生活や地域社会との関わりについて

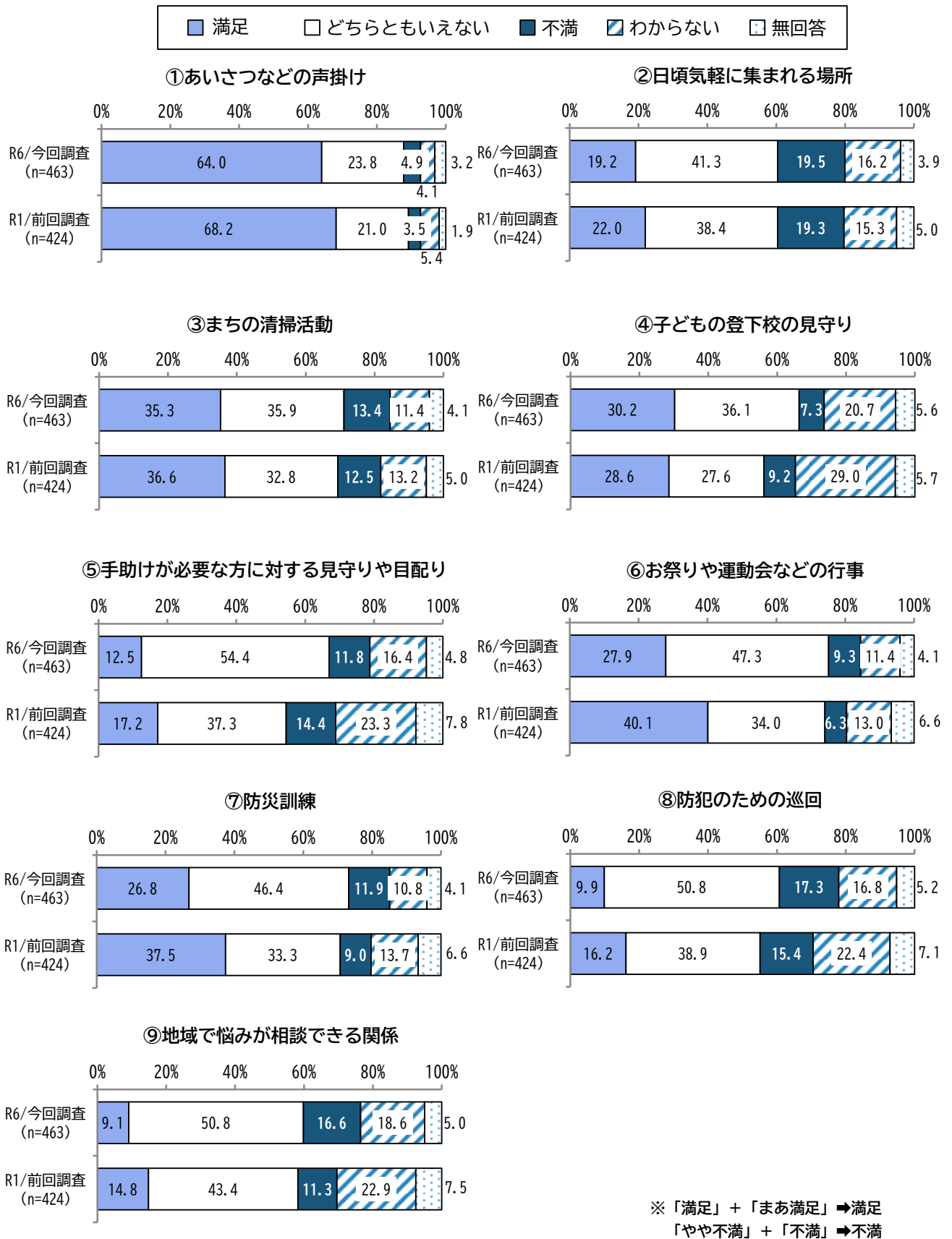
問7 近所付き合いの程度：現在



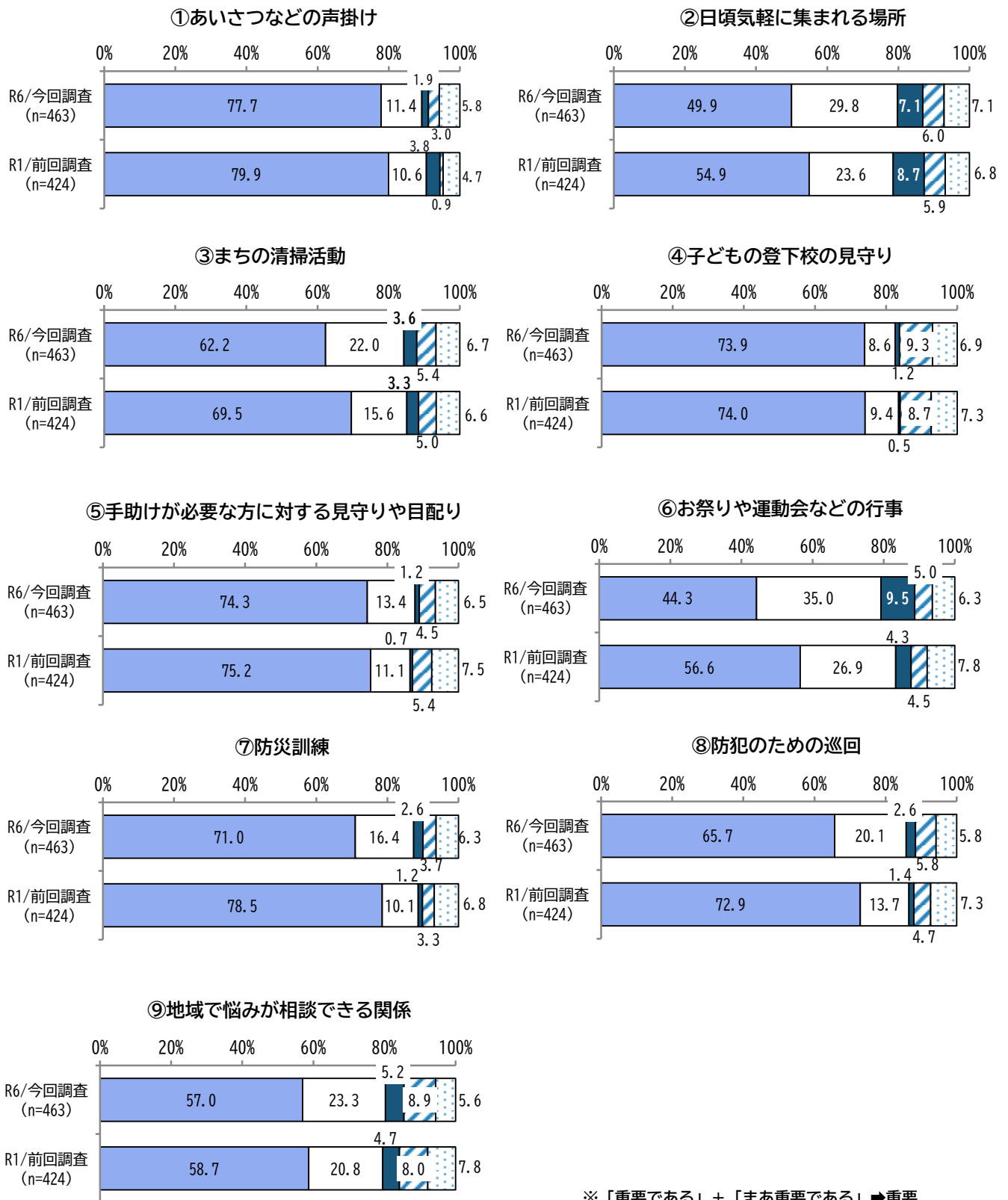
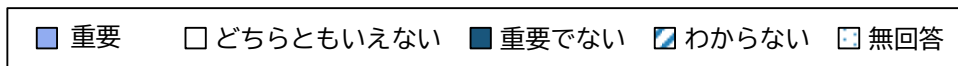
問7 近所付き合いの程度：望み



問8 居住地域の満足度



問8 居住地域の重要度



※ 「重要である」 + 「まあ重要である」 ⇒ 重要
「あまり重要でない」 + 「重要でない」 ⇒ 重要でない

【点数化による分析】

※加重平均値の算出方法

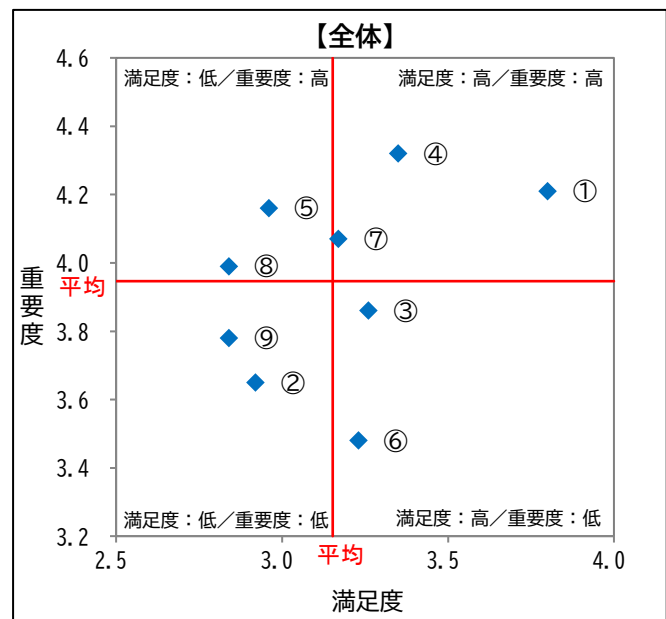
5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点を算出する。

$$\begin{array}{l}
 \text{評価点} \\
 \left(\begin{array}{l}
 \text{「満足」の回答数} \times 5 \text{点} \\
 \text{「まあ満足」の回答数} \times 4 \text{点} \\
 \text{「どちらともいえない」の回答数} \times 3 \text{点} \\
 \text{「やや不満」の回答数} \times 2 \text{点} \\
 \text{「不満」の回答数} \times 1 \text{点}
 \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{l}
 \text{「満足」、「まあ満足」、「どちらとも} \\
 \text{いえない」、「やや不満」、「不満」の} \\
 \text{回答数の合計} \\
 \text{※「わからない」および無回答の回答} \\
 \text{数は点数の分析に含まれていない}
 \end{array} \right)
 \end{array}$$

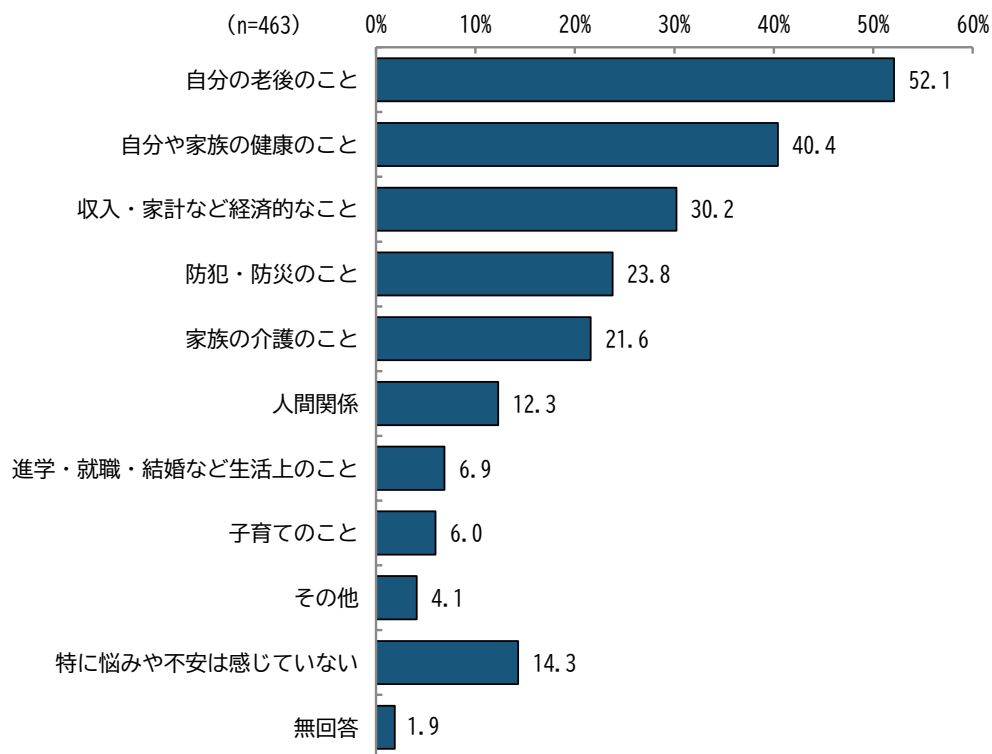
この算出方法により、評価点は5点～1点（重要度も同様）の間に分布し、5点に近くなるほど評価は高くなり、逆に1点に近くなるほど評価が低くなる。

問8 満足度と重要度の分布図

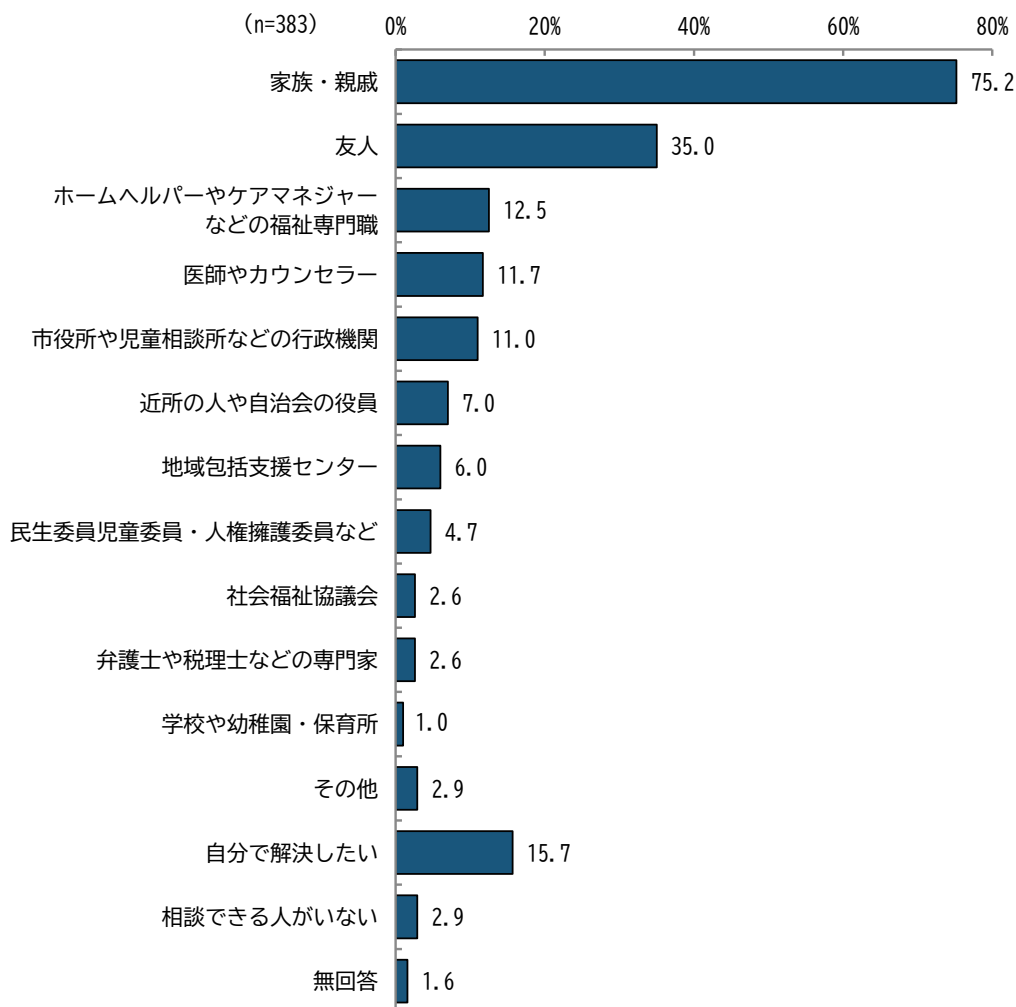
項目	満足度	重要度
①あいさつなどの声掛け	3.80	4.21
②日頃気軽に集まれる場所	2.92	3.65
③まちの清掃活動	3.26	3.86
④子どもの登下校の見守り	3.35	4.32
⑤手助けが必要な方に対する見守りや目配り	2.96	4.16
⑥お祭りや運動会などの行事	3.23	3.48
⑦防災訓練	3.17	4.07
⑧防犯のための巡回	2.84	3.99
⑨地域で悩みが相談できる関係	2.84	3.78
平均	3.15	3.95



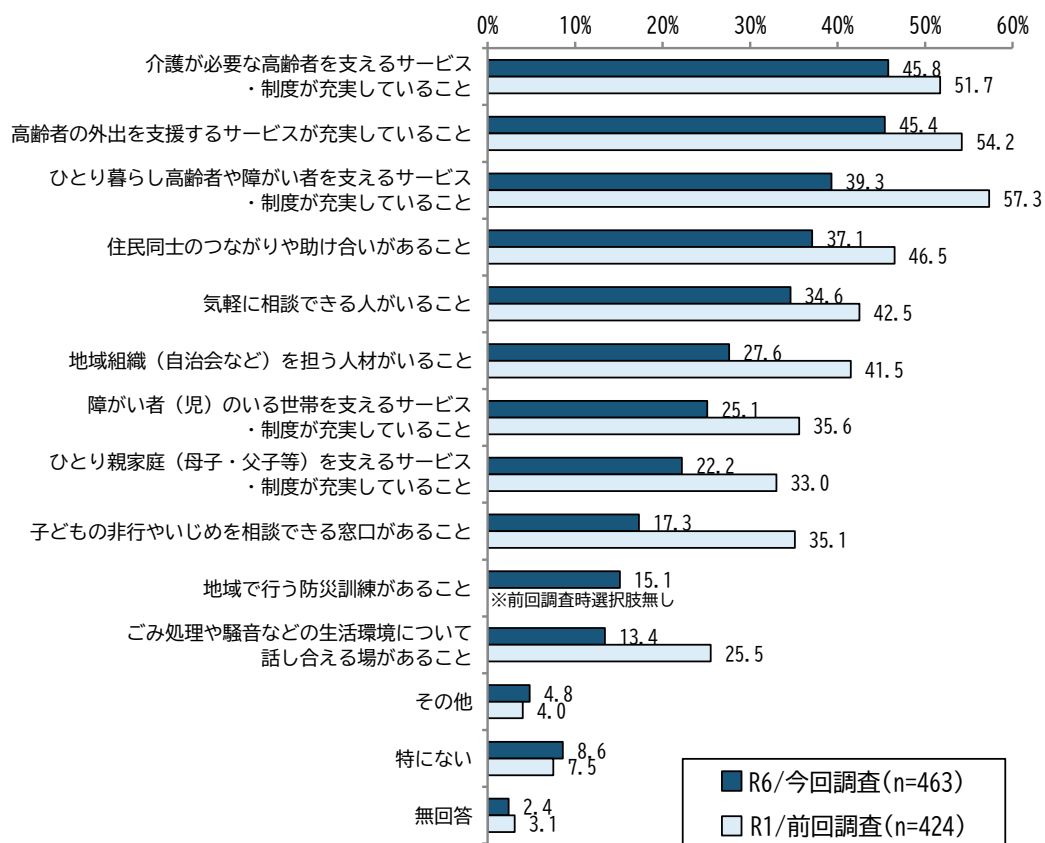
問9 日常生活における悩みや不安



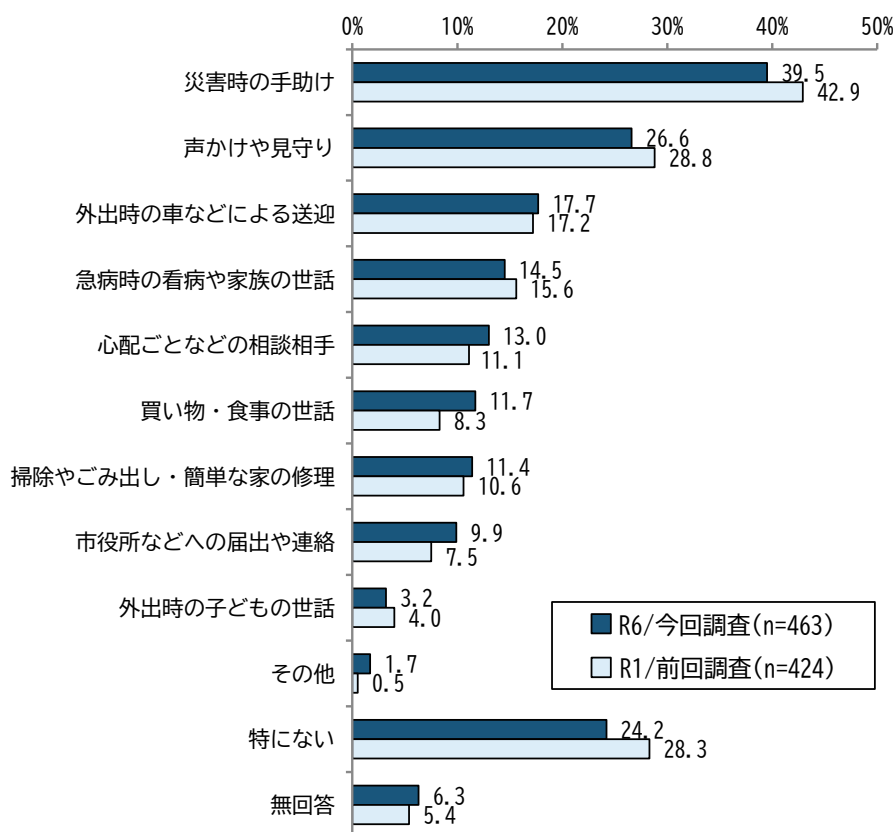
問10 日常生活における悩みや不安の相談先



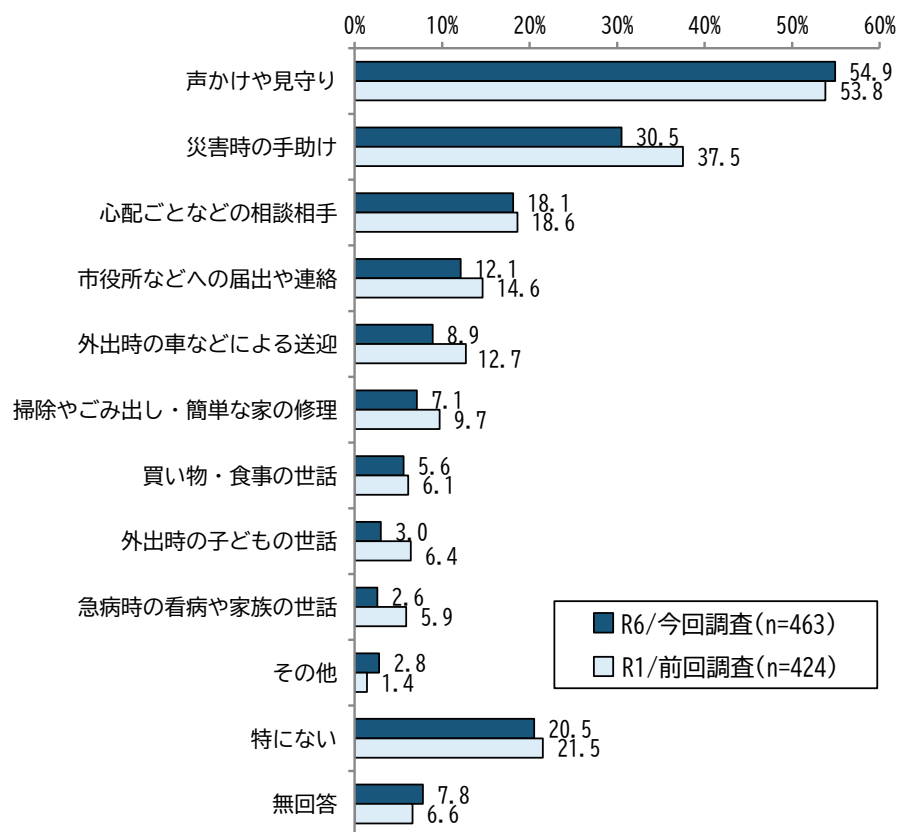
問 11 地域をより良くするために望むこと



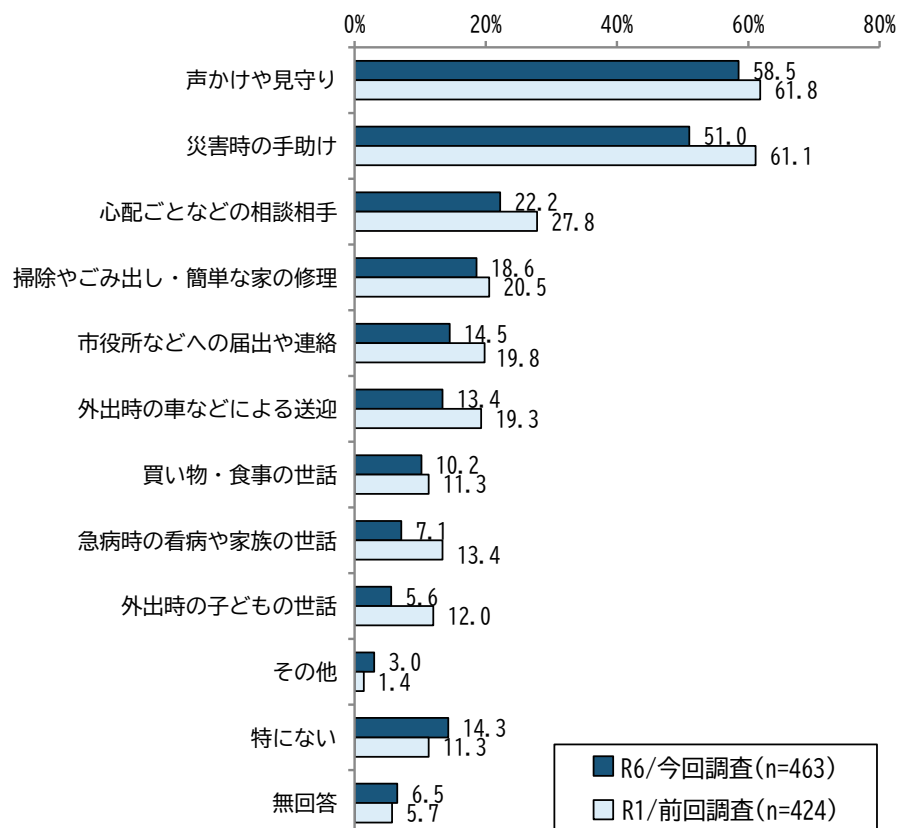
問 12 ①あなたやあなたの家族が今後地域に手助けしてほしいこと



問 12 ②隣近所や地域の困っている家庭に対し、あなた自身ができること

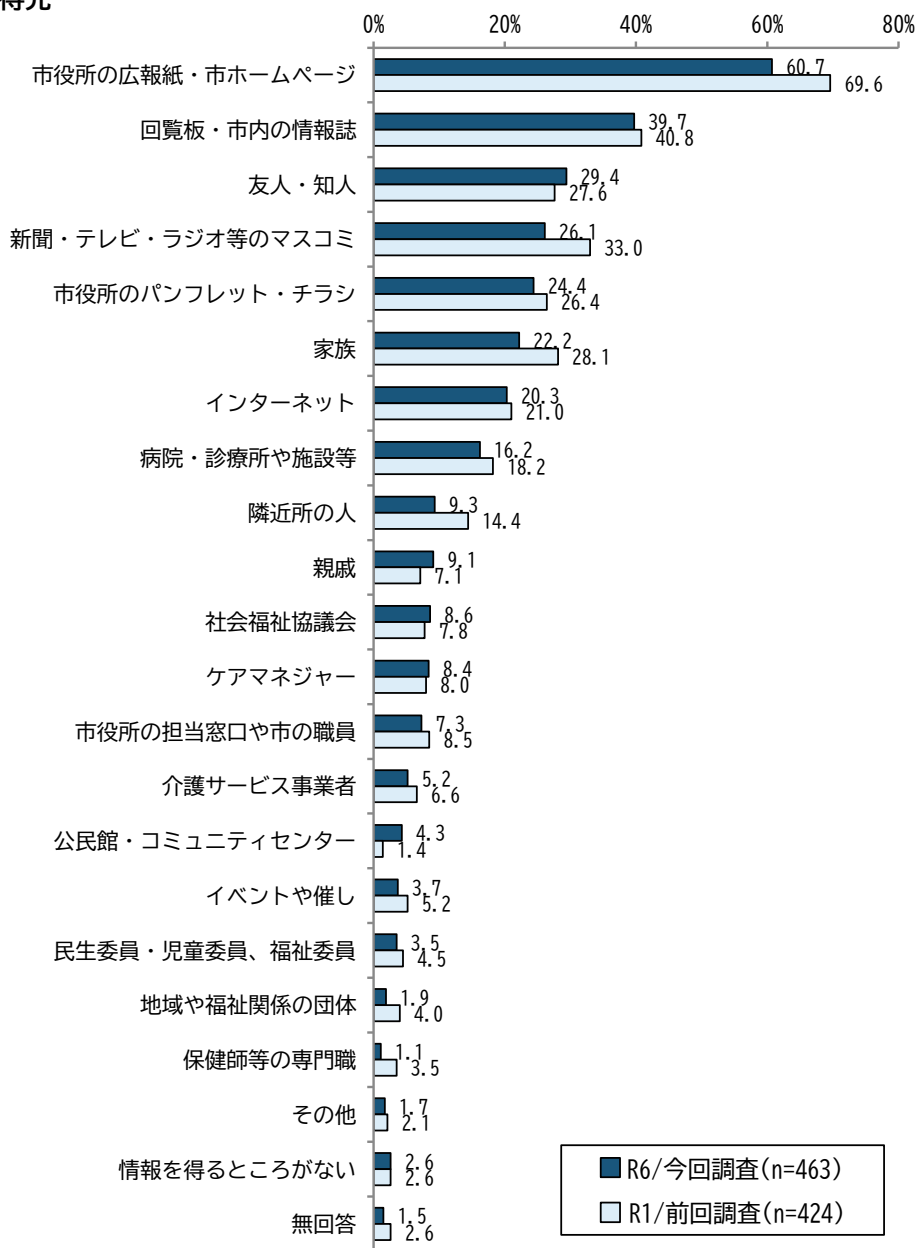


問 12 ③隣近所や地域住民が協力し合うことによってできること



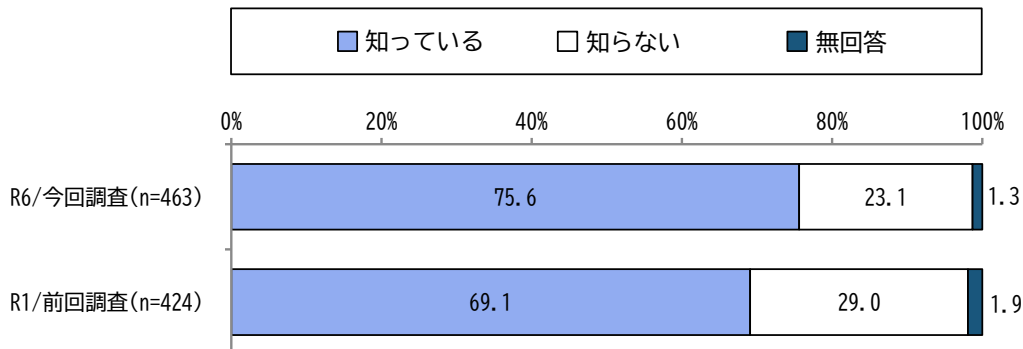
保健、医療、福祉サービスについて

問 13 情報の取得先

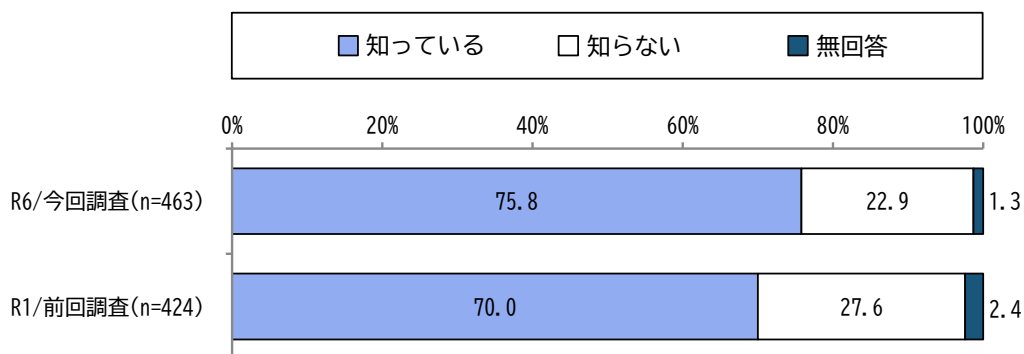


あなたの住んでいる地域について

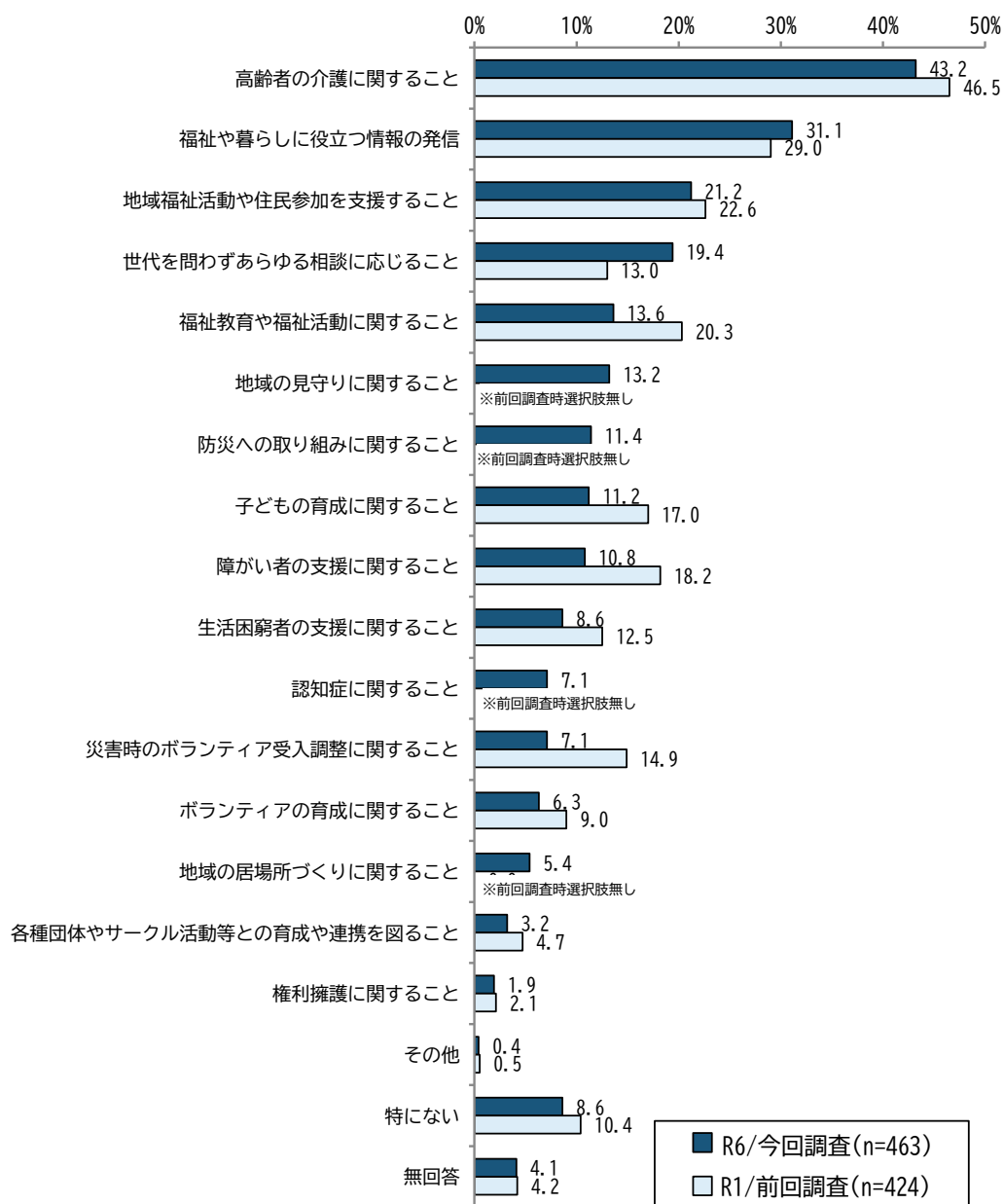
問 14 民生委員・児童委員、福祉委員の認知度



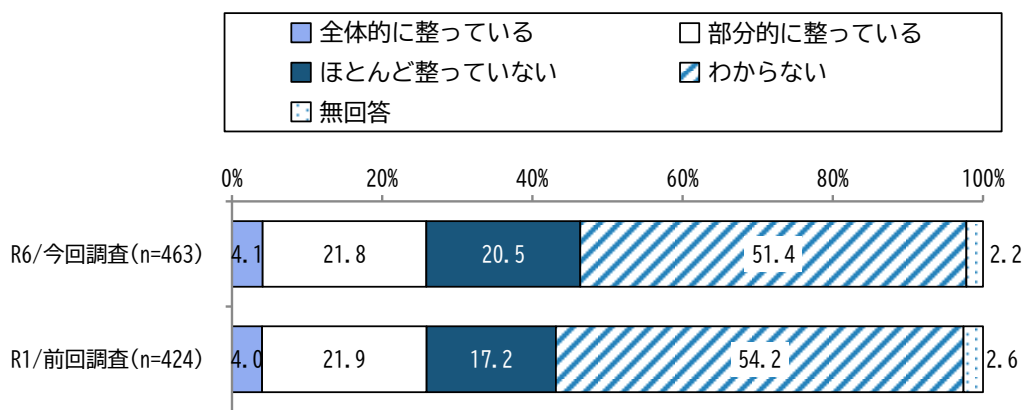
問 15 東かがわ市社会福祉協議会の認知度



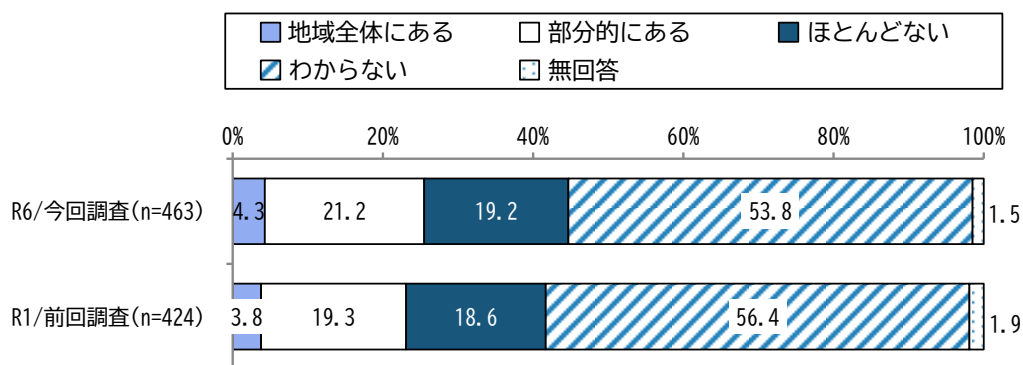
問 16 社会福祉協議会に期待する役割



問 17 緊急時の対応について

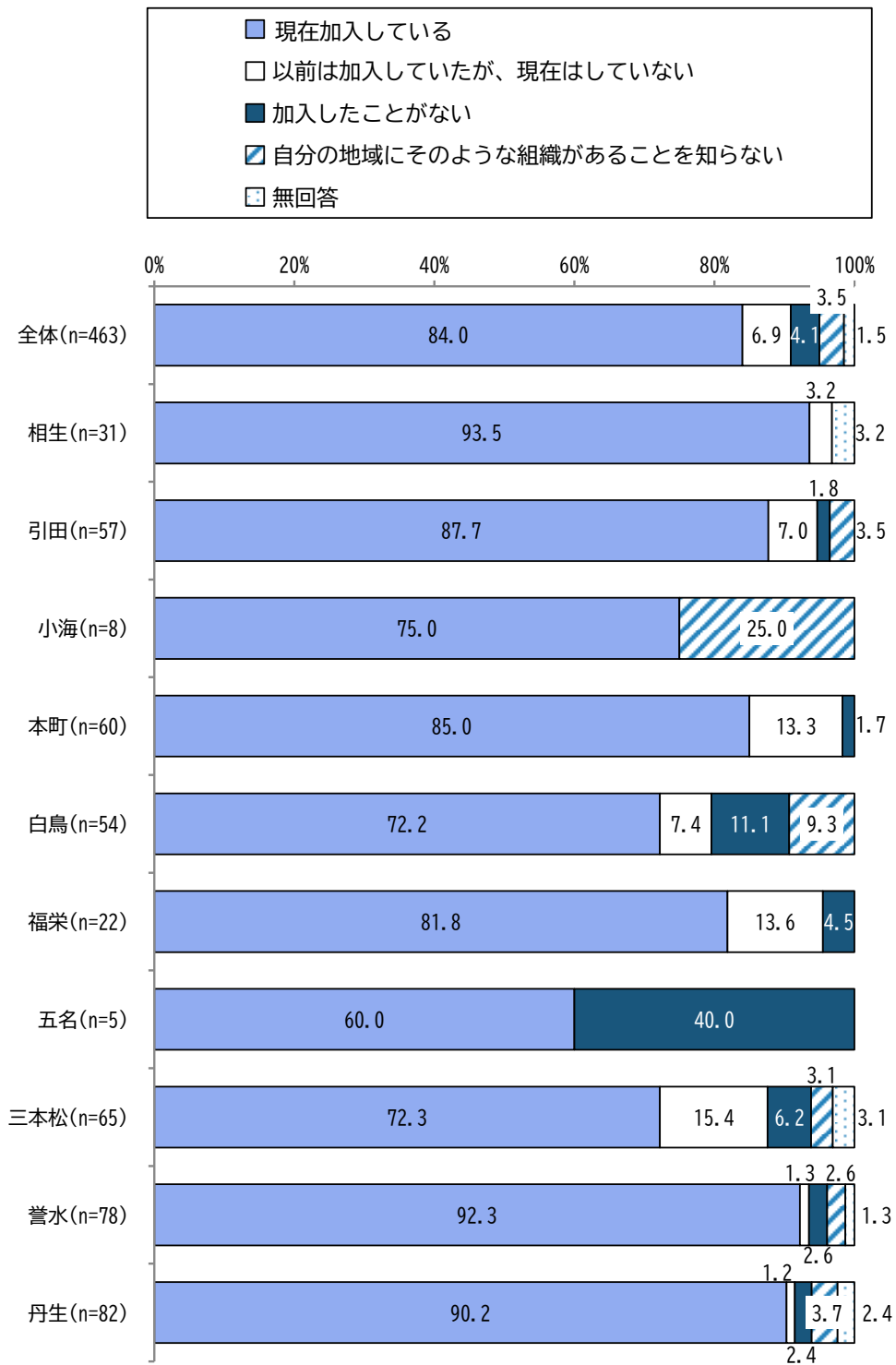


問 18 高齢者、障がい者世帯の訪問や見守り体制の有無について

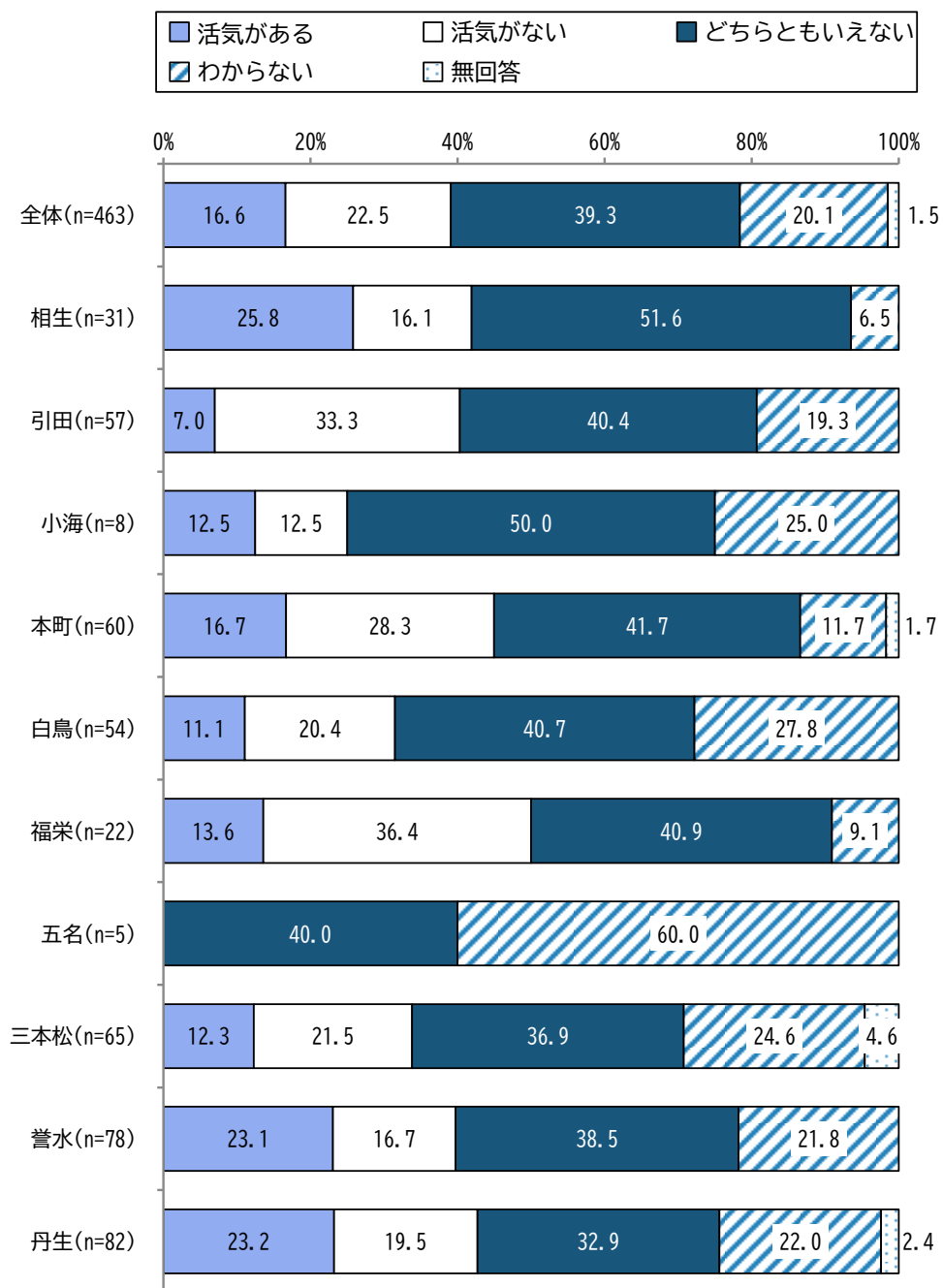


地域における住民活動について

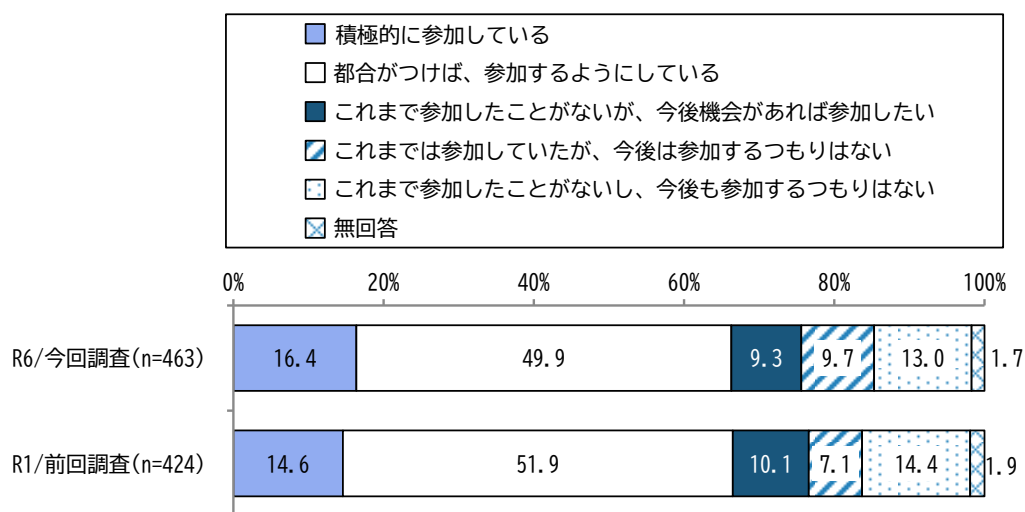
問 19 自治会への加入状況



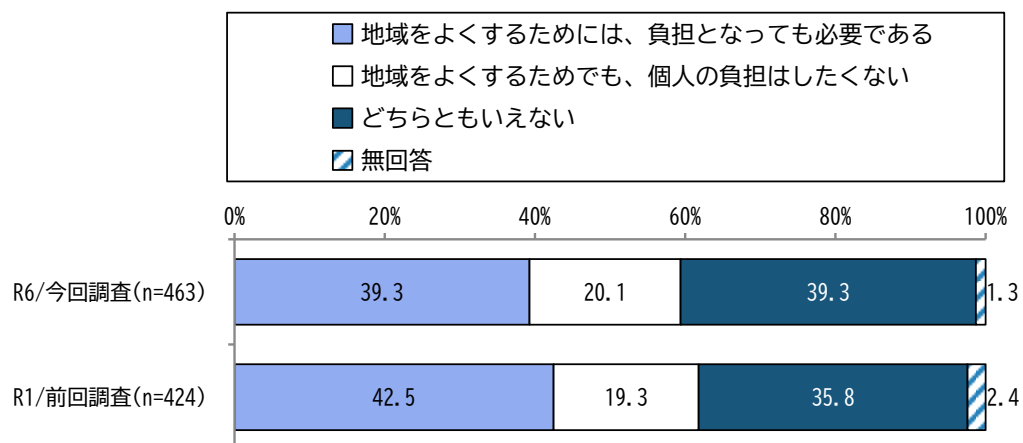
問 20 居住地の自治会の活気



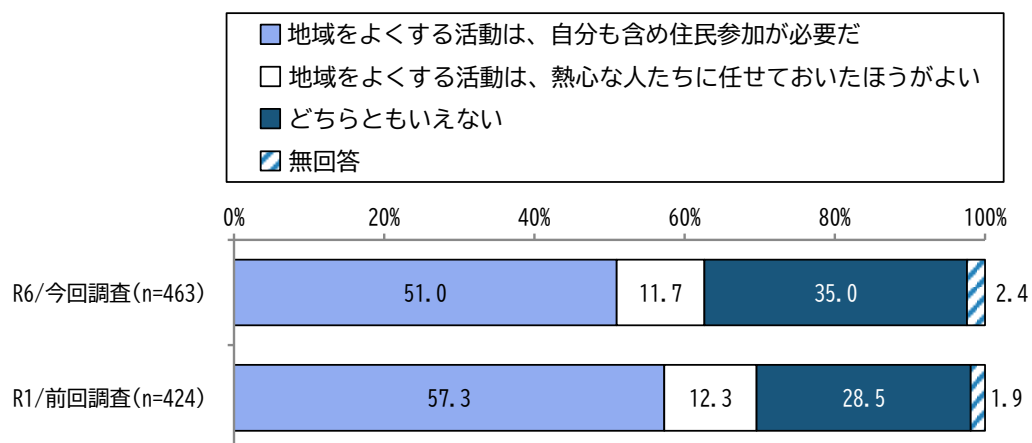
問 21 自治会行事への参加状況



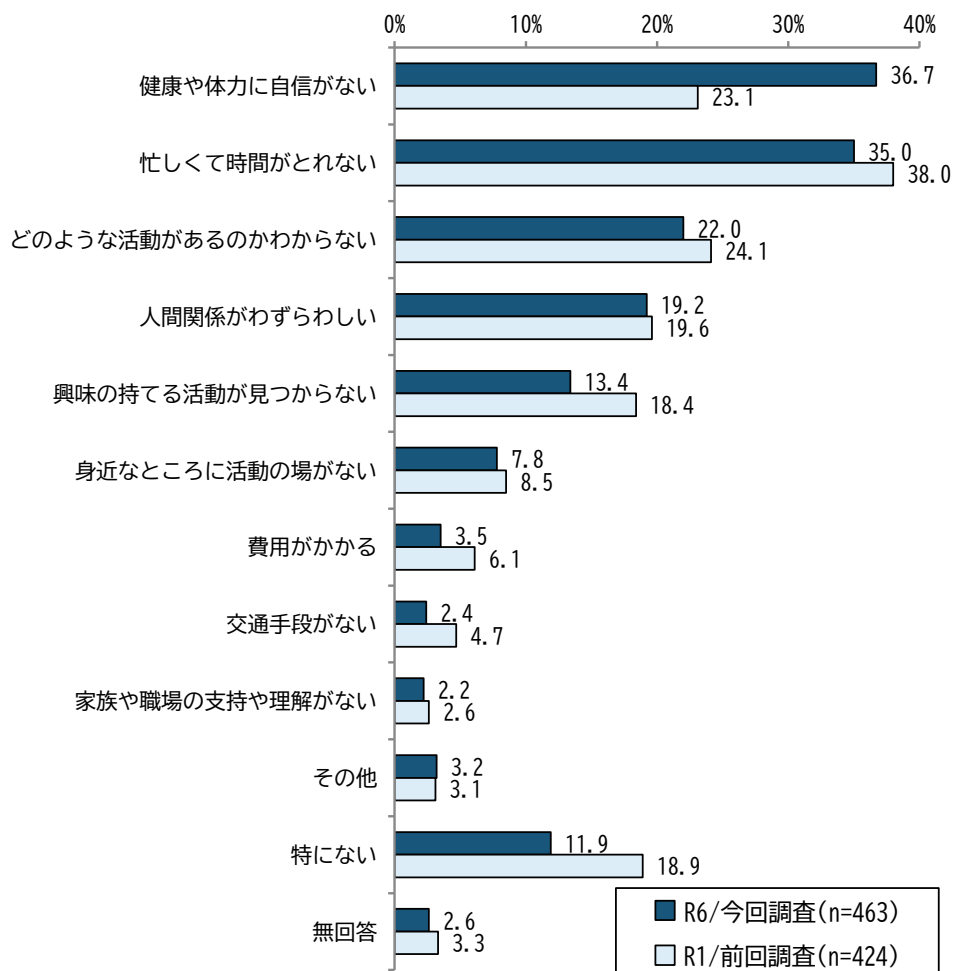
問 22 地域活動に対する負担について



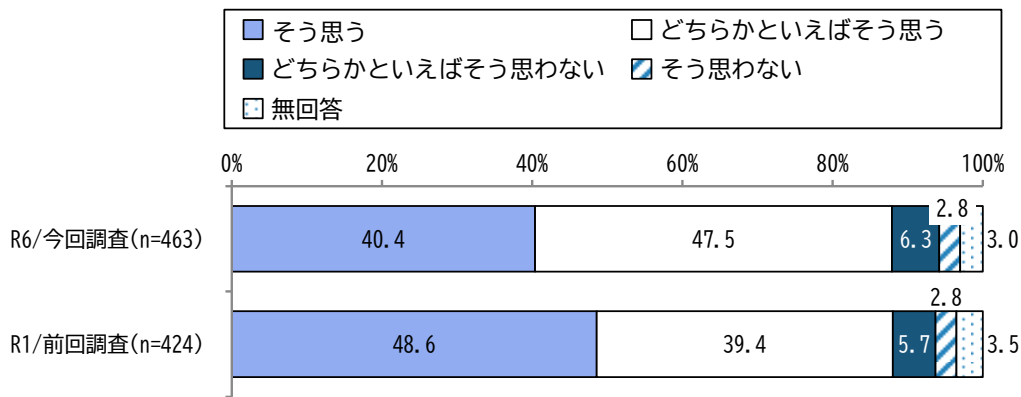
問 23 地域活動に対する参加について



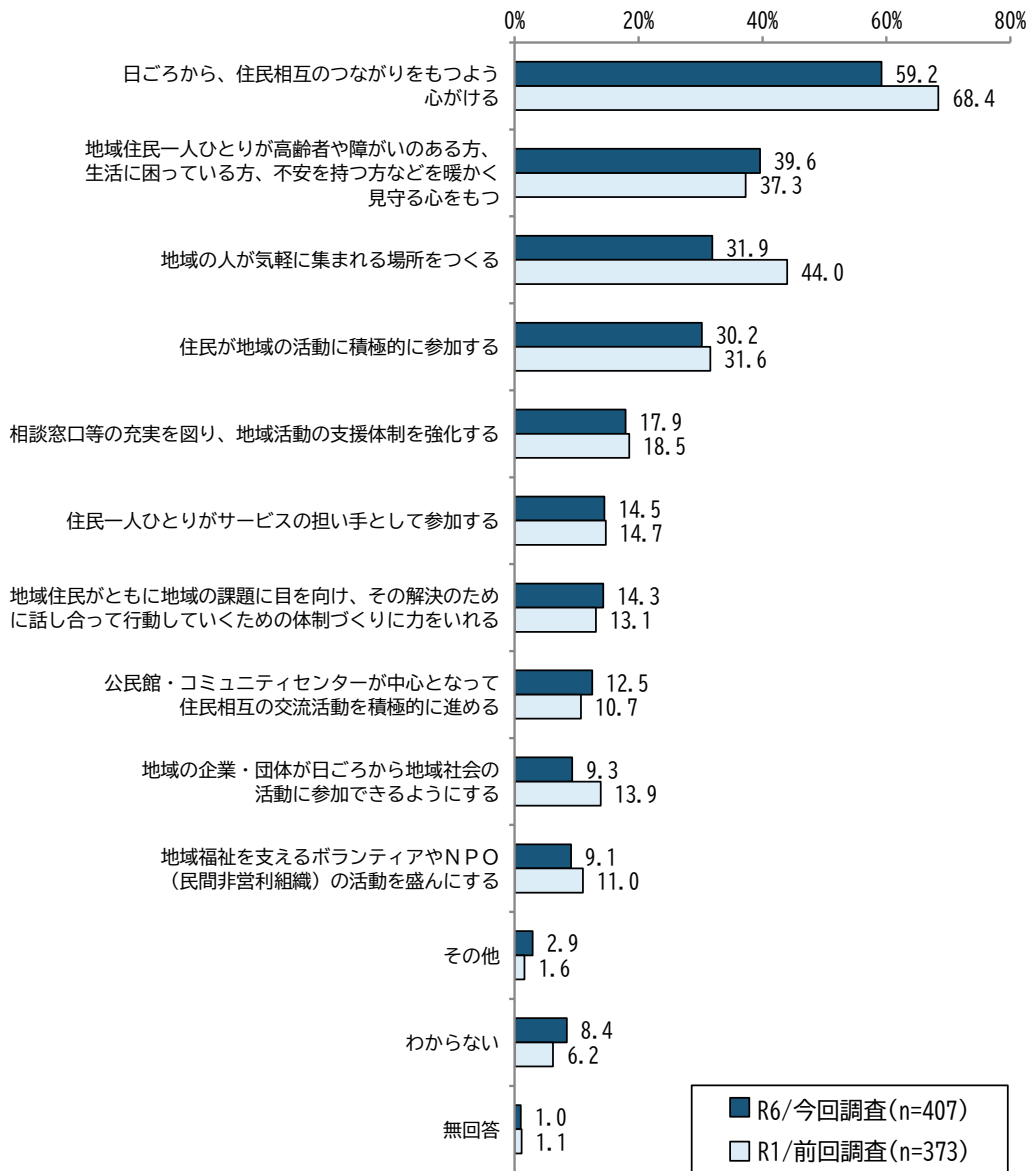
問 24 地域活動の支障について



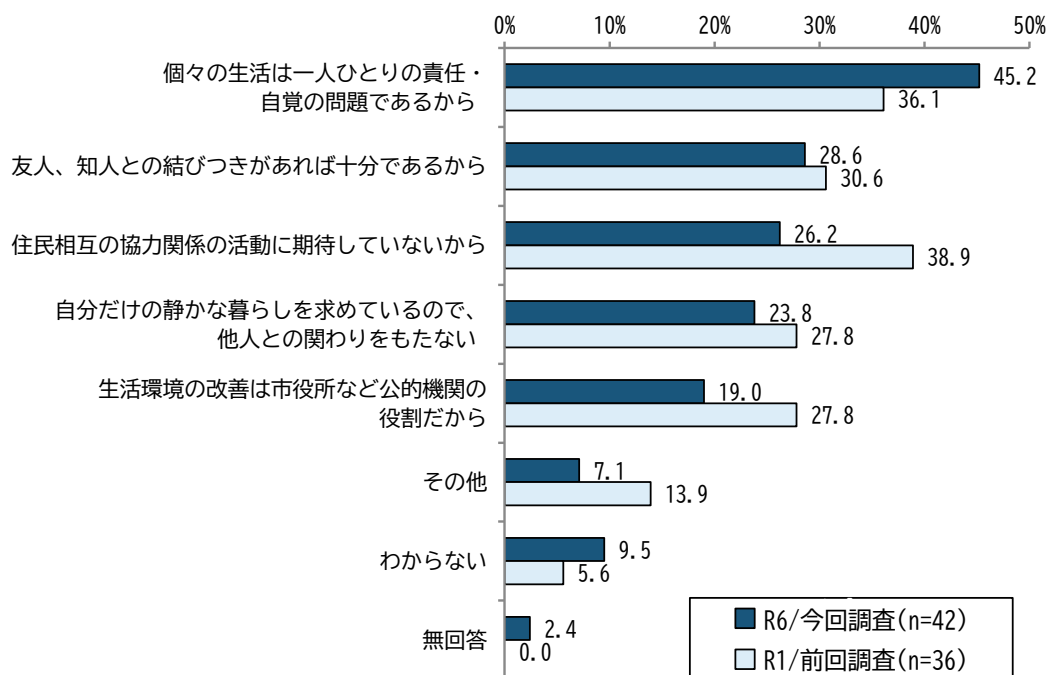
問 25 地域での相互扶助について



問 26 相互扶助に必要なだと思うこと

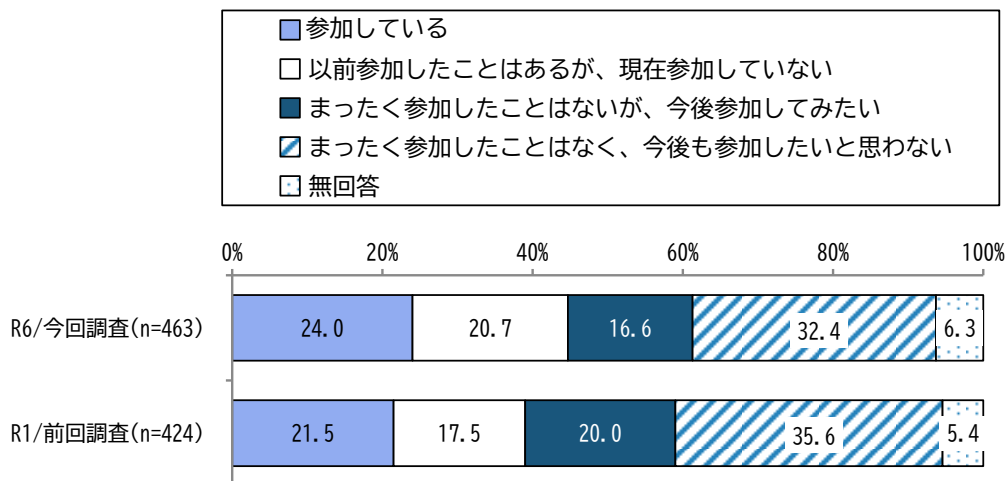


問 27 相互扶助が必要と思わない理由

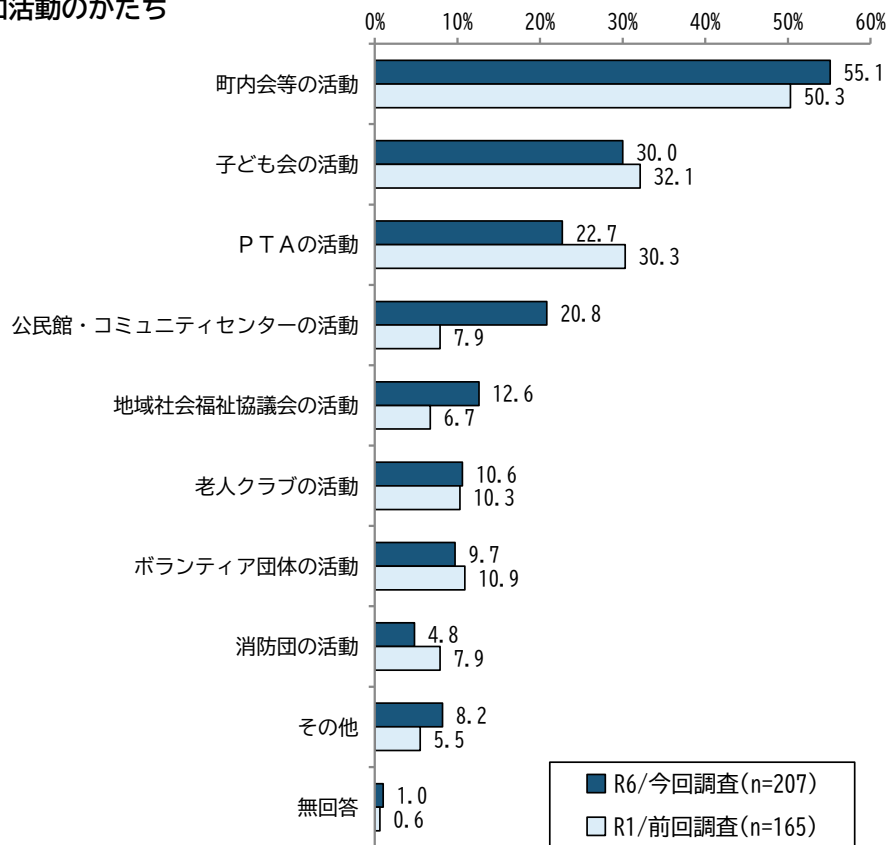


ボランティアやNPO活動について

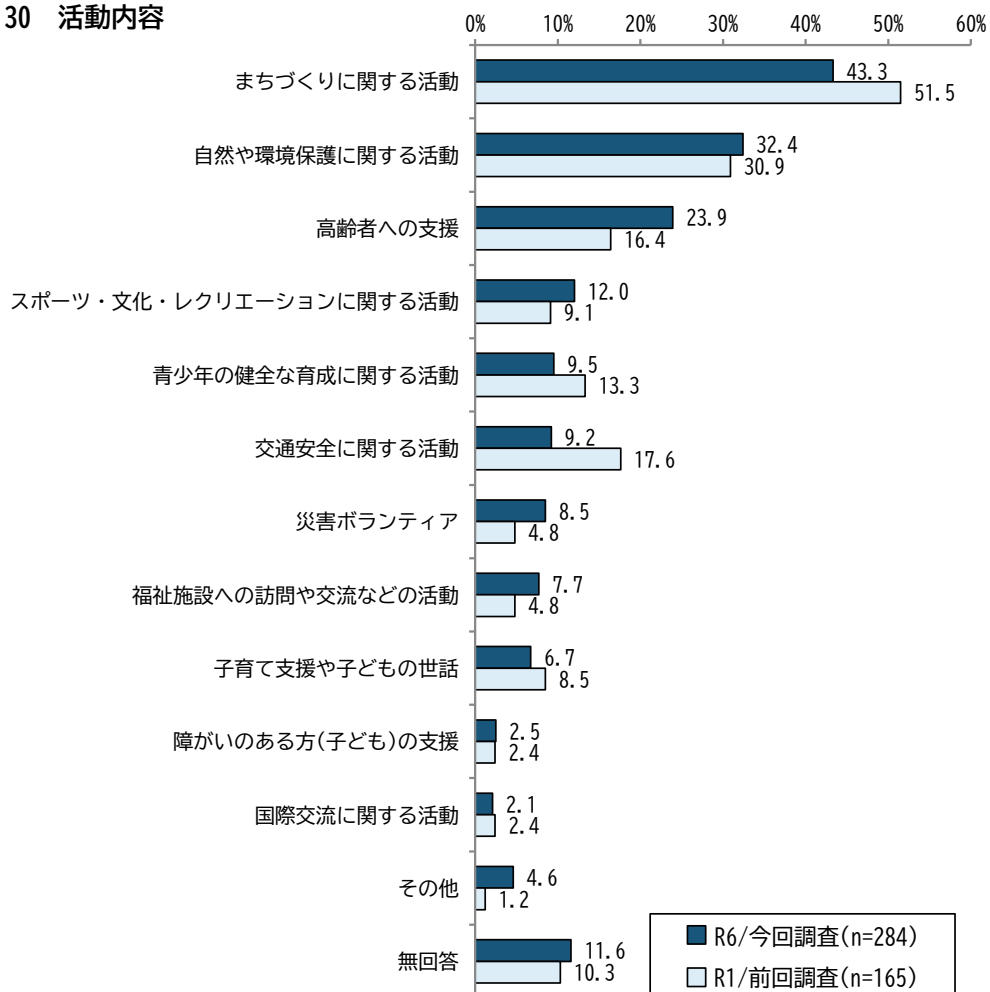
問 28 ボランティアやNPO活動への参加状況



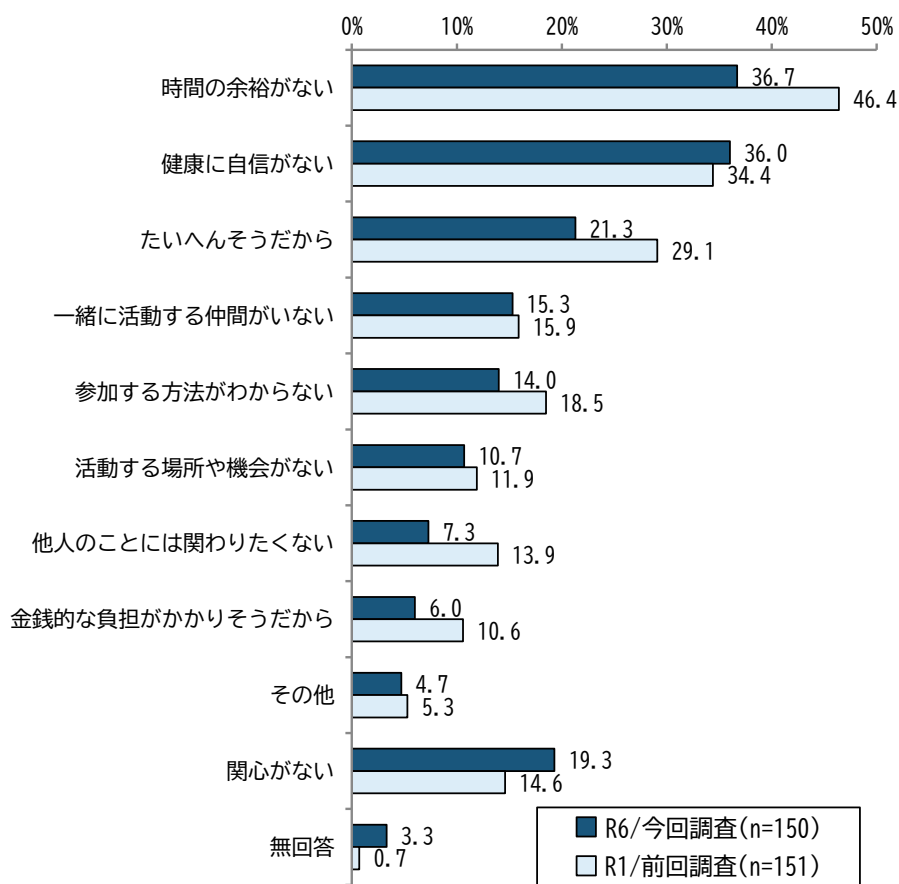
問 29 参加活動のかたち



問 30 活動内容

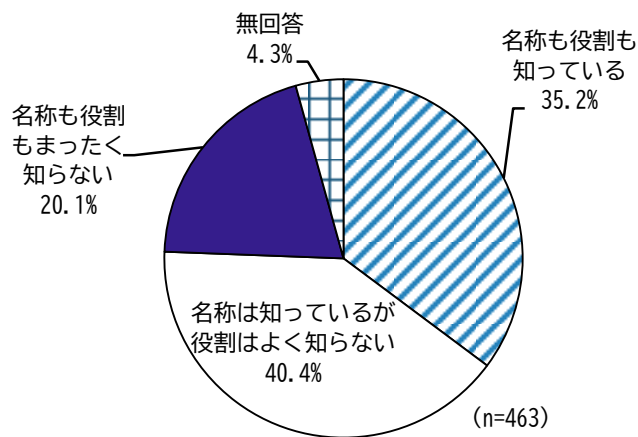


問 31 参加したことがない理由

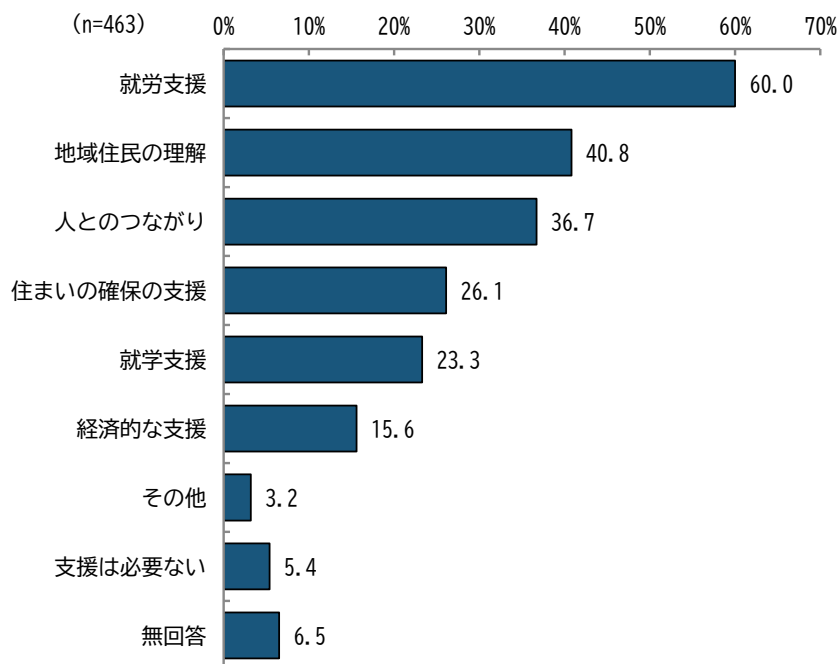


非行や犯罪をした人の立ち直りについて

問 32 保護司の役割の認知度

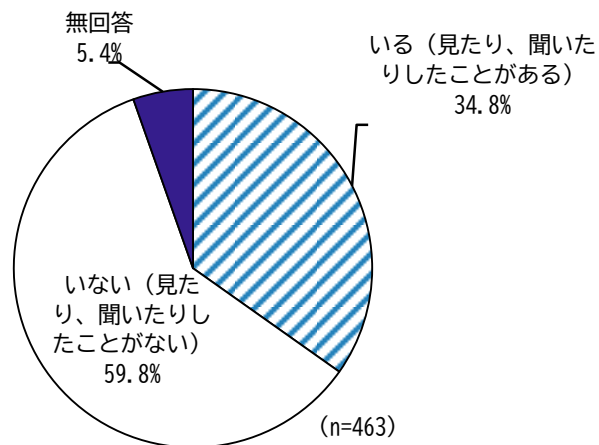


問 33 非行や犯罪をした方に必要だと思う支援

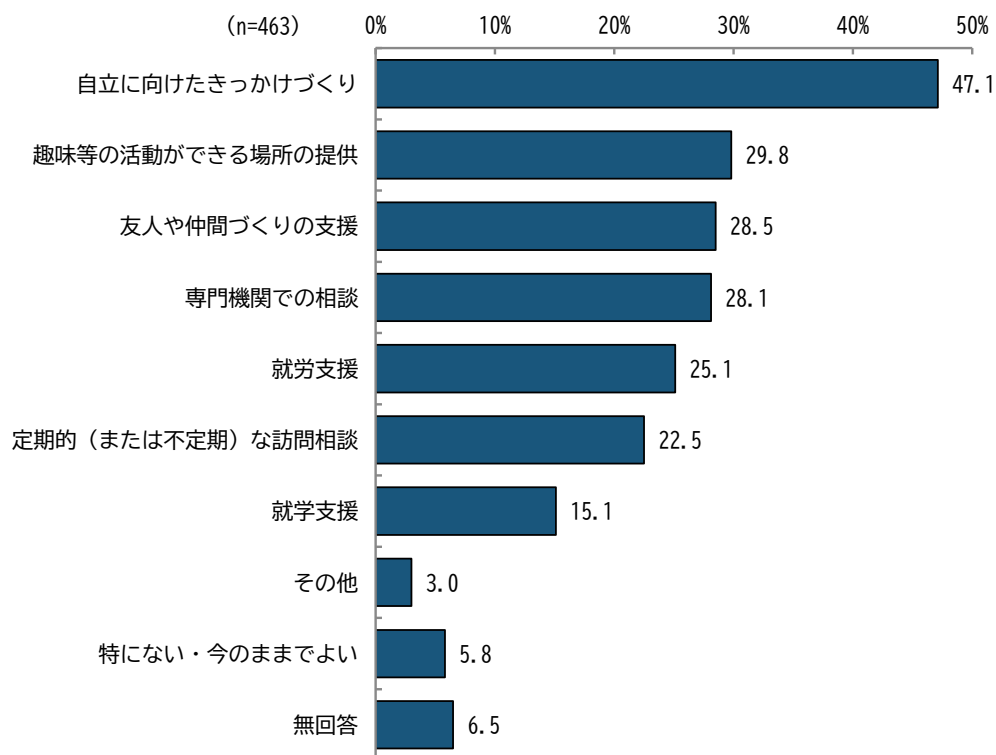


ひきこもりや閉じこもりについて

問 34 身近にひきこもりや閉じこもりの方がいるか

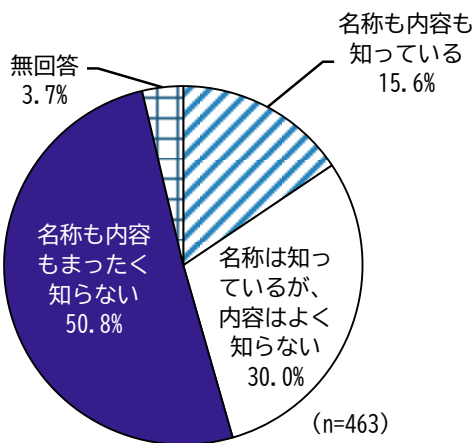


問 35 ひきこもりや閉じこもりの方に必要だと思う支援

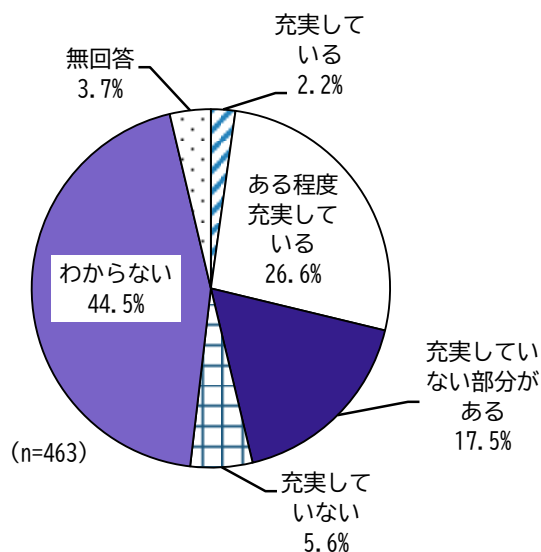


これからの東かがわ市の福祉のあり方について

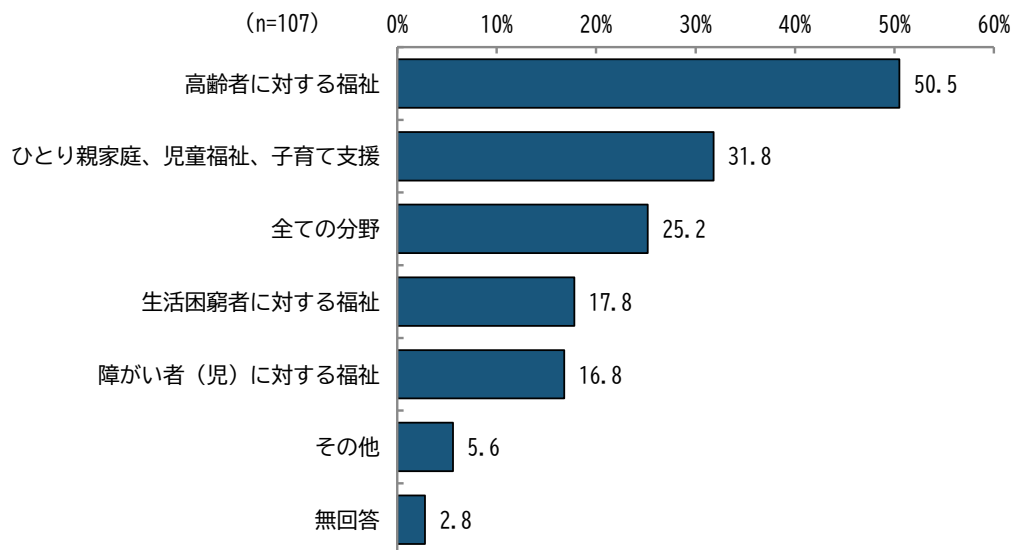
問 36 地域共生社会の認知度



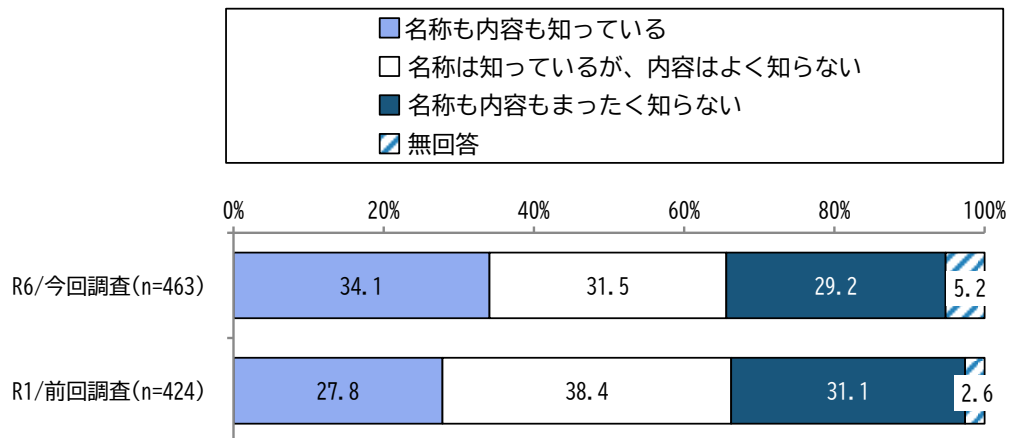
問 37 市の福祉サービスの水準



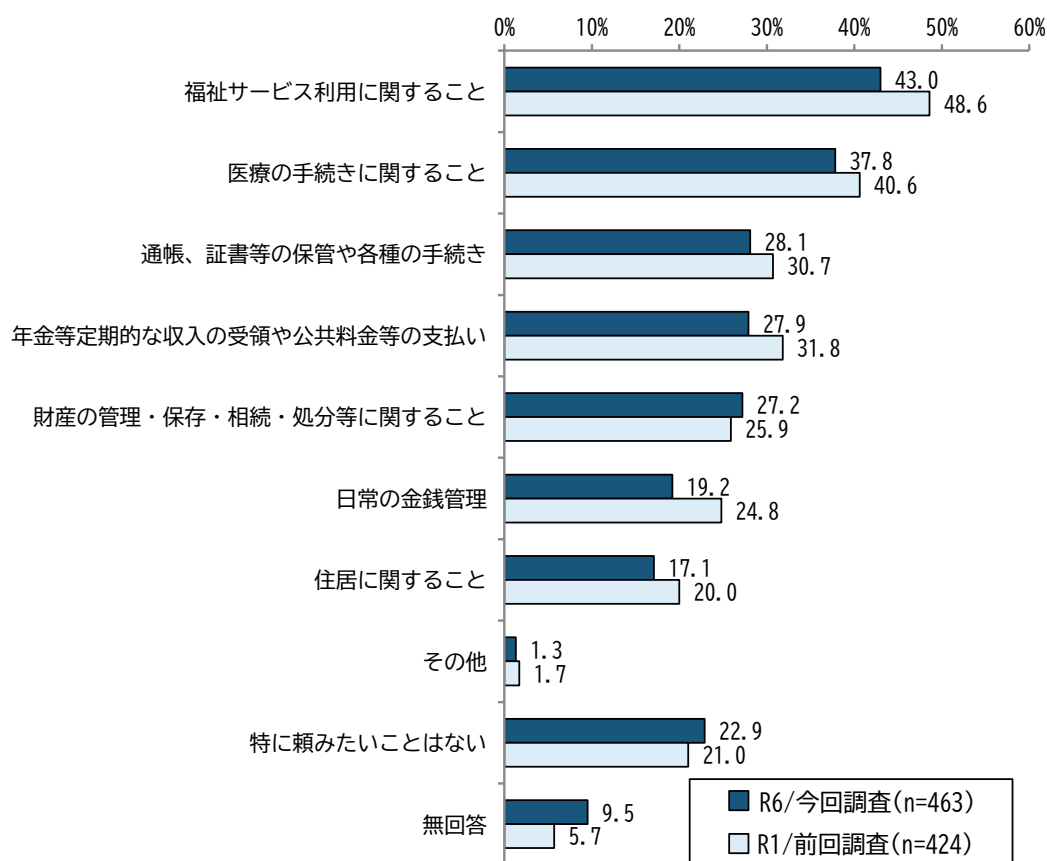
問 38 充実していないと思う福祉サービス



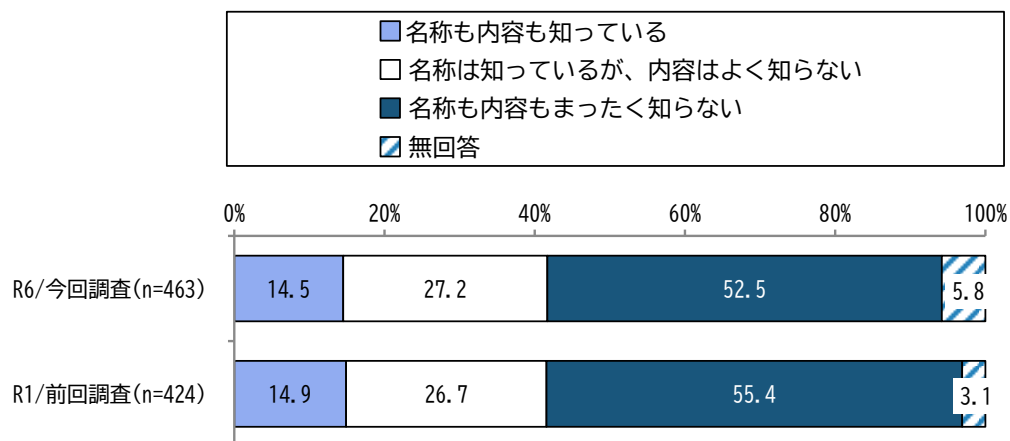
問 39 成年後見制度の認知度



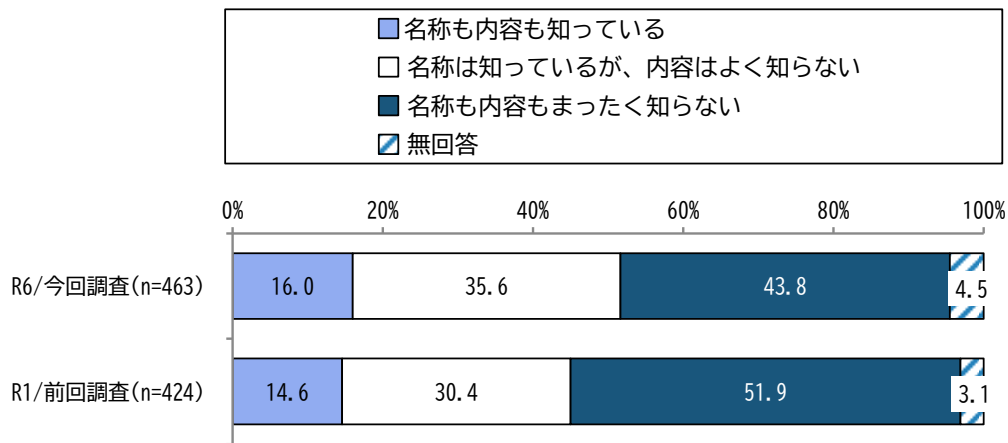
問 40 成年後見制度の利用について



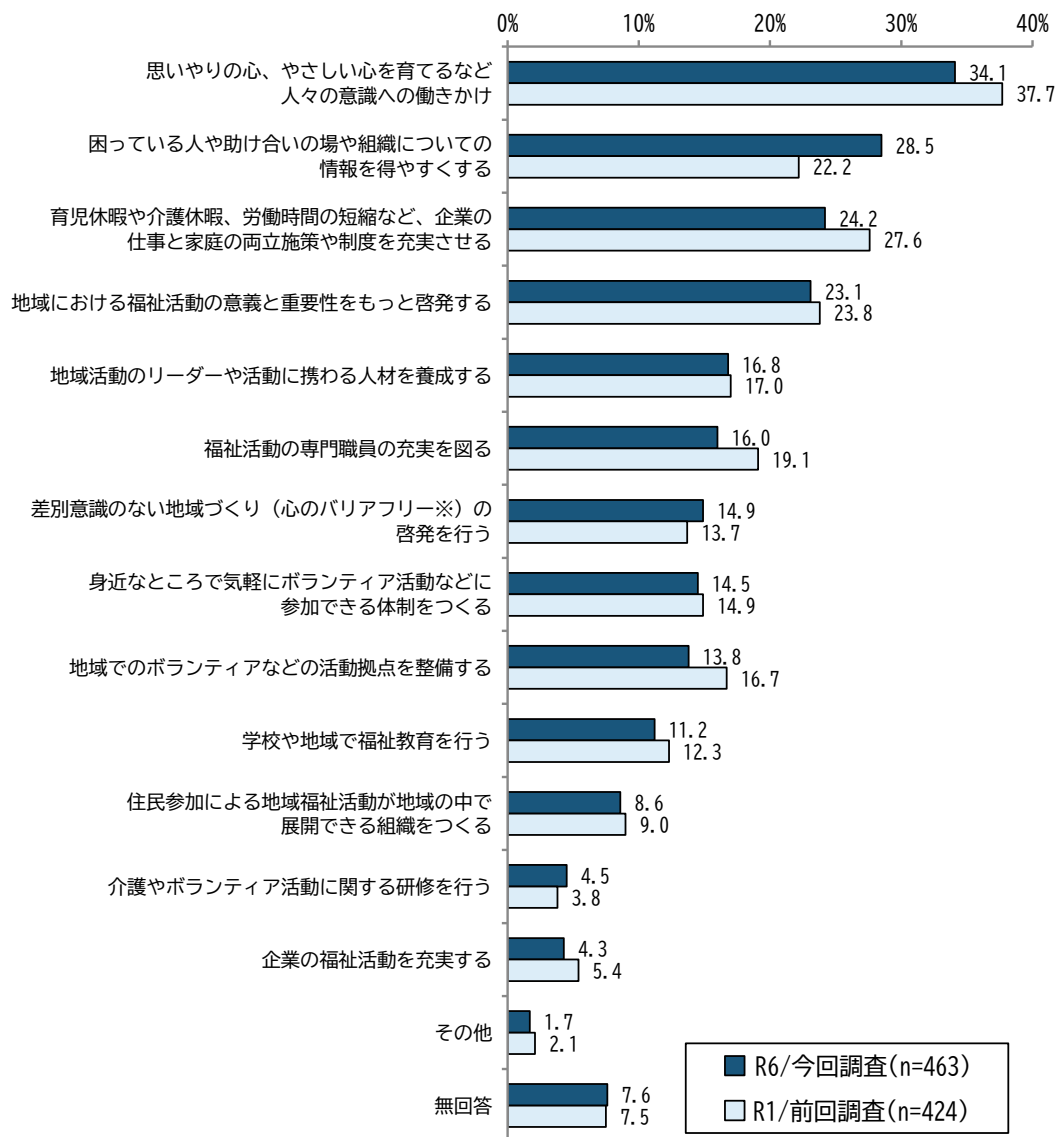
問 41 日常生活自立支援事業の認知度



問 42 生活困窮者自立支援法の認知度

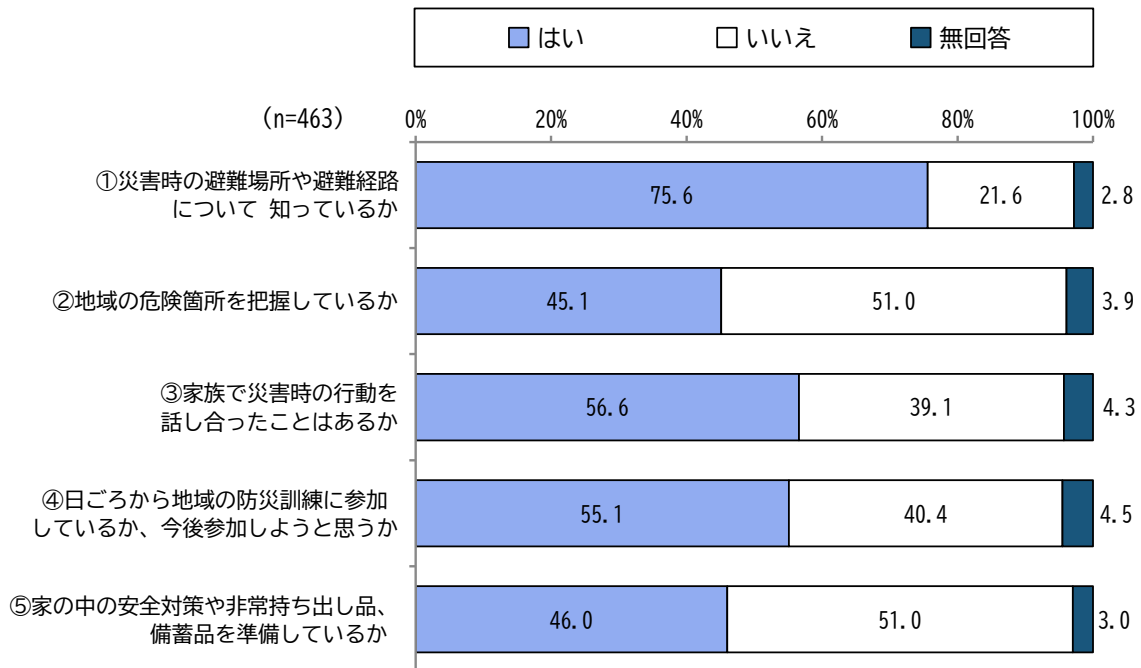


問 43 助け合い活動を活発にするために大切だと思うこと

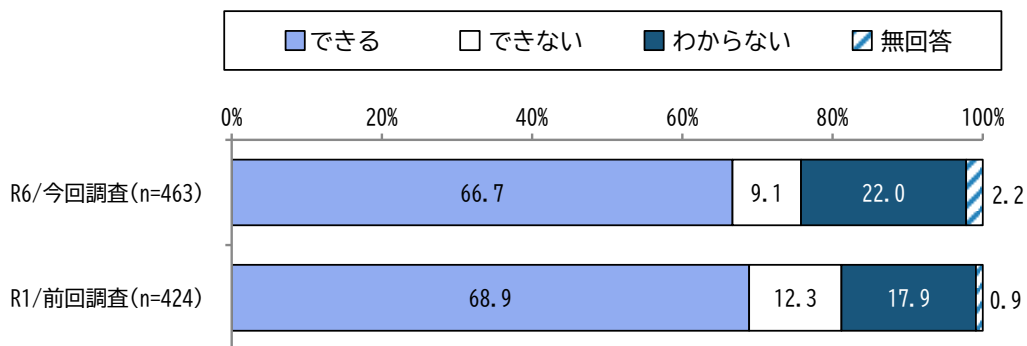


災害時の避難等について

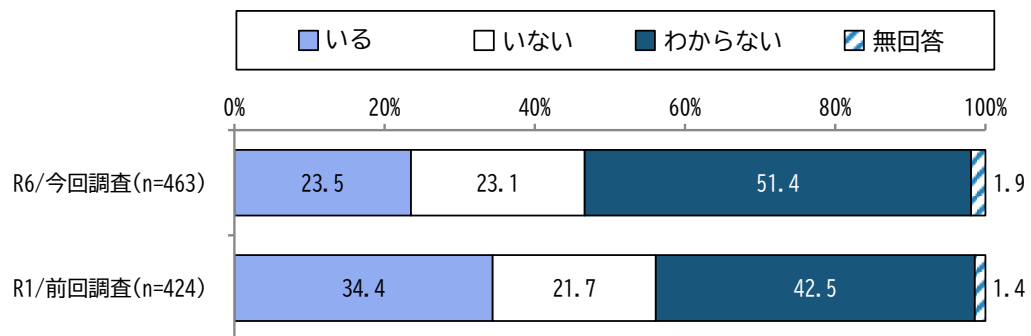
問 44 防災の取組や緊急時の対応についての考え



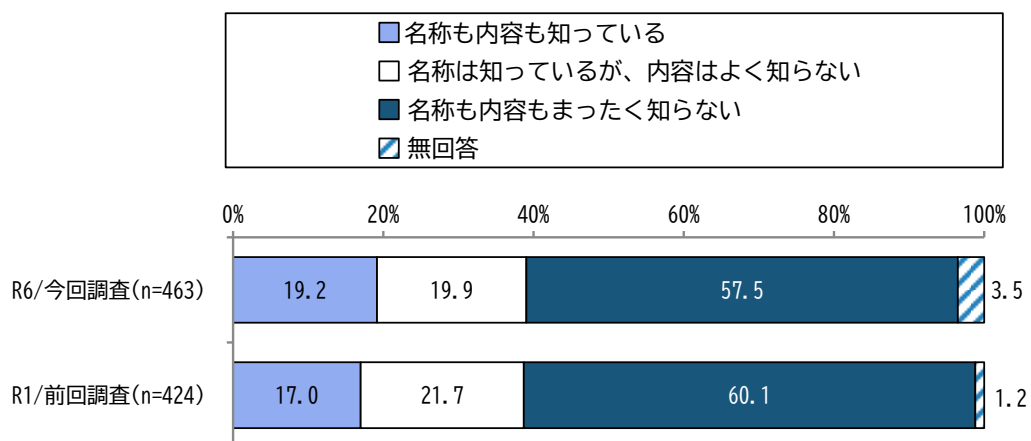
問 45 災害時の避難について



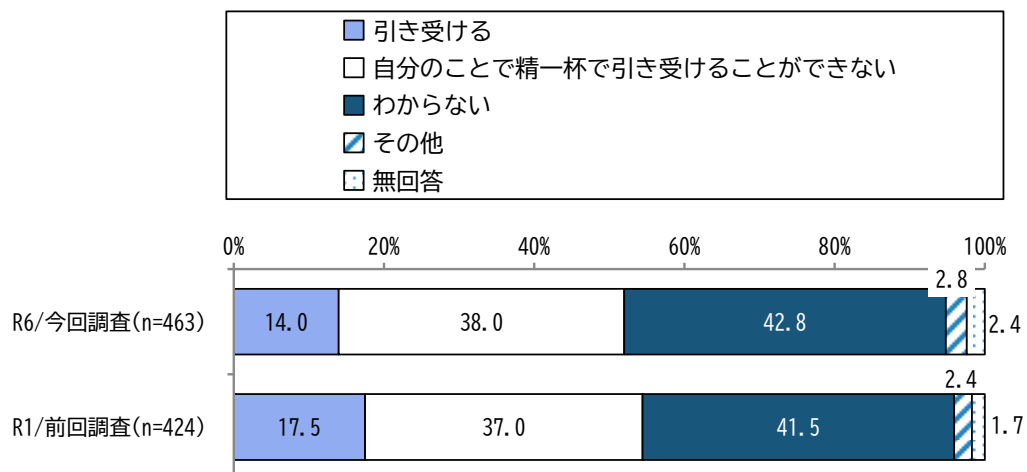
問 46 助けてくれる人の有無



問 47 避難行動要支援者登録制度の認知度



問 48 「地域支援者」の登録について



2 東かがわ市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定する地域福祉計画の策定に関し必要な事項を検討するため、東かがわ市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市民
- (2) 地域福祉に識見のある者
- (3) 各種関係団体関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 市長が特に必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、計画の策定をもって終了するものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員任命後最初の委員会は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民部福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和元年5月15日から施行する。

3 東かがわ市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

区 分	氏 名	所属・団体名
市民	山 中 文	
	田 中 希代子	
地域福祉に識見 のある者	田 中 陽 子	社会福祉法人 香東園 特別養護老人ホーム 絹島荘
	小 田 美 香	東かがわ市市民部長
各種関係団体	矢 野 周 一	東かがわ市自治会連絡協議会
	福 島 洋 司	東かがわ市民生委員児童委員協議会連合会
	田 村 照 栄	東かがわ市福祉委員会
	六 車 ひろみ	東かがわ市婦人団体連絡協議会
	富 田 等	東かがわ市老人クラブ連合会
	工 藤 寿 生	東かがわ市身体障がい者協会
	平 島 要	東かがわ市ボランティアセンター
福祉関係者	西 井 由 美 子	社会福祉法人 恵愛福祉事業団 白鳥園

(順不同・敬称略)

委 員 長：西井 由美子

職務代理者：田村 照栄

東かがわ市地域福祉計画～絆プラン～【第5期計画】

(令和7年度～令和11年度)

発行年月 令和7年3月

発行 東かがわ市 市民部 福祉課

〒769-2792

香川県東かがわ市湊1847番地1

電話 0879-26-1228

FAX 0879-26-1338